

国官会第19132号
国官技第273号
国営計第129号
国営整第155号
国北予第14号
令和5年12月27日

各 地 方 整 備 局 長 殿
北 海 道 開 発 局 長 殿
国土技術政策総合研究所長 殿
国 土 地 理 院 長 殿

国土交通省大臣官房長
国土交通省北海道局長
(公 印 省 略)

アナログ規制見直しのための関連通知の改正について

デジタル臨時行政調査会は、令和4年6月3日、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」を決定し、この中で、代表的なアナログ規制7項目に関する通知・通達等の見直し方針が示された。

これを踏まえ、諸通知を下記のとおり改正することとしたので、貴局においても適切に運用するとともに、遺漏無きよう措置されたい。

記

(会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者の一般競争参加資格の取扱いについての一部改正)

- 1 「会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者の一般競争参加資格の取扱いについて」(平成6年1月18日付け建設省厚発第20号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

3 再申請の受付

- (1) 受付部局長は、更生手続開始決定者から2の通知を受けた場合、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に再申請の受付を開始するものとし、その旨及び次に掲げる事項を更生手続開始決定者に別記様式第2号により通知するものとする。

なお、再申請の受付期間は2日間とする。

① 再申請の受付期間及び提出先

② (略)

③ 5に定めるヒアリングを行う旨、ヒアリング日時及び方法並びにヒアリングに際し参考となる資料を提出する旨

(2) (略)

4 再申請の提出書類

- (1) 受付部局長は、再申請をする者（以下「再申請者」という。）に対し、再申請を希望する部局分も含めて次に掲げる書類を提出させるものとする。書類は、原則として電子メールにより提出させるものとする。

①・② (略)

③ 技術職員名簿及び社会性等の状況を示す資料（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）別記様式第25号の14別紙2及び別紙3に準ずるものをいう。）

④～⑦ (略)

(2) (略)

12 報告

部局長は、6により一般競争参加資格の認定を行ったときは、認定後直ちに国土交通省大臣官房会計課長に報告する。

別記

様式第1号

(用紙A4)

再度の一般競争（指名競争）資格審査の申請希望通知書

○年○月○日

(略)

3 再申請の受付

- (1) 受付部局長は、更生手続開始決定者から2の通知を受けた場合、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に再申請の受付を開始するものとし、その旨及び次に掲げる事項を更生手続開始決定者に別記様式第2号により通知するものとする。

なお、再申請の受付期間は2日間とする。

① 再申請の受付期間及び受付場所

② (略)

③ 5に定めるヒアリングを行う旨並びにヒアリング日時及び場所並びにヒアリングに際し参考となる資料を提出する旨

(2) (略)

4 再申請の提出書類

- (1) 受付部局長は、再申請をする者（以下「再申請者」という。）に対し、再申請を希望する部局分も含めて次に掲げる書類を提出させるものとする。書類は、持参させるものとし、郵送又は電送によるものは受け付けないものとする。

①・② (略)

③ 技術職員名簿及び社会性等の状況を示す資料（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第19条の7別記様式第25号の11別紙2及び3に準ずるものをいう。）

④～⑦ (略)

(2) (略)

12 報告

部局長は、6により一般競争参加資格の認定を行ったときは、認定後直ちに国土交通省大臣官房地方課長に報告する。

別記

様式第1号

(用紙A4)

再度の一般競争（指名競争）資格審査の申請希望通知書

平成○年○月○日

(略)

様式第2号

(用紙A4)

再度の一般競争（指名競争）資格審査の申請受付開始通知書

〇年〇月〇日

〇〇〇〇〇〇〇〇 殿

〇〇地方整備局長

〇年〇月〇日付けの再度の一般競争（指名競争）資格審査の申請を行う旨の通知に対して下記のとおりに受付を行うこととしたので、通知する。

記

1 受付期間及び提出先

(1) 受付期間 〇年〇月〇日（ ）から〇年〇月〇日（ ）まで午前〇時から午後〇時まで

(2) 提出先 〇〇地方整備局総務部契約課
TEL〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇〇〇@〇〇〇〇

2 提出書類

申請の際に、次に掲げる書類を提出すること。ただし、書類は、原則として電子メールにより提出すること。

(1)・(2) (略)

(3) 技術職員名簿及び社会性等の状況を示す資料（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）別記様式第25号の14別紙2及び別紙3に準ずるものをいう。）

(4)～(7) (略)

3 ヒアリング

次に掲げる事項についてヒアリングを行うので、ヒアリングに際し参考となる資料を2の提出資料とともに提出すること。なお、ヒアリング日時及び方法は、受付の際に通知する。

(1)～(7) (略)

様式第2号

(用紙A4)

再度の一般競争（指名競争）資格審査の申請受付開始通知書

平成〇年〇月〇日

〇〇〇〇〇〇〇〇 殿

〇〇地方整備局長

平成〇年〇月〇日付けの再度の一般競争（指名競争）資格審査の申請を行う旨の通知に対して下記のとおりに受付を行うこととしたので、通知する。

記

1 受付期間及び受付場所

(1) 受付期間 平成〇年〇月〇日（ ）から平成〇年〇月〇日（ ）まで午前〇時から午後〇時まで

(2) 受付場所 〒〇〇〇-〇〇〇〇〇〇市・
・・・
〇〇地方整備局総務部契約課
TEL〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

2 提出書類

申請の際に、次に掲げる書類を提出すること。ただし、書類は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(1)・(2) (略)

(3) 技術職員名簿及び社会性等の状況を示す資料（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第19条の7別記様式第25号の11別紙2及び3に準ずるものをいう。）

(4)～(7) (略)

3 ヒアリング

次に掲げる事項についてヒアリングを行うので、ヒアリングに際し参考となる資料を2の提出資料とともに提出すること。なお、ヒアリング日時及び場所は、受付の際に通知する。

(1)～(7) (略)

(公募型プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の選定・特定手続についての一部改正)

- 2 「公募型プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の選定・特定手続について」(平成6年6月21日付け建設省厚発第270号、建設省技調発第136号、建設省営建発第25号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
3 参加表明書の内容 参加表明書には、当該業務の特性に応じて地方整備局長等が次に掲げる事項の中から選択したものを記載させるものとする。 (1) 建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)その他の登録規程に基づく登録状況 (2)～(5) (略) 4 手続開始の公示 (1) 地方整備局長等は、参加表明書の提出を求める場合には、官報に次に掲げる事項を公示するものとする。<u>また、当該事項は、入札情報サービス(PPI)にも掲載するものとする。</u> ①～④ (略) ⑤ 説明書の交付期間<u>及び交付方法</u> ⑥ 参加表明書の受領期限、<u>提出先及び提出方法</u> ⑦ 技術提案書の受領期限、<u>提出先及び提出方法</u> ⑧～⑪ (略) (2)・(3) (略) 5 説明書の交付 (1) (略) (2) 説明書には、4(1) (⑤を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載するものとする。 ①・② (略) ③ 説明書に対する質問の受領期間、<u>提出先</u>、提出方法及びその回答方法	3 参加表明書の内容 参加表明書には、当該業務の特性に応じて地方整備局長等が次に掲げる事項の中から選択したものを記載させるものとする。 (1) 建設コンサルタント登録規程(昭和52年4月15日建設省告示第717号)その他の登録規程に基づく登録状況 (2)～(5) (略) 4 手続開始の公示 (1) 地方整備局長等は、参加表明書の提出を求める場合には、官報に次に掲げる事項を公示するものとする。<u>。</u> ①～④ (略) ⑤ 説明書の交付期間、<u>場所及び方法</u> ⑥ 参加表明書の受領期限<u>並びに提出場所及び方法</u> ⑦ 技術提案書の受領期限<u>並びに提出場所及び方法</u> ⑧～⑪ (略) (2)・(3) (略) 5 説明書の交付 (1) (略) (2) 説明書には、4(1) (<u>4(1)⑤</u>を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載するものとする。 ①・② (略) ③ 説明書に対する質問の受領期間、<u>提出場所</u>、提出方法及びその回答方法

④・⑤ (略) (3)・(4) (略) 別 添 手続開始の標準公示例 5 手続等 (1) (略) (2) 説明書の交付期間及び交付方法 (略) (3) 参加表明書の受領期限、提出先及び提出方法 令和〇年〇月〇日00時00分 (1)に同じ。 原則として電子入札システムにより提出すること。 (4) 技術提案書の受領期限、提出先及び提出方法 令和〇年〇月〇日00時00分 (1)に同じ。 原則として電子入札システムにより提出すること。	④・⑤ (略) (3)・(4) (略) 別 添 手続開始の標準公示例 5 手続等 (1) (略) (2) 説明書の交付期間、場所及び方法 (略) (3) 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法 令和〇年〇月〇日00時00分 (1)に同じ。 持参若しくは郵送（書留郵便に限る。）する又は電子入札システムにより提出すること。 (4) 技術提案書の受領期限並びに提出場所及び方法 令和〇年〇月〇日00時00分 (1)に同じ。 持参若しくは郵送（書留郵便に限る。）する又は電子入札システムにより提出すること。
---	--

(公募型競争入札方式に基づく建設コンサルタント等の選定手続についての一部改正)

3 「公募型競争入札方式に基づく建設コンサルタント等の選定手続について」

(平成6年6月21日付け建設省厚発第271号、建設省技調発第137号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののよう改める。

改正後	改正前
3 参加表明書の内容 参加表明書には、当該業務の特性に応じて地方整備局長等が次に掲げる事項の中から選択したものを記載させるものとする。 (1) 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）その他の登録規程に基づく登録状況 (2)～(5) (略)	3 参加表明書の内容 参加表明書には、当該業務の特性に応じて地方整備局長等が次に掲げる事項の中から選択したものを記載させるものとする。 (1) 建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号）その他の登録規程に基づく登録状況 (2)～(5) (略)

4 手続開始の公示

- (1) 地方整備局長等は、参加表明書の提出を求める場合には、官報に次に掲げる事項を公示するものとする。また、当該事項は、入札情報サービス（P P I）にも掲載するものとする。

① （略）

② 指名競争参加資格の申請時期及び申請先

③・④ （略）

⑤ 入札説明書の交付期間及び交付方法

⑥ 参加表明書の受領期限、提出先及び提出方法

⑦～⑮ （略）

(2)・(3) （略）

5 入札説明書の交付

(1) （略）

- (2) 入札説明書には、4(1)（⑤を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載するものとする。

①・② （略）

③ 入札説明書に対する質問の受領期間、提出先、提出方法及びその回答方法

④・⑤ （略）

(3)・(4) （略）

9 入札説明書に対する質問

- (1) 入札説明書に対する質問書の提出があった場合においては、その質問に対する回答書を原則として電子入札システムにより閲覧に供するものとする。

(2)・(3) （略）

10 入札の執行

- (1) 入札は原則として電子入札システムによるものとする。

(2)・(3) （略）

(別添1)

手続開始の標準公示例及び標準入札公示例

3 入札手続等

4 手続開始の公示

- (1) 地方整備局長等は、参加表明書の提出を求める場合には、官報に次に掲げる事項を公示するものとする。

① （略）

② 指名競争参加資格の申請の時期及び場所

③・④ （略）

⑤ 入札説明書の交付期間、場所及び方法

⑥ 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

⑦～⑮ （略）

(2)・(3) （略）

5 入札説明書の交付

(1) （略）

- (2) 入札説明書には、4(1)（4(1)④を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載するものとする。

①・② （略）

③ 入札説明書に対する質問の受領期間、提出場所、提出方法及びその回答方法

④・⑤ （略）

(3)・(4) （略）

9 入札説明書に対する質問

- (1) 入札説明書に対する質問書の提出があった場合においては、その質問に対する回答書を閲覧に供するものとする。

(2)・(3) （略）

10 入札の執行

- (1) 入札は持参又は郵送によるものとする。なお、郵便による入札の受領期限は、入札執行の日時前の日時とすることができるものとする。

(2)・(3) （略）

(別添1)

手続開始の標準公示例及び標準入札公示例

3 入札手続等

(1) (略)

(2) 指名競争参加資格の申請時期及び申請先

上記2(1)②に掲げる指名競争参加資格の認定に係る申請は、「競争参加者の資格に関する公示」（令和○年○月○日付け国土交通省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長公示）別記に掲げる当該者（当該者が設計共同体である場合においては、その代表者。）の本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、同別記に定める申請先において、随時受け付ける。

〔また、当該者が参加表明書を提出したときに限り、○○地方整備局総務部契約課（〒○○○-○○○○○ ○○県○○市○○町○-○-○ 電話○○○○○-○○-○○○○○）においても当該指名競争参加資格の認定に係る申請を受け付ける。〕

(3) 入札説明書の交付期間及び交付方法
(略)

(4) (略)

(5) 参加表明書の受領期限、提出先及び提出方法

令和○年○月○日00時00分 3(1)に同じ。
原則として電子入札システムにより提出すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

令和○年○月○日00時00分 ○○地方整備局○○○ 原則として電子入札システムにより提出すること。

(別添2) 標準入札説明書例

6 指名競争参加資格の申請時期及び申請先

(1) (略)

(2) 指名競争参加資格の申請の時期及び場所

上記2(1)②に掲げる指名競争参加資格の認定に係る申請は、「競争参加者の資格に関する公示」（令和○年○月○日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長公示）別記に掲げる当該者（当該者が設計共同体である場合においては、その代表者。）の本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、同別記に定める提出場所において、随時受け付ける。

〔また、当該者が参加表明書を提出したときに限り、○○地方整備局総務部契約課（〒○○○-○○○○○ ○○県○○市○○町○-○-○ 電話○○○○○-○○-○○○○○）においても当該指名競争参加資格の認定に係る申請を受け付ける。〕

(3) 入札説明書の交付期間、場所及び方法
(略)

(4) (略)

(5) 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

令和○年○月○日00時00分 上記3(1)に同じ。 持参若しくは郵送（書留郵便に限る。）又は電子入札システムにより提出すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

令和○年○月○日00時00分（ただし、郵便による入札の受領期限は、令和○年○月○日00時00分） ○○地方整備局○○○（ただし、郵便による入札の提出場所は、○○地方整備局総務部契約課） 持参若しくは郵送（書留郵便に限る。）する又は電子入札システムにより提出すること。

(別添2) 標準入札説明書例

6 指名競争参加資格の申請の時期及び場所

4(1)②に掲げる指名競争参加資格の認定に係る申請は、「競争参加者の資格に関する公示」（令和〇年〇月〇日付け国土交通省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長公示）別記に掲げる当該者（当該者が設計共同体である場合には、その代表者。）の本店所在地（日本国内に本店がない場合には、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、同別記に定める申請先において、随時受け付ける。

〔また、当該者が参加表明書を提出したときに限り、〇〇地方整備局総務部契約課（〒〇〇〇—〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇—〇—〇 電話〇〇〇〇—〇〇—〇〇〇〇）においても当該指名競争参加資格の認定に係る申請を受け付ける。〕

7 参加表明書の提出等

(1) 本競争の参加希望者は、次に従い、参加表明書を提出しなければならない。支出負担行為担当官は、参加表明書を提出した者の中から競争入札に参加する者を指名する。

次に従い参加表明書を提出することができる者は、参加表明書を提出する時において、4(1)②に掲げる指名競争参加資格の認定を受けている者とする。なお、令和〇年〇月〇日において当該資格の認定を受けていない者については、後日行う予定の入札公示に示すところに従い参加表明書を提出することができる。

【次に従い参加表明書を提出することができる者は、令和〇年〇月〇日において、4(1)②に掲げる指名競争参加資格の認定を受けている者とし、現に当該資格の認定を受けていない場合であっても、次に従い参加表明書を提出することができる。この場合においては、参加表明書を提出した者が、開札の時までに当該資格の認定を受けた場合に限り、指名通知をし、又は非指名理由を通知する。参加表明書を提出した者が、競争に参加するためには、開札の時において当該資格の認定を受け、かつ、指名されてい

4(1)②に掲げる指名競争参加資格の認定に係る申請は、「競争参加者の資格に関する公示」（令和〇年〇月〇日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長公示）別記に掲げる当該者（当該者が設計共同体である場合には、その代表者。）の本店所在地（日本国内に本店がない場合には、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、同別記に定める提出場所において、随時受け付ける。

〔また、当該者が参加表明書を提出したときに限り、〇〇地方整備局総務部契約課（〒〇〇〇—〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇—〇—〇 電話〇〇〇〇—〇〇—〇〇〇〇）においても当該指名競争参加資格の認定に係る申請を受け付ける。〕

7 参加表明書の提出等

(1) 本競争の参加希望者は、次に従い、参加表明書を提出しなければならない。支出負担行為担当官は、参加表明書を提出した者の中から競争入札に参加する者を指名する。

次に従い参加表明書を提出することができる者は、参加表明書を提出する時において、4(1)②に掲げる指名競争参加資格の認定を受けている者とする。なお、令和〇年〇月〇日において当該資格の認定を受けていない者については、後日行う予定の入札公示に示すところに従い参加表明書を提出することができる。

【次に従い参加表明書を提出することができる者は、令和〇年〇月〇日において、4(1)②に掲げる指名競争参加資格の認定を受けている者とし、現に当該資格の認定を受けていない場合であっても、次に従い参加表明書を提出することができる。この場合においては、参加表明書を提出した者が、開札の時までに当該資格の認定を受けた場合に限り、指名通知をし、又は非指名理由を通知する。参加表明書を提出した者が、競争に参加するためには、開札の時において当該資格の認定を受け、かつ、指名されてい

なければならない。】

〔注：入札公示前は下線部を、入札公示以後は【 】を記載する。なお、「令和〇年〇月〇日」については、手続開始の公示の日を記載する。〕

なお、受領期間内に参加表明書が到達しなかった場合は、指名されない。また、指名されなかった場合には、本競争に参加することはできない。

① （略）

② 提出先：5に同じ。

③ 提出方法：原則として電子入札システムにより行うものとする。

(2)・(3) （略）

(4) 参加表明書は、次に従い作成すること。

なお、③の同種又は類似の業務の実績及び④の配置予定の技術者の業務の経験については、〇〇年度以降に業務が完了し、引渡しが済んでいるものに限り記載すること。

①～④ （略）

⑤ 契約書の写し【契約書の写しの提出を求める場合のみ記載する。】

③の同種又は類似の業務の実績として記載した業務に係る契約書の写しを提出すること。ただし、当該業務が一般財団法人日本建設情報総合センターの「測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）」に登録されている場合は、契約書の写しを提出する必要はない。

(5) （略）

8 非指名理由の説明

(1) （略）

(2) 指名しなかった旨の通知を受けた者は、支出負担行為担当官に対して非指名理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

なければならない。】

〔注：入札公示前は下線部を、入札公示以後は【 】を記載する。なお、「令和〇年〇月〇日」については、手続開始の公示の日を記載する。〕

なお、受領期間内に参加表明書が提出場所に到達しなかった場合は、指名されない。また、指名されなかった場合には、本競争に参加することはできない。

① （略）

② 提出場所：5に同じ。

③ 提出方法：参加表明書の提出は、提出場所へ持参若しくは郵送（書留郵便に限る。）する又は電子入札システムにより行うものとする。

(2)・(3) （略）

(4) 参加表明書は、次に従い作成すること。

なお、③の同種又は類似の業務の実績及び④の配置予定の技術者の業務の経験については、〇〇年度以降に業務が完了し、引渡しが済んでいるものに限り記載すること。

①～④ （略）

⑤ 契約書の写し【契約書の写しの提出を求める場合のみ記載する。】

③の同種又は類似の業務の実績として記載した業務に係る契約書の写しを提出すること。ただし、当該業務が財団法人日本建設情報総合センターの「測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）」に登録されている場合は、契約書の写しを提出する必要はない。

(5) （略）

8 非指名理由の説明

(1) （略）

(2) 指名しなかった旨の通知を受けた者は、支出負担行為担当官に対して非指名理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

- ① (略)
- ② 提出先：5に同じ。
- ③ 提出方法：原則として電子入札システムにより提出するものとする。

(3) (略)

9 入札説明書に対する質問

- (1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。

① 受領期間：令和○年○月○日（ ）から令和○年○月○日（ ）まで。

② 提出先：5に同じ。

③ 提出方法：原則として電子入札システムにより提出するものとする。

- (2) (1)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

① (略)

② 方法：原則として電子入札システムによるものとする。

10 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時：令和○年○月○日（ ）午前（午後）○時○分。

(2) 場所：○○地方整備局○○○

11 入札方法等

- ① (略)
- ② 提出場所：5に同じ。
- ③ 提出方法：書面は持参する又は電子入札システムにより提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) (略)

9 入札説明書に対する質問

- (1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。

① 受領期間：令和○年○月○日（ ）から令和○年○月○日（ ）まで。持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前○時から午後○時まで。

② 提出場所：5に同じ

③ 提出方法：書面は持参若しくは郵送（書留郵便に限る。）する又は電子入札システムにより提出するものとし、電送によるものは受け付けない。

- (2) (1)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

① (略)

② 場所：〒○○○-○○○○ ○○県○○市
○○町○-○-○
○○地方整備局○○○○○

10 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時：令和○年○月○日（ ）午前（午後）○時○分。（ただし、郵便による入札の受領期間は、令和○年○月○日（ ）午前（午後）○時○分）

(2) 場所：〒○○○-○○○○ ○○県○○市
○○町○-○-○
○○地方整備局○○○（ただし、郵便による入札の提出場所は、○○地方整備局総務部契約課）

11 入札方法等

(1) 入札書は<u>原則として電子入札システムにより提出すること。</u> (2)・(3) (略) 20 苦情申立て 本手続に関し、「政府調達に関する苦情の処理手続」(平成7年12月14日付け政府調達苦情処理推進本部決定)により、政府調達苦情検討委員会(連絡先：<u>内閣府政府調達苦情処理対策室内政府調達苦情検討委員会事務局</u>、電話03－3581－2111(大代表))に対して苦情を申し立てることができる。 (別記様式1) (略) 注) 参加表明書として別記様式1から別記様式5まで【及び契約書の写し】を提出してください。[注：【 】は、契約書の写しの提出を求める場合のみ記載する。]	(1) 入札書は持参若しくは郵送(書留郵便に限る。<u>。)</u>する又は<u>電子入札システムにより提出すること。電送による入札は認めない。</u> (2)・(3) (略) 20 苦情申立て 本手続に関し、「政府調達に関する苦情の処理手続」(平成7年12月14日付け政府調達苦情処理推進本部決定)により、政府調達苦情検討委員会(連絡先：<u>経済企画庁調整局政府調達苦情処理対策室内政府調達苦情検討委員会事務局</u>、電話03－3581－9576(直通))に対して苦情を申し立てることができる。 (別記様式1) (略) 注) 参加表明書として別記様式1から別記様式5まで【及び契約書の写し】を提出してください。[注：【 】は、契約書の写しの提出を求める場合のみ記載する。] <u>なお、返信用封筒として、表に提出者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金の切手をはった長3号封筒を参加表明書と併せて提出してください。</u>
--	--

(建設コンサルタント業務等に係る発注予定情報の公表についての一部改正)

- 4 「建設コンサルタント業務等に係る発注予定情報の公表について」(平成7年4月17日付け建設省厚契発第16号、建設省技調発第75号、建設省営建発第34号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
2 公表の方法 (1) 当該業務を契約する地方整備局長又は事務所長(以下「地方整備局長等」という。)は、次に掲げる事項を含む発注予定情報を、入札情報サービス(PP I)を利用してインターネットにより公表する<u>ものとする。</u>	2 公表の方法 (1) 当該業務を契約する地方整備局長又は事務所長(以下「地方整備局長等」という。)は、次に掲げる事項を含む発注予定情報を、入札情報サービス(PP I)を利用してインターネットにより公表するとともに、地方整備局の本

(注) 「入札情報サービス(P P I)」とは、<u>一般財団法人日本建設情報総合センター</u>によって入札等に関する情報が提供されるサービスのこと。 ①～⑥ (略) (2) (略) 3 その他留意事項 (1) 公表する内容は公表する時点の予定であり、公表した後に変更又は追加があり得る旨を<u>明記</u>すること。 (2) (略)	<u>局及び当該業務を担当する事務所において、掲示し又は閲覧に供する方法(閲覧所を設け、又はインターネットにより閲覧に供することをいう。インターネットにより閲覧に供する場合には、パソコン等を活用して閲覧所等において閲覧させること。)</u>により公表するものとする。 (注) 「入札情報サービス(P P I)」とは、<u>財団法人日本建設情報総合センター</u>によって入札等に関する情報が提供されるサービスのこと。 ①～⑥ (略) (2) (略) 3 その他留意事項 (1) 公表する内容は公表する時点の予定であり、公表した後に変更又は追加があり得る旨を<u>掲示</u>において明記すること。 (2) (略)
--	---

(簡易公募型プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の選定・特定手続についての一部改正)

- 5 「簡易公募型プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の選定・特定手続について」(平成8年9月26日付け建設省厚契発第38号、建設省技調発第169号、建設省営建発第92号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
3 参加表明書の内容 参加表明書には、当該業務の特性に応じて地方整備局長等が次に掲げる事項の中から選択したものを記載させるものとする。 (1) 建設コンサルタント登録規程(<u>昭和52年建設省告示第717号</u>)その他の登録規程に基づく登録状況 (2)～(5) (略) 4 手続開始の公示 (1) 地方整備局長等は、参加表明書の提出を求め	3 参加表明書の内容 参加表明書には、当該業務の特性に応じて地方整備局長等が次に掲げる事項の中から選択したものを記載させるものとする。 (1) 建設コンサルタント登録規程(<u>昭和52年4月15日建設省告示第717号</u>)その他の登録規程に基づく登録状況 (2)～(5) (略) 4 手続開始の公示 (1) 地方整備局長等は、参加表明書の提出を求め

る場合には、入札情報サービス（P P I）への掲載により次に掲げる事項を公示するものとする。

①～④ （略）

⑤ 説明書の交付期間及び交付方法

⑥ 参加表明書の受領期限、提出先及び提出方法

⑦ 技術提案書の受領期間、提出先及び提出方法

⑧～⑪ （略）

(2)・(3) （略）

5 説明書の交付

(1) （略）

(2) 説明書には、4(1) (⑤を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載するものとする。

①・② （略）

③ 説明書に対する質問の受領期間、提出先、提出方法及びその回答方法

④・⑤ （略）

(3)・(4) （略）

別添 手続開始の標準公示例

5 手続等

(1) （略）

(2) 説明書の交付期間及び交付方法
（略）

(3) 参加表明書の受領期限、提出先及び提出方法

令和○年○月○日00時00分 (1)に同じ。 原則として電子入札システムにより提出すること。

(4) 技術提案書の受領期限、提出先及び提出方法

令和○年○月○日00時00分 (1)に同じ。 原則として電子入札システムにより提出すること。

る場合には、揭示及びホームページへの掲載により次に掲げる事項を公示するものとする。

①～④ （略）

⑤ 説明書の交付期間、場所及び方法

⑥ 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

⑦ 技術提案書の受領期間並びに提出場所及び方法

⑧～⑪ （略）

(2)・(3) （略）

5 説明書の交付

(1) （略）

(2) 説明書には、4(1) (4(1)⑤を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載するものとする。

①・② （略）

③ 説明書に対する質問の受領期間、提出場所、提出方法及びその回答方法

④・⑤ （略）

(3)・(4) （略）

別添 手続開始の標準公示例

5 手続等

(1) （略）

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法
（略）

(3) 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

令和○年○月○日00時00分 (1)に同じ。 持参する又は電子入札システムにより提出すること。

(4) 技術提案書の受領期限並びに提出場所及び方法

令和○年○月○日00時00分 (1)に同じ。 持参する又は電子入札システムにより提出すること。

(簡易公募型競争入札方式に基づく建設コンサルタント等の選定手続についての一部改正)

- 6 「簡易公募型競争入札方式に基づく建設コンサルタント等の選定手続について」(平成8年9月26日付け建設省厚契発第39号、建設省技調発第170号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
3 参加表明書の内容 参加表明書には、当該業務の特性に応じて地方整備局長等が次に掲げる事項の中から選択したものを記載させるものとする。 (1) 建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)その他の登録規程に基づく登録状況 (2)～(5) (略) 4 手続開始の公示 (1) 地方整備局長等は、参加表明書の提出を求める場合には、<u>入札情報サービス(P P I)</u>への掲載により次に掲げる事項を公示するものとする。 ①～③ (略) ④ 入札説明書の交付期間及び交付方法 ⑤ 参加表明書の受領期限、<u>提出先及び提出方法</u> ⑥～⑭ (略) (2)・(3) (略) 5 入札説明書の交付 (1) (略) (2) 入札説明書には、4(1)(<u>④</u>を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載するものとする。 ①・② (略) ③ 入札説明書に対する質問の受領期間、<u>提出先</u>、提出方法及びその回答方法 ④・⑤ (略) (3)・(4) (略)	3 参加表明書の内容 参加表明書には、当該業務の特性に応じて地方整備局長等が次に掲げる事項の中から選択したものを記載させるものとする。 (1) 建設コンサルタント登録規程(昭和52年4月15日建設省告示第717号)その他の登録規程に基づく登録状況 (2)～(5) (略) 4 手続開始の公示 (1) 地方整備局長等は、参加表明書の提出を求める場合には、<u>掲示及びホームページ</u>への掲載により次に掲げる事項を公示するものとする。 ①～③ (略) ④ 入札説明書の交付期間、<u>場所及び方法</u> ⑤ 参加表明書の受領期限<u>並びに提出場所及び方法</u> ⑥～⑭ (略) (2)・(3) (略) 5 入札説明書の交付 (1) (略) (2) 入札説明書には、4(1)(<u>4(1)④</u>を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載するものとする。 ①・② (略) ③ 入札説明書に対する質問の受領期間、<u>提出場所</u>、提出方法及びその回答方法 ④・⑤ (略) (3)・(4) (略)

8 入札説明書に対する質問

- (1) 入札説明書に対する質問書の提出があった場合においては、その質問に対する回答書を原則として電子入札システムにより閲覧に供するものとする。

(2)・(3) (略)

(別添1) 手続開始の標準公示例

3 入札手続等

- (1) (略)
- (2) 入札説明書の交付期間及び交付方法
(略)
- (3) (略)
- (4) 参加表明書の受領期限、提出先及び提出方法

令和○年○月○日00時00分 上記3(1)に同じ。
。原則として電子入札システムにより提出すること。

- (5) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

令和○年○月○日00時00分 ○○地方整備局
○○○ 原則として電子入札システムにより提出すること。

(別添2) 標準入札説明書例

6. 参加表明書の提出等

- (1) 本競争の参加希望者は、次に従い、参加表明書を提出しなければならない。支出負担行為担当官は、参加表明書を提出した者の中から競争入札に参加する者を指名する。

次に従い参加表明書を提出することができる者は、参加表明書を提出する時において、4.(1)②に掲げる指名競争参加資格の認定を受けている者とする。

なお、受領期間内に参加表明書が到達しなかった場合は、指名されない。

また、指名されなかった場合には、本競争に参加することはできない。

8 入札説明書に対する質問

- (1) 入札説明書に対する質問書の提出があった場合においては、その質問に対する回答書を閲覧に供するものとする。

(2)・(3) (略)

(別添1) 手続開始の標準公示例

3 入札手続等

- (1) (略)
- (2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法
(略)
- (3) (略)
- (4) 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

令和○年○月○日00時00分 上記3(1)に同じ。
。持参する又は電子入札システムにより提出すること。

- (5) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

令和○年○月○日00時00分 ○○地方整備局
○○○ 持参する又は電子入札システムにより提出すること。

(別添2) 標準入札説明書例

6. 参加表明書の提出等

- (1) 本競争の参加希望者は、次に従い、参加表明書を提出しなければならない。支出負担行為担当官は、参加表明書を提出した者の中から競争入札に参加する者を指名する。

次に従い参加表明書を提出することができる者は、参加表明書を提出する時において、4.(1)②に掲げる指名競争参加資格の認定を受けている者とする。

なお、受領期間内に参加表明書が提出場所に到達しなかった場合は、指名されない。

また、指名されなかった場合には、本競争に参加することはできない。

- ① (略)
- ② 提出先：5. に同じ。
- ③ 提出方法：原則として電子入札システムにより提出するものとする。

(2)・(3) (略)

(4) 参加表明書は、次に従い作成すること。

なお、③の同種又は類似の業務の実績及び④の配置予定の技術者の業務の経験については、〇〇年度以降に業務が完了し、引渡しが済んでいるものに限り記載すること。

①～④ (略)

⑤ 契約書の写し【契約書の写しの提出を求める場合のみ記載する。】

③の同種又は類似の業務の実績として記載した業務に係る契約書の写しを提出すること。ただし、当該業務が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）」に登録されている場合は、契約書の写しを提出する必要はない。

(5) (略)

7. 非指名理由の説明

(1) (略)

(2) 指名しなかった旨の通知を受けた者は、支出負担行為担当官に対して非指名理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

① (略)

② 提出先：5. に同じ。

③ 提出方法：原則として電子入札システムにより提出するものとする。

(3) (略)

8. 入札説明書に対する質問

(1) この入札説明書に対する質問がある場合にお

① (略)

② 提出場所：5. に同じ。

③ 提出方法：参加表明書の提出は、提出場所へ持参する又は電子入札システムにより提出することにより行うものとする。

(2)・(3) (略)

(4) 参加表明書は、次に従い作成すること。

なお、③の同種又は類似の業務の実績及び④の配置予定の技術者の業務の経験については、〇〇年度以降に業務が完了し、引渡しが済んでいるものに限り記載すること。

①～④ (略)

⑤ 契約書の写し【契約書の写しの提出を求める場合のみ記載する。】

③の同種又は類似の業務の実績として記載した業務に係る契約書の写しを提出すること。ただし、当該業務が、財団法人日本建設情報総合センターの「測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）」に登録されている場合は、契約書の写しを提出する必要はない。

(5) (略)

7. 非指名理由の説明

(1) (略)

(2) 指名しなかった旨の通知を受けた者は、支出負担行為担当官に対して非指名理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

① (略)

② 提出場所：5. に同じ。

③ 提出方法：書面は持参する又は電子入札システムにより提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) (略)

8. 入札説明書に対する質問

(1) この入札説明書に対する質問がある場合にお

いては、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。

① 受領期間：令和○年○月○日（ ）から令和○年○月○日（ ）まで。

② 提出先：5. に同じ。

③ 提出方法：原則として電子入札システムにより提出するものとする。

(2) (1)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

① （略）

② 方法：原則として電子入札システムによるものとする。

10. 入札方法等

(1) 入札書は原則として電子入札システムにより提出すること。

(2)・(3) （略）

19. 苦情申立て

本手続に関し、「政府調達に関する苦情の処理手続」（平成7年12月14日付け政府調達苦情処理推進本部決定）により、政府調達苦情検討委員会（連絡先：内閣府政府調達苦情処理対策室内政府調達苦情検討委員会事務局、電話03-3581-2111（大代表））に対して苦情を申し立てることができる。

（別記様式1）

（略）

注）参加表明書として別記様式1から別記様式5まで【及び契約書の写し】を提出してください。【

いては、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。

① 受領期間：令和○年○月○日（ ）から令和○年○月○日（ ）まで。

持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前○時から午後○時まで

。

② 提出場所：5. に同じ。

③ 提出方法：書面は持参若しくは郵送（書留郵便に限る。）する又は電子入札システムにより提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(2) (1)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

① （略）

② 場所：〒○○○-○○○○ ○○県○○市
○○町○-○-○ ○○地方整備局
○○○○○

10. 入札方法等

(1) 入札書は持参する又は電子入札システムにより提出すること。郵送又は電送による入札は認めない。

(2)・(3) （略）

19. 苦情申立て

本手続に関し、「政府調達に関する苦情の処理手続」（平成7年12月14日付け政府調達苦情処理推進本部決定）により、政府調達苦情検討委員会（連絡先：経済企画庁調整局政府調達苦情処理対策室内政府調達苦情検討委員会事務局、電話03-3581-9576（直通））に対して苦情を申し立てることができる。

（別記様式1）

（略）

注）参加表明書として別記様式1から別記様式5まで【及び契約書の写し】を提出してください。【

注：【 】は、契約書の写しの提出を求める場合のみ記載する。】

注：【 】は、契約書の写しの提出を求める場合のみ記載する。】

なお、返信用封筒として、表に提出者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金の切手をはった長3号封筒を参加表明書と併せて提出してください。

（直轄工事における経常建設共同企業体の運用についての一部改正）

7 「直轄工事における経常建設共同企業体の運用について」（平成9年9月19日付け建設省厚契発第39号、建設省技調発第160号、建設省営計発第83号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
1. 経常建設共同企業体（甲型）の構成員に求める同種工事の施工実績について通達記第2、2(3)一の運用に当たっては、以下によること。 (1) (略) (2) <u>工事希望型指名競争</u> について (略) (3) (略)	1. 経常建設共同企業体（甲型）の構成員に求める同種工事の施工実績について通達記第2、2(3)一の運用に当たっては、以下によること。 (1) (略) (2) <u>公募型指名競争又は工事希望型指名競争</u> について (略) (3) (略)
2. 経常建設共同企業体（甲型）の構成員に求める配置予定技術者の同種工事の経験について 配置予定技術者の同種工事の経験については、以下によること。 (1) (略) (2) <u>工事希望型指名競争</u> について (略)	2. 経常建設共同企業体（甲型）の構成員に求める配置予定技術者の同種工事の経験について 配置予定技術者の同種工事の経験については、以下によること。 (1) (略) (2) <u>公募型指名競争又は工事希望型指名競争</u> について (略)

（一般競争入札方式における入札時VE方式の試行についての一部改正）

8 「一般競争入札方式における入札時VE方式の試行について」（平成10年2月18日付け建設省厚契発第9号、建設省技調発第36号、建設省営計発第15号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
1 対象工事 一般競争入札方式の対象工事であって、比較的高度又は特殊な技術力を要するとともに、民間の技術開発の進展の著しい工事又は施工方法等に関して固有の技術を有する工事で、コスト縮減が可能となる技術提案が期待できるものであり、かつ、<u>地方整備局長</u>が必要と認めた工事を選定するものとする。 5 資料作成説明会 <u>地方整備局長</u>は、必要があると認めるときには、資料作成説明会を実施することができるものとする。 6 資料のヒアリング <u>地方整備局長</u>は、必要があると認めるときには、資料のヒアリングを実施することができるものとする。 7 提案の審査 (1) <u>地方整備局長</u>は、V E 提案及び標準案に基づく施工計画（以下「V E 提案等」という。）の審査を行い、審査の結果を踏まえ、入札・契約手続運営委員会の議を経て、競争参加資格の確認を行うものとする。 (2)～(5) （略） 8 提案の採否の通知等 V E 提案等の採否については、競争参加資格の確認の通知に併せてV E 提案を提出した建設業者に通知するものとする。その際、V E 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して行うものとする。なお、V E 提案及び標準案の両方を提出した建設業者に対して標準案に基づく競争参加資格の確認を行う場合、建設業者は、V E 提案が適正と認められなかった理由に対して、「<u>一般競争入札方式の手続について</u>」（令和5年12月27日付け国会公契第22号、国官技第272号、国営計第130号）記10に規定する理由の説明要求及	1 対象工事 一般競争入札方式の対象工事であって、比較的高度又は特殊な技術力を要するとともに、民間の技術開発の進展の著しい工事又は施工方法等に関して固有の技術を有する工事で、コスト縮減が可能となる技術提案が期待できるものであり、かつ、<u>地方建設局長</u>が必要と認めた工事を選定するものとする。 5 資料作成説明会 <u>地方建設局長</u>は、必要があると認めるときには、資料作成説明会を実施することができるものとする。 6 資料のヒアリング <u>地方建設局長</u>は、必要があると認めるときには、資料のヒアリングを実施することができるものとする。 7 提案の審査 (1) <u>地方建設局長</u>は、V E 提案及び標準案に基づく施工計画（以下「V E 提案等」という。）の審査を行い、審査の結果を踏まえ、入札・契約手続運営委員会の議を経て、競争参加資格の確認を行うものとする。 (2)～(5) （略） 8 提案の採否の通知等 V E 提案等の採否については、競争参加資格の確認の通知に併せてV E 提案を提出した建設業者に通知するものとする。その際、V E 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して行うものとする。なお、V E 提案及び標準案の両方を提出した建設業者に対して標準案に基づく競争参加資格の確認を行う場合、建設業者は、V E 提案が適正と認められなかった理由に対して、「<u>一般競争入札方式の実施について（平成6年6月21日付け建設省厚発260号）記11の規定（以下「理由の説明要求」という。）及び記18の規定（以下</u>

<u>び苦情申立て並びに記17に規定する苦情申立て及び再苦情申立て（以下「理由の説明要求等」という。）を行うことができるものとする。</u> 12 入札公告及び入札説明書に明示する事項 提案を募集する場合には、入札公告及び入札説明書に次の事項を加える。 (1) (略) (2) 入札説明書 ①・② (略) ③ V E 提案等の採否については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知すること。その際、V E 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付すこと。また、V E 提案及び標準案の両方を提出した建設業者に対して標準案に基づく競争参加資格の確認を行う場合、建設業者は、V E 提案が適正と認められなかった理由に対して、<u>理由の説明要求等</u>を行うことができること。 ④・⑤ (略)	<u>「苦情申立て」という。）を行うことができるものとする。</u> 12 入札公告及び入札説明書に明示する事項 提案を募集する場合には、入札公告及び入札説明書に次の事項を加える。 (1) (略) (2) 入札説明書 ①・② (略) ③ V E 提案等の採否については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知すること。その際、V E 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付すこと。また、V E 提案及び標準案の両方を提出した建設業者に対して標準案に基づく競争参加資格の確認を行う場合、建設業者は、V E 提案が適正と認められなかった理由に対して、<u>理由の説明要求及び苦情申立て</u>を行うことができること。 ④・⑤ (略)
---	---

(建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについての一部改正)

9 「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」（平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
4 資格審査 (1) (略) (2) 部局長は、(1)の公示が行われる場合、次の各号に掲げる事項を公示し、設計共同体に資格認定の申請を行わせるものとする。 一 (略) 二 資格審査申請書の受付期間及び<u>提出方法</u> 三～五 (略) (3)～(6) (略)	4 資格審査 (1) (略) (2) 部局長は、(1)の公示が行われる場合、次の各号に掲げる事項を公示し、設計共同体に資格認定の申請を行わせるものとする。 一 (略) 二 資格審査申請書の受付期間及び<u>受付場所</u> 三～五 (略) (3)～(6) (略)

別紙2 競争参加者の資格に関する標準公示例

2 申請の時期

令和○年○月○日から令和○年○月○日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。

なお、令和○年○月○日以降当該業務に係る技術提案書の提出の時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該提出の時までに審査が終了せず、技術提案書を提出できないことがある。【競争入札の場合は、「なお、令和○年○月○日以降（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、開札の時（簡易公募型競争入札の場合には参加表明書の提出時）までに設計共同体としての資格の認定を受けていなければならない。」と記載する。】

3 申請の方法

(1) (略)

(2) 申請書の提出方法

申請者は、申請書に○○設計共同体協定書（4(4)の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、原則として電子入札システム（電子メール）により提出すること。提出先は○○○○と
する。

別紙2 競争参加者の資格に関する標準公示例

2 申請の時期

令和○年○月○日から令和○年○月○日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。

なお、平成○年○月○日以降当該業務に係る技術提案書の提出の時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該提出の時までに審査が終了せず、技術提案書を提出できないことがある。【競争入札の場合は、「なお、令和○年○月○日以降（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、開札の時（簡易公募型競争入札の場合には参加表明書の提出時）までに設計共同体としての資格の認定を受けていなければならない。」と記載する。】

3 申請の方法

(1) (略)

(2) 申請書の提出方法

申請者は、申請書に○○設計共同体協定書（4(4)の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参若しくは郵送（書留郵便に限る。）
又は電子入札システムにより提出すること。提出場所は(1)に示す申請書の交付場所に同じ。

（総合評価落札方式の実施に伴う手続についての一部改正）

10 「総合評価落札方式の実施に伴う手続について」（平成12年9月20日付け建設省厚契発第32号、建設省技調発第147号、建設省営計発第132号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改 正 後	改 正 前
2 募集手続 (1) 一般競争入札方式における入札公告 <u>又は</u> 工事希望型競争入札における送付資料の送付を行う	2 募集手続 (1) 一般競争入札方式における入札公告、 <u>公募型指名競争入札方式における技術資料収集に係る</u>

際に、次に掲げる事項を明示するものとする。

一～三 （略）

- (2) 技術提案は、一般競争入札方式における競争参加資格確認資料又は工事希望型競争入札方式における技術資料提出の際に、併せて提出するものとする。

7 提案の審査及び採否の通知

技術提案の審査及び採否の通知の手続については、入札時V E方式の手続（「一般競争入札方式における入札時V E方式の試行について」（平成10年2月18日付け建設省厚契発第9号、建設省技調発第36号、建設省営計第15号）に規定する手続）に準じて行うものとする。

9 提案内容の保護

技術提案内容の保護については、入札時V E方式の手続（「一般競争入札方式における入札時V E方式の試行について」（平成10年2月18日付け建設省厚契発第9号、建設省技調発第36号、建設省営計第15号）に規定する手続）に準じて行うものとする。

11 入札公告等に明示する事項

提案を募集する場合には、入札公告及び入札説明書又は技術資料作成要領に次の事項を加える。

(1) 入札公告

①～⑦ （略）

(2) （略）

(削る)

揭示又は工事希望型競争入札における送付資料の送付を行う際に、次に掲げる事項を明示するものとする。

一～三 （略）

- (2) 技術提案は、一般競争入札方式における競争参加資格確認資料又は公募型指名競争入札方式若しくは工事希望型競争入札方式における技術資料提出の際に、併せて提出するものとする。

7 提案の審査及び採否の通知

技術提案の審査及び採否の通知の手続については、入札時V E方式（「一般競争入札方式における入札時V E方式の試行について」、平成10年2月18日付け建設省厚契発第9号、建設省技調発第36号、建設省営計第15号あるいは「公募型指名競争入札方式における入札時V E方式の試行について」、平成10年2月18日付け建設省厚契発第10号、建設省技調発第37号、建設省営計第16号）の手続に準じて行うものとする。

9 提案内容の保護

技術提案内容の保護については、入札時V E方式（「一般競争入札方式における入札時V E方式の試行について」、平成10年2月18日付け建設省厚契発第9号、建設省技調発第36号、建設省営計第15号あるいは「公募型指名競争入札方式における入札時V E方式の試行について」、平成10年2月18日付け建設省厚契発第10号、建設省技調発第37号、建設省営計第16号）の手続に準じて行うものとする。

11 入札公告又は技術資料収集に係る揭示等に明示する事項

提案を募集する場合には、入札公告又は技術資料収集に係る揭示及び入札説明書又は技術資料作成要領に次の事項を加える。

(1) 入札公告又は技術資料収集に係る揭示

①～⑦ （略）

(2) （略）

(別紙)

	総合評価落札方式の手続（公募型指名競争入札方式 の場合）
--	---------------------------------

（建設コンサルタント業務等の入札・契約手続の運用についての一部改正）

- 11 「建設コンサルタント業務等の入札・契約手続の運用について」（平成12年12月6日付け建設省厚契発第43号、建設省技調発第191号、建設省営建発第70号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののよう改める。

改 正 後	改 正 前
別紙6－1 2. 技術提案書の作成及び記載上の留意事項 1)～6) (略) 7) 既存資料の閲覧【注：既存資料の閲覧を認める場合のみに記述する。】 技術提案書の作成にあたり、以下の資料を閲覧することができる。 ① 資料名：〇〇業務報告書 <u>② 閲覧方法：【閲覧方法に応じて記載】</u> ③ 閲覧期間：技術提案書の提出期限の <u>前日まで</u>	別紙6－1 2. 技術提案書の作成及び記載上の留意事項 1)～6) (略) 7) 既存資料の閲覧【注：既存資料の閲覧を認める場合のみに記述する。】 技術提案書の作成にあたり、以下の資料を閲覧することができる。 ① 資料名：〇〇業務報告書 <u>② 閲覧場所：国土交通省〇〇地方整備局〇〇事務所〇〇課</u> ③ 閲覧期間：技術提案書の提出期限の <u>前日までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日、〇時から〇時まで</u>
別紙6－2 2. 技術提案書の作成及び記載上の留意事項 1)～6) (略) 7) 既存資料の閲覧【注：既存資料の閲覧を認める場合のみに記述する。】 技術提案書の作成にあたり、以下の資料を閲覧することができる。 ① 資料名：〇〇業務報告書 <u>② 閲覧方法：【閲覧方法に応じて記載】</u> ③ 閲覧期間：技術提案書の提出期限の <u>前日まで</u>	別紙6－2 2. 技術提案書の作成及び記載上の留意事項 1)～6) (略) 7) 既存資料の閲覧【注：既存資料の閲覧を認める場合のみに記述する。】 技術提案書の作成にあたり、以下の資料を閲覧することができる。 ① 資料名：〇〇業務報告書 <u>② 閲覧場所：国土交通省〇〇地方整備局〇〇事務所〇〇課</u> ③ 閲覧期間：技術提案書の提出期限の <u>前日まで</u>

で

別紙 6－3

2. 技術提案書の作成及び記載上の留意事項

1) ～ 4) (略)

5) 既存資料の閲覧【注：既存資料の閲覧を認める場合のみに記述する。】

技術提案書の作成にあたり、以下の資料を閲覧することができる。

① 資料名：〇〇〇〇設計図

② 閲覧方法：【閲覧方法に応じて記載】

③ 閲覧期間：技術提案書の提出期限の前日まで

別紙 7－3

8. 技術提案書の作成及び記載上の留意事項

1) ～ 4) (略)

5) 既存資料の閲覧【注：既存資料の閲覧を認める場合のみに記述する。】

技術提案書の作成にあたり、以下の資料を閲覧することができる。

① 資料名：〇〇〇〇設計図

② 閲覧方法：【閲覧方法に応じて記載】

③ 閲覧期間：技術提案書の提出期限の前日まで

での土曜日、日曜日及び休日を除く毎日、〇時から〇時まで

別紙 6－3

2. 技術提案書の作成及び記載上の留意事項

1) ～ 4) (略)

5) 既存資料の閲覧【注：既存資料の閲覧を認める場合のみに記述する。】

技術提案書の作成にあたり、以下の資料を閲覧することができる。

① 資料名：〇〇〇〇設計図

② 閲覧場所：国土交通省〇〇地方整備局営繕部〇〇課

③ 閲覧期間：技術提案書の提出期限の前日までの毎日。ただし行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。
〇時～〇時の間。

別紙 7－3

8. 技術提案書の作成及び記載上の留意事項

1) ～ 4) (略)

5) 既存資料の閲覧【注：既存資料の閲覧を認める場合のみに記述する。】

技術提案書の作成にあたり、以下の資料を閲覧することができる。

① 資料名：〇〇〇〇設計図

② 閲覧場所：国土交通省〇〇地方整備局営繕部〇〇課

③ 閲覧期間：技術提案書の提出期限の前日までの毎日。ただし休日を除く。
〇時～〇時の間。

（建築工事監理業務委託契約書の運用基準の制定についての一部改正）

12 「建築工事監理業務委託契約書の運用基準の制定について」（平成13年2月15日付け国官地第3－3号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
第29条関係 契約担当官等は、調達手続において契約書の案を競争参加者又は見積書を徴する相手方に<u>公示</u>するときは、次に掲げる事項を了知させること。 (1)・(2) (略)	第29条関係 契約担当官等は、調達手続において契約書の案を競争参加者又は見積書を徴する相手方に<u>掲示</u>するときは、次に掲げる事項を了知させること。 (1)・(2) (略)

(工事現場における適正な施工体制の確保等についての一部改正)

13 「工事現場における適正な施工体制の確保等について」(平成13年3月30日付け国官地第22号、国官技第68号、国営計第79号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
3. 点検の基本 1) (略) 2) 建設業許可部局への通知 点検等により、次のいずれかに該当すると疑うに足る事実を把握したときは、当該建設業者が建設業の許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事及び当該事実に係る営業が行われる区域を管轄する都道府県知事(以下「建設業許可部局」という。)に対し、その事実を通知すること。 一 (略) 二 適正化法第15条第2項若しくは第3項、同条第1項の規定により読み替えて適用される建設業法第24条の8第1項、第2項若しくは第4項又は同法第26条若しくは第26条の2の規定に違反したこと。 3) (略) 5. 現場における施工体制の把握 1)・2) (略) 3) <u>専任状況</u>の点検 <u>監理技術者の専任状況</u>について、適切な頻度	3. 点検の基本 1) (略) 2) 建設業許可部局への通知 点検等により、次のいずれかに該当すると疑うに足る事実を把握したときは、当該建設業者が建設業の許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事及び当該事実に係る営業が行われる区域を管轄する都道府県知事(以下「建設業許可部局」という。)に対し、その事実を通知すること。 一 (略) 二 適正化法第15条第2項若しくは第3項、同条第1項の規定により読み替えて適用される建設業法第24条の7第1項、第2項若しくは第4項又は同法第26条若しくは第26条の2の規定に違反したこと。 3) (略) 5. 現場における施工体制の把握 1)・2) (略) 3) <u>現場の常駐状況</u>の点検 <u>現場での監理技術者の常駐状況</u>について、適

で点検すること。このとき、不適切な点があった場合は必要な措置を講じること。 4) ～ 7) (略)	切な頻度で点検すること。このとき、不適切な点があった場合は必要な措置を講じること。 4) ～ 7) (略)
--	--

(工事現場等における施工体制の点検要領の運用についての一部改正)

14 「工事現場等における施工体制の点検要領の運用について」(平成13年3月30日付け国官地第23号、国官技第69号、国営計第80号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この項において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改 正 後						改 正 前					
別紙－１						別紙－１					
目的	背景	点検項目	点検内容	実施時期	対応方法	目的	背景	点検項目	点検内容	実施時期	対応方法
Ⅰ 監理技術者の専任制の徹底	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	Ⅰ 監理技術者の専任制の徹底	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		③専任の把握	監理技術者の専任を把握	(略)	(略)			③常駐の把握	監理技術者の常駐を把握	(略)	(略)
			(略)	(略)					(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
施工体制の把握における留意点 (削る)						施工体制の把握における留意点					
1. ～ 4. (略)						1. 監理技術者の常駐の把握 夜間工事、維持工事など監理技術者の常駐が困難な工事にあつては、その専任状況、連絡体制を把握する。 2. ～ 5. (略)					
別紙－３の１ 工事現場における施工体制把握表 ○工事概要						別紙－３の１ 工事現場における施工体制把握表 ○工事概要					
(略)	(略)					(略)	(略)				
工 期	年 月 日～年 月 日					工 期	平成 年 月 日～平成 年 月 日				

(略)	(略)	(略)	(略)
○工事着手前の把握 実施日：__年 月 日 (略)	○工事着手前の把握 実施日：平成__年 月 日 (略)	○工事着手前の把握 実施日：__年 月 日 (略)	○工事着手前の把握 実施日：平成__年 月 日 (略)
○工事施工中〔1回〕の把握 実施日：__年 月 日 (略)	○工事施工中〔1回〕の把握 実施日：平成__年 月 日 (略)	○工事施工中〔1回〕の把握 実施日：__年 月 日 (略)	○工事施工中〔1回〕の把握 実施日：平成__年 月 日 (略)
○工事施工中の把握 ③専任の把握〔1（回／月）程度〕 ⑤・⑥ (略) (略)	○工事施工中の把握 ③常駐の把握〔1（回／月）程度〕 ⑤・⑥ (略) (略)	○工事施工中の把握 ③専任の把握〔1（回／月）程度〕 ⑤・⑥ (略) (略)	○工事施工中の把握 ③常駐の把握〔1（回／月）程度〕 ⑤・⑥ (略) (略)

(契約後V E方式の試行に係る手続についての一部改正)

15 「契約後V E方式の試行に係る手続について」（平成13年3月30日付け国官地第24号、国官技第79号、国営計第81号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
1 対象工事 (1) <u>一般競争入札方式</u>の工事。ただし、支出委任工事、受託工事は、委任者又は委託者の了解が得られたものに限る。 (2) (略) 8 提案内容の活用と保護 評定の結果、当該V E提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。なお、この旨を<u>入札説明書</u>、特記仕様書等において記載することにより、建設業者に周知するものとする。	1 対象工事 (1) <u>一般競争入札方式又は公募型指名競争入札方式</u>の工事。ただし、支出委任工事、受託工事は、委任者又は委託者の了解が得られたものに限る。 (2) (略) 8 提案内容の活用と保護 評定の結果、当該V E提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。なお、この旨を<u>入札説明書又は技術資料作成要領</u>、特記仕様書等において記載することにより、建設業者に周知するものとする。

9 責任の所在 発注者がV E 提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、V E 提案を行った建設業者の責任が否定されるものではない旨を<u>入札説明書</u>、特記仕様書等に記載するものとする。	9 責任の所在 発注者がV E 提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、V E 提案を行った建設業者の責任が否定されるものではない旨を<u>入札説明書又は技術資料作成要領</u>、特記仕様書等に記載するものとする。
10 <u>入札公告及び特記仕様書に明示する事項</u> 提案を求める場合において、<u>入札公告及び特記仕様書</u>に次の事項を加える。 (1) <u>入札公告</u> ①・② (略) (2) (略)	10 <u>入札公告又は技術資料の収集に係る揭示及び特記仕様書に明示する事項</u> 提案を求める場合において、<u>入札公告又は技術資料の収集に係る揭示及び特記仕様書</u>に次の事項を加える。 (1) <u>入札公告又は技術資料の収集に係る揭示</u> ①・② (略) (2) (略)

(工事に係る発注の見通しに関する事項の公表についての一部改正)

16 「工事に係る発注の見通しに関する事項の公表について」(平成13年3月30日付け国官会第1428号、国官地第25号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののよう改める。

改 正 後	改 正 前
<u>2</u> 公表の方法 発注の見通しに係る記3に掲げる事項を「<u>入札情報サービス(P P I)</u>又は「<u>入札情報サービス(P A S)</u>」により公表するものとする。	<u>2</u> 公表の方法 (1) 一般競争及び工事希望型競争に付そうとする工事 記1(1)及び(2)の工事については、発注の見通しに係る記3に掲げる事項を地方整備局の本局及び当該工事を担当する事務所において、揭示し又は閲覧に供する方法(閲覧所を設け、又はインターネットにより閲覧に供することをいう。インターネットにより閲覧に供する場合には、パソコン等を活用して閲覧所等において閲覧させること。以下同じ。)により公表するとともに、「<u>入札情報サービス(P P I)</u>」を利用している部局においては、当該「<u>入札情報サービス(P P I)</u>」を、また、「<u>入札情報サービ</u>

ス（PAS）」を利用している部局においては、当該「入札情報サービス（PAS）」を利用してインターネットにより公表するものとする。

（注） （略）

- (2) 通常指名競争に付そうとする工事及び随意契約によろうとする工事

記1(3)及び(4)の工事については、発注の見通しに係る記3に掲げる事項を、当面、支出負担行為担当官で発注しようとする場合には、地方整備局の本局及び担当事務所(当該工事を担当する事務所がある場合)において、分任支出負担行為担当官で発注しようとする場合には事務所において、掲示し又は閲覧に供する方法により公表するものとする。

5 その他留意事項

公表する内容は、公表する時点における発注の見通しであり、公表した後に変更又は追加があり得る旨を併せて明記すること。

（記入例）

〇〇年度発注の見通しの公表について（〇〇年〇〇月現在）

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地方整備局

（〇〇〇〇事務所）

国土交通省〇〇地方整備局（〇〇〇〇事務所）における〇〇年度の工事の発注の見通しを下記のとおり公表する。

なお、ここに掲載する内容は、〇〇年〇月〇日現在の見通しであるため、実際に発注する工事がこの掲載と異なる場合、又はここに記載されていない工事が発注される場合があります。

5 その他留意事項

- (1) 公表する内容は、公表する時点における発注の見通しであり、公表した後に変更又は追加があり得る旨を併せて明記すること。

- (2) 公表する事項を閲覧に供する場合、閲覧所を設ける場合にあっては閲覧場所及び閲覧時間等を、またインターネットによる場合においてはそのアドレスを、あらかじめ記2に示す場所に掲示しておくこと。

（記入例）

平成〇〇年度発注の見通しの公表について（平成〇〇年〇〇月現在）

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地方整備局

（〇〇〇〇事務所）

国土交通省〇〇地方整備局（〇〇〇〇事務所）における平成〇〇年度の工事の発注の見通しを下記のとおり公表する。

なお、ここに掲載する内容は、平成〇〇年〇月〇日現在の見通しであるため、実際に発注する工事がこの掲載と異なる場合、又はここに記載されていない工事が発注される場合があります。

また、主要建設資材需要見込み量は、公表時点の概算の見込み数量であり、公表後変更することがあります。 1. (略) 2. 工事希望型競争入札 [〇〇事務所] 2-1 工事名：〇〇年度〇〇〇改良工事 1)～5) (略) 3. 通常指名競争入札 [〇〇事務所] 3-1 工事名：〇〇年度〇〇〇舗装修繕工事 1)～5) (略) 4. 随意契約 [〇〇事務所] 4-1 工事名：〇〇年度〇〇〇トンネル工事 1)～5) (略)	また、主要建設資材需要見込み量は、公表時点の概算の見込み数量であり、公表後変更することがあります。 1. (略) 2. 工事希望型競争入札 [〇〇事務所] 2-1 工事名：平成〇〇年度〇〇〇改良工事 1)～5) (略) 3. 通常指名競争入札 [〇〇事務所] 3-1 工事名：平成〇〇年度〇〇〇舗装修繕工事 1)～5) (略) 4. 随意契約 [〇〇事務所] 4-1 工事名：平成〇〇年度〇〇〇トンネル工事 1)～5) (略)
--	--

(工事における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に係る情報の公表についての一部改正)

- 17 「工事における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に係る情報の公表について」(平成13年3月30日付け国官会第1429号、国官地第26号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この項において「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののよう改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
-----	-----

(別 紙)

1 定義

(1)～(8) (略)

(9) この通達において、「競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料」とは、一般競争入札に参加する者の競争参加資格を確認するため提出を求める「一般競争入札方式の手続について」(令和5年12月27日付け国会公契第22号、国官技第272号、国営計第130号。以下「一般競争手続通達」という。)記2(1)③又は「一般競争入札方式の手続について」(令和5年12月22日付け国港総第521号、国港技第86号。以下「一般競争手続通達」という。)記2(1)③に規定する申請書及び資料をいう。

(10)～(15) (略)

3 公表の内容、時期、方法及び期間

I 各地方整備局(港湾空港関係事務に関するものを除く。)においては、別表Ⅰ－(1)に掲げる事項及び別表Ⅰ－(2)、別表Ⅰ－(3)又は別表Ⅰ－(4)に掲げる事項について、それぞれ当該別表に掲げる時期、方法及び期間において公表するものとする。

(別 紙)

1 定義

(1)～(8) (略)

(9) この通達において、「競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料」とは、一般競争入札に参加する者の競争参加資格を確認するため提出を求める「一般競争入札方式の実施について」(平成6年6月21日付け建設省厚発第260号。以下「一般競争実施通達」という。)6又は「一般競争入札の実施について」(平成6年6月22日付け港管第1385号。以下「一般競争実施通達」という。)6及び「一般競争入札方式の拡大について」(平成17年10月7日付け国地契第80号。以下「一般競争拡大通達」という。)6又は「一般競争入札方式の拡大について」(平成17年10月7日付け国港総第234号。以下「一般競争拡大通達」という。)6に規定する申請書及び資料をいう。

(10)～(15) (略)

3 公表の内容

I 各地方整備局(港湾空港関係事務に関するものを除く。)においては、次に掲げる事項について公表するものとする。

(1) 通則的事項

① 競争参加資格

② 有資格業者名簿(様式1－1)、有資格業者索引名簿(様式1－2)、「工事請負業者の資格を定める場合の総合点数の算定要領」(昭和41年12月23日付け建設省厚発第79号)

③ 選定要領第16(指名基準)、「入札・契約手続のより一層の透明性・競争性の確保について」(平成5年5月31日建設省厚発第177号)中別紙(指名基準の運用基準)、各地方整備局ごとに定めている技術審査基準(標準様式例1)、指名停止措置要領、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の運用基準について」(平成3年5月18日付

け建設省厚発第 172 号)、各地方整備局ごとに定めている工事事故に係る指名停止措置期間運用基準

- ④ 「予算決算及び会計令第 85 条の基準の取扱いに関する事務手続について」(平成 16 年 6 月 10 日付け国官会第 368 号。以下「低入札事務手続通達」という。)、
「低入札価格調査制度対象工事に係る重点調査の試行について」(平成 12 年 12 月 12 日付け建設省会発第 773 号、建設省厚契発第 44 号、建設省技調発第 193 号、建設省営計発第 159 号)別添(低入札価格調査マニュアル(重点調査用))
- ⑤ 苦情処理通達
- ⑥ 入札監視委員会通達、「入札監視委員会の運用上の留意点について」(平成 13 年 3 月 30 日付け国官地第 30 号、国官技第 81 号、国営計第 67 号)
- ⑦ 入札監視委員会における委員の氏名及び職業、審議の概要及びその他の必要な資料(標準様式例 2-1、標準様式例 2-2)
- ⑧ 「地方整備局請負工事監督検査事務処理要領」(昭和 42 年 3 月 30 日付け建設省厚第 21 号)、「地方整備局工事技術検査要領」(昭和 42 年 3 月 30 日付け建設省官技第 13 号)、「土木工事監督技術基準(案)」(平成 15 年 3 月 31 日付け国官技発第 345 号)、「地方整備局営繕工事監督技術基準(案)」(平成 29 年 3 月 28 日付け国営整第 241 号)、「地方整備局土木工事検査技術基準(案)」(平成 30 年 4 月 2 日付け国官技第 325 号)、「地方整備局土木工事技術検査基準(案)」(平成 18 年 3 月 31 日付け国官技第 283 号)、「地方整備局営繕工事検査基準(案)」(平成 18 年 5 月 9 日付け国営設第 9 号)、「地方整備局営繕工事技術検査基準(案)」(平成 18 年 5 月 9 日付け国営設第 10 号)、「監督技術マニュアル(案)」

(平成 18 年 1 月 18 日付け事務連絡)、
「検査技術マニュアル(案)」(平成 15 年
4 月 2 日付け事務連絡)、「工事現場におけ
る施工体制の点検要領の運用について」(平
成 13 年 3 月 30 日付け国官地第 23 号、国官
技第 69 号、国営計第 80 号)、「低入札価
格調査制度調査対象工事に係る監督体制等
の強化について」(平成 6 年 3 月 30 日付け
建設省厚発第 126 号、建設省技調発第 72
号、建設省営監発第 13 号)

⑨ 「請負工事成績評定要領の制定について」
(平成 13 年 3 月 30 日付け国官技第 92 号)、
「請負工事成績評定要領の運用について」(平
成 13 年 3 月 30 日付け国官技第 93 号)、「営
繕工事に係る請負工事成績評定要領の運用に
ついて」(平成 13 年 3 月 30 日付け国官技第
32 号)

⑩ 指名停止措置の対象となった業者名、指名
停止措置期間、指名停止措置理由等(標準様
式例 3)

⑪ 「談合情報対応マニュアル等の改正につい
て」(平成 22 年 9 月 30 日付け国地契第 31 号)
別添 2 (談合情報対応マニュアル)

⑫ 「直轄工事における共同企業体の取扱いに
ついて」(昭和 63 年 6 月 1 日付け厚発第 176
号)、「直轄工事における特定建設工事共同
企業体の運用について」(平成 15 年 5 月 26
日付け国地契第 30 号、国官技第 57 号、国営
計第 45 号)、「直轄工事における経常建設共
同企業体の運用について」(平成 9 年 9 月 19
日付け建設省厚契発第 39 号、建設省技調発第
160 号、建設省営計発第 83 号)

(2) 一般競争に付した場合

① 一般競争参加資格

② 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格
確認資料を提出した業者名

③ 一般競争実施通達 10 及び一般競争拡大通
達 9 の規定により、一般競争参加資格がない

	と認めた業者名及びその理由（様式 2） ④ 予定価格（税抜き） ⑤イ）予定価格（税抜き）の積算内訳 ロ）工事設計書 ⑥イ）調査基準価格 ロ）低入札事務手続通達第 4 に規定する調査の結果の概要（低入札価格調査を実施した業者名を含む。以下同じ。）（標準様式例 4） ハ）低入札事務手続通達第 7 に規定する契約担当官等の調査の結果及び意見を記載した書面 ニ）低入札事務手続通達第 8 に規定する契約審査委員の意見を記載した書面 ホ）予決令第 89 条に規定する理由及び契約担当官等の意見を記載した書面 ヘ）同令第 89 条に規定による国土交通大臣の承認があった場合の当該承認を示す文書 ただし、ホ）及びヘ）については、次順位者を落札者とした場合に限る。 ⑦ 入札者名及び各入札者の各回の入札金額並びに落札者名及び落札金額（この場合においては、入札調書等の写しを使用するものとする。）、並びに予決令第 99 条の 2 及び第 99 条の 3 の規定により随意契約によることとした場合においては契約の相手方及び契約金額（消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。以下同じ。）。) ⑧ 総合評価落札方式を実施した場合における総合評価を実施した理由、落札者決定基準及び落札理由（標準様式例 5） ⑨ 一般競争実施通達に基づく一般競争に付した場合は、競争参加資格がないと認められた者からその説明を求められた場合の書面及びそれに対する回答の書面、一般競争拡大通達に基づく一般競争に付した場合は、苦情処理申立て書面及び苦情処理回答書面 ⑩ 次に掲げる契約の内容（標準様式例 6－1）
--	--

	イ) 契約の相手方の商号又は名称及び住所 ロ) 工事の名称、場所、種別、概要、工期、契約金額 ⑪ 契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の上記⑩ロ) 及び契約変更の理由（標準様式例 6－2） ⑫ 工事成績評定点通知書 ⑬ 工事成績評定点通知書に関し、通知を受けた者からその説明を求められた場合の書面及びそれに対する回答の書面 (3) 指名競争に付した場合 ① 工事の名称及び種別、入札予定年月日並びに等級区分 ② 指名業者名及び指名業者の選定過程（標準様式例 7） ③ 予定価格（税抜き） ④イ) 予定価格（税抜き）の積算内訳 ロ) 工事設計書 ⑤イ) 調査基準価格 ロ) 低入札事務手続通達第 4 に規定する調査の結果の概要（標準様式例 4） ハ) 低入札事務手続通達第 7 に規定する契約担当官等の調査の結果及び意見を記載した書面 ニ) 低入札事務手続通達第 8 に規定する契約審査委員の意見を記載した書面 ホ) 予決令第 89 条に規定する理由及び契約担当官等の意見を記載した書面 ヘ) 同令第 89 条の規定による国土交通大臣の承認があった場合の当該承認を示す文書 ただし、ホ) 及びヘ) については、次順位者を落札者とした場合に限る。 ⑥ 入札者名及び各入札者の各回の入札金額並びに落札者名及び落札金額（この場合においては、入札調書等の写しを使用するものとする。）、並びに予決令第 99 条の 2 及び第 99 の 3 の規定により随意契約によることとした場合においては契約の相手方及び契約金額
--	--

（消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。以下同じ。）。

⑦ 総合評価落札方式を実施した場合における総合評価を実施した理由（財務大臣との協議結果）、落札者決定基準及び落札理由（標準様式例 5）

⑧ 苦情処理申立て書面及び苦情処理回答書面

⑨ 次に掲げる契約の内容（標準様式例 6－1）

イ）契約の相手方の商号又は名称及び住所

ロ）工事の名称、場所、種別、概要、工期、契約金額

⑩ 契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の上記⑨ロ）及び契約変更の理由（標準様式例 6－2）

⑪ 工事成績評定点通知書

⑫ 工事成績評定点通知書に関し、通知を受けた者からその説明を求められた場合の書面及びそれに対する回答の書面

(4) 随意契約によることとした場合

① 次に掲げる随意契約の結果及び契約の内容（標準様式例 6－3）

イ）工事の名称及び工事概要

ロ）契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地

ハ）契約を締結した日

ニ）契約の相手方の商号又は名称及び住所

ホ）契約金額

ヘ）予定価格

ト）随意契約によることとした理由

チ）工事の場所、種別及び工期

②イ）予定価格（税抜き）の積算内訳

ロ）工事設計書

③ 苦情処理申立て書面及び苦情処理回答書面

④ 契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の上記①イ）、ホ）及びチ）並びに契約変更の理由（標準様式例 6－2）

⑤ 工事成績評定点通知書

⑥ 工事成績評定点通知書に関し、通知を受け

Ⅱ 各地方整備局（港湾空港関係事務に限ることに限る。）においては、別表Ⅱ－(1)に掲げる事項及び別表Ⅱ－(2)、別表Ⅱ－(3)又は別表Ⅱ－(4)に掲げる事項について、それぞれ当該別表に掲げる時期、方法及び期間において公表するものとする。

た者からその説明を求められた場合の書面及びそれに対する回答の書面

Ⅱ 各地方整備局（港湾空港関係事務に限ることに限る。）においては、次に掲げる事項について公表するものとする。

(1) 通則的事項

- ① 競争参加資格
- ② 有資格者名簿（様式１－１）、有資格者索引名簿（様式１－３）、「数値の算定及び等級の格付け要領」（昭和５５年１２月１日付け港管第３７２２号）、「数値の算定及び等級の格付け要領」及び「港湾建設局施工直轄工事における共同企業体の取扱いについて」の一部改正に伴う取扱いについて」（平成９年９月１日付け港管第２１３８号）
- ③ 取扱要領第１７条（工事の指名基準）、「運輸省が発注する工事請負契約に係る事務の適正化について」（平成５年６月２１日付け港管第１５００号）中別紙（指名基準の運用）、各地方整備局ごとに定めている技術審査基準（標準様式例１）、指名停止措置要領
- ④ 「予算決算及び会計令第８５条の基準の取扱いに関する事務手続について」（平成１６年６月１０日付け国官会第３６８号。以下「低入札事務手続通達」という。）、「低入札価格調査制度対象工事に係る重点調査の実施について」（平成１８年５月１日付け国港総第１１１－２号、国港建第３５－２号）別添（低入札価格調査マニュアル（重点調査用））
- ⑤ 苦情処理通達
- ⑥ 入札監視委員会通達、「入札監視委員会の運営上の留意点について」（平成１３年３月３０日付け国港管第５５９号、国港建第１１５号）
- ⑦ 入札監視委員会における委員の氏名及び職業、審議の概要及びその他の必要な資料（標準様式例２－１、標準様式例２－２）
- ⑧ 「請負工事監督・検査事務処理要領の制定について」（平成８年４月１日付け港管第８７２

号)「工事現場における施工体制の点検要領」
(平成 13 年 3 月 30 日付け国官地第 22 号、国
官技第 68 号、国営計第 79 号)

⑨ 「請負工事成績評定要領」(平成 13 年 3 月
30 日付け国港建第 110 号)

⑩ 指名停止措置要領の対象となった業者名、
指名停止措置期間、指名停止措置理由等(標
準様式例 3)

⑪ 「談合情報対応マニュアル等の改正につい
て」(平成 22 年 9 月 30 日付け国港管第 425
号)別添 2 (談合情報対応マニュアル)

⑫ 「港湾建設局施行直轄工事における共同企
業体の取扱について」(昭和 63 年 12 月 27 日
付け港管第 4087 号)、「直轄工事における特
定建設工事共同企業体の運用について」(平
成 15 年 9 月 16 日付け国港管第 559 号、国港
建第 105 号)、「直轄工事における経常建設
共同企業体の取扱について」(平成 9 年 10 月
1 日付け港管第 2253 号、港建第 825 号)

(2) 一般競争に付した場合

① 一般競争参加資格

② 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格
確認資料を提出した業者名

③ 一般競争実施通達 10 及び一般競争拡大通
達 9 の規定により、一般競争参加資格がない
と認めた業者名及びその理由(様式 2)

④ 予定価格(税抜き)

⑤イ) 予定価格(税抜き)の積算内訳

ロ) 工事設計書

⑥イ) 調査基準価格

ロ) 低入札事務手続通達第 4 に規定する調査
の結果の概要(低入札価格調査を実施した
業者名を含む。)(標準様式例 4)

ハ) 低入札事務手続通達第 7 に規定する契約
担当官等の調査の結果及び意見を記載した
書面

ニ) 低入札事務手続通達第 8 に規定する契約
審査委員の意見を記載した書面

	ホ) 予決令第 89 条に規定する理由及び契約担当官等の意見を記載した書面 へ) 同令第 89 条の規定による国土交通大臣の承認があった場合の当該承認を示す文書 ただし、ホ) 及びへ) については、次順位者を落札者とした場合に限る。 ⑦ 入札者名及び入札者の各回の入札金額並びに落札者名及び落札金額（この場合においては、入札調書等の写しを使用するものとする。）、並びに予決令第 99 条の 2 及び第 99 条の 3 の規定により随意契約によることとした場合においては契約の相手方及び契約金額（消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。以下同じ。）。) ⑧ 総合評価落札方式を実施した場合における総合評価を実施した理由、落札者決定基準及び落札理由（標準様式例 5） ⑨ 一般競争実施通達に基づく一般競争に付した場合は、競争参加資格がないと認められた者からその説明を求められた場合の書面及びそれに対する回答の書面、一般競争拡大通達に基づく一般競争に付した場合は、苦情処理申立て書面及び苦情処理回答書面 ⑩ 次に掲げる契約の内容（標準様式例 6－1） イ) 契約の相手方の商号又は名称及び住所 ロ) 工事の名称、場所、種別、概要、工期、契約金額 ⑪ 契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の上記⑩ロ) 及び契約変更の理由（標準様式例 6－2） ⑫ 工事成績評定点通知書 ⑬ 工事成績評定点通知書に関し、通知を受けた者からその説明を求められた場合の書面及びそれに対する回答の書面 (3) 指名競争に付した場合 ① 工事の名称及び種別、入札予定年月日並
--	---

	びに等級区分 ② 指名業者名及び指名業者の選定過程（標準様式例 7） ③ 予定価格（税抜き） ④イ）予定価格（税抜き）の積算内訳 ロ）工事設計書 ⑤イ）調査基準価格 ロ）低入札事務手続通達第 4 に規定する調査の結果の概要（低入札価格調査を実施した業者名を含む。）（標準様式例 4） ハ）低入札事務手続通達第 7 に規定する契約担当官等の調査の結果及び意見を記載した書面 ニ）低入札事務手続通達第 8 に規定する契約審査委員の意見を記載した書面 ホ）予決令第 89 条に規定する理由及び契約担当官等の意見を記載した書面 ヘ）同令第 89 条の規定による国土交通大臣の承認があった場合の当該承認を示す文書 ただし、ホ）及びヘ）については、次順位者を落札者とした場合に限る。 ⑥ 入札者名及び入札者の各回の入札金額並びに落札者名及び落札金額（この場合においては、入札調書等の写しを使用するものとする。）、並びに予決令第 99 条の 2 及び第 99 条の 3 の規定により随意契約によることとした場合においては契約の相手方及び契約金額（消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。以下同じ。）。) ⑦ 総合評価落札方式を実施した場合における総合評価を実施した理由、落札者決定基準及び落札理由（標準様式例 5） ⑧ 苦情処理申立書面及び苦情処理回答書面 ⑨ 次に掲げる契約の内容（標準様式例 6－1） イ）契約の相手方の商号又は名称及び住所 ロ）工事の名称、場所、種別、概要、工期、
--	---

(削る)

契約金額

- ⑩ 契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の上記⑨ロ) 及び契約変更理由 (標準様式例 6 - 2)
- ⑪ 工事成績評定点通知書
- ⑫ 工事成績評定点通知書に関し、通知を受けた者からその説明を求められた場合の書面及びそれに対する回答の書面
- (4) 随意契約によることとした場合
 - ① 次に掲げる随意契約の結果及び契約の内容 (標準様式 6 - 3)
 - イ) 工事の名称及び工事概要
 - ロ) 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地
 - ハ) 契約を締結した日
 - ニ) 契約の相手方の商号又は名称及び住所
 - ホ) 契約金額
 - ヘ) 予定価格
 - ト) 随意契約によることとした理由
 - チ) 工事の場所、種別及び工期
 - ②イ) 予定価格 (税抜き) の積算内訳
 - ロ) 工事設計書
 - ③ 苦情処理申立て書面及び苦情処理回答書面
 - ④ 契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の前記①イ)、ホ) 及びチ) 並びに契約変更の理由 (標準様式例 6 - 2)
 - ⑤ 工事成績評定点通知書
 - ⑥ 工事成績評定点通知書に関し、通知を受けた者からその説明を求められた場合の書面及びそれに対する回答の書面

4 公表の時期

- I 各地方整備局 (港湾空港関係事務に関するものを除く。) においては、次に掲げる時期に公表するものとする。
 - (1) 通則的事項
 - 上記 3 I (1) の①から⑥まで並びに⑧、⑨、⑩及び⑫は、それを定め又は作成した後速や

かに当該事項を公表するものとする。ただし、すでに定めてある場合にあっては、本通達の施行の日以降速やかに公表するものとする。また当該事項を変更した場合にあっては、変更後速やかに公表するものとする。

3 I (1)⑦のうち委員の氏名及び職業は、毎年度当初の委員会開催後速やかに、また委員の変更のあった場合には、その直近の委員会の開催後速やかに公表するものとする。また、審議の概要等については、当該審議のあった入札監視委員会の開催後速やかに公表するものとする。

3 I (1)⑩は、当該措置を行った後速やかに公表するものとする。

(2) 一般競争に付した場合

3 I (2)①及び⑧のうち総合評価を実施した理由及び落札者決定基準は、入札公告時に公表するものとする。

3 I (2)②から⑤イ) まで並びに⑥イ) 並びに⑦並びに⑧のうち落札理由は、落札者決定後又は契約の相手方及び契約金額の決定後速やかに公表するものとする。

3 I (2)⑤ロ) 並びに⑥(イ)を除く) 及び⑩は、契約の締結後速やかに公表するものとする。ただし、「総価契約単価合意方式の実施について」(平成 28 年 3 月 14 日付け国地契第 79 号、国官技第 360 号、国北予第 33 号)に基づく総価契約単価合意方式(以下「単価合意方式」という。)を適用する工事については、⑤ロ)は単価合意後速やかに公表するものとする。

3 I (2)⑨及び⑬は、回答書面の発信後速やかに公表するものとする。

3 I (2)⑪は、契約の変更後速やかに公表するものとする。

3 I (2)⑫は、工事成績評定点通知後速やかに公表するものとする。

(3) 指名競争に付した場合

3 I (3)①は、指名通知後速やかに公表するものとする。

3 I (3)②から④イ) まで並びに⑤イ) 並びに⑥及び⑦は、落札者決定後又は契約の相手方及び契約金額の決定後速やかに公表するものとする。

3 I (3)④ロ) 並びに⑤(イ)を除く) 及び⑨は、契約の締結後速やかに公表するものとする。ただし、単価合意方式を適用する工事については、④ロ) は単価合意後速やかに公表するものとする。

3 I (3)⑧及び⑫は、回答書面の発信後速やかに公表するものとする。

3 I (3)⑩は、契約の変更後速やかに公表するものとする。

3 I (3)⑪は、工事成績評定点通知後速やかに公表するものとする。

(4) 随意契約によることとした場合

3 I (4)①及び②は、契約の締結後速やかに、公表するものとする。ただし、単価合意方式を適用する工事については、②ロ) は単価合意後速やかに公表するものとする。

3 I (4)③及び⑥は、回答書面の発信後速やかに、④は契約の変更後速やかに公表するものとする。

3 I (4)⑤は、工事成績評定点通知後速やかに公表するものとする。

II 各地方整備局（港湾空港関係事務に限ることに限る。）においては、次に掲げる時期に公表するものとする。

(1) 通則的事項

上記 3 II (1)の①から⑥まで並びに⑧、⑨、⑪及び⑫は、それを定め又は作成した後速やかに当該事項を公表するものとする。ただし、既に定めてある場合にあつては、本通達の施行の日以降速やかに公表するものとする。また、当該事項を変更した場合にあつては、変更後速やかに公表するものとする。

3Ⅱ(1)⑦のうち委員の氏名及び職業は、毎年度当初の委員会開催後速やかに、また、委員の変更のあった場合には、その直近の委員会の開催後速やかに、また、審議の概要等については、当該審議のあった入札監視委員会の開催後速やかに公表するものとする。

3Ⅱ(1)⑩は、当該措置を行った後速やかに公表するものとする。

(2) 一般競争に付した場合

3Ⅱ(2)①及び⑧のうち総合評価を実施した理由及び落札者決定基準は、入札公告時に公表するものとする。

3Ⅱ(2)②から⑤イ)まで並びに⑥イ)並びに⑦並びに⑧のうち落札理由は、落札者決定後又は契約の相手方及び契約金額の決定後速やかに公表するものとする。

3Ⅱ(2)⑤ロ)並びに⑥(イ)を除く)及び⑩は、契約の締結後速やかに公表するものとする。ただし、「総価契約単価合意方式の実施要領の改定について」(平成30年3月30日付け国港総第645号、国港技第93号)に基づく総価契約単価合意方式(以下「単価合意方式(港湾)」という。)を適用する工事については、⑤ロ)は単価合意後速やかに公表するものとする。

3Ⅱ(2)⑨及び⑬は、回答書面の発信後速やかに公表するものとする。

3Ⅱ(2)⑪は、契約の変更後速やかに公表するものとする。

3Ⅱ(2)⑫は、工事成績評定点通知後速やかに公表するものとする。

(3) 指名競争に付した場合

3Ⅱ(3)①は、指名通知後速やかに公表するものとする。

3Ⅱ(3)②から④イ)まで並びに⑤イ)並びに⑥及び⑦は、落札者決定後又は契約の相手方及び契約金額の決定後速やかに公表するものとする。

(削る)

3Ⅱ(3)④ロ)並びに⑤(イ)を除く)及び⑨は、契約の締結後速やかに公表するものとする。ただし、単価合意方式(港湾)を適用する工事については、④ロ)は単価合意後速やかに公表するものとする。

3Ⅱ(3)⑧及び⑫は、回答書面の発信後速やかに公表するものとする。

3Ⅱ(3)⑩は、契約の変更後速やかに公表するものとする。

3Ⅱ(3)⑪は、工事成績評定点通知後速やかに公表するものとする。

(4) 随意契約によることとした場合

3Ⅱ(4)①及び②は、契約の締結後速やかに、公表するものとする。ただし、単価合意方式(港湾)を適用する工事については、②ロ)は単価合意後速やかに公表するものとする。

3Ⅱ(4)③及び⑥は、回答書面の発信後速やかに、④は契約の変更後速やかに公表するものとする。

3Ⅱ(4)⑤は、工事成績評定点通知後速やかに公表するものとする。

5 公表の方法

I 各地方整備局(港湾空港関係事務に関するものを除く。)においては、次に掲げる方法で公表するものとする。

(1) 通則的事項

3Ⅰ(1)については、原則として閲覧に供する方法(閲覧所を設け、又はインターネットにより閲覧に供することをいう。インターネットにより閲覧に供する場合には、パソコン等を活用して閲覧所等において閲覧させること。以下同じ。)によるものとする。

3Ⅰ(1)⑦及び⑩については、当該閲覧に供する方法に加え、日刊新聞紙へ記事投げ込みを行うものとする。

(2) 一般競争及び指名競争に付した場合並びに随意契約によることとした場合について

3Ⅰ(2)②及び③並びに⑤イ)並びに⑥(イ)

を除く)並びに⑧から⑬まで並びに３Ⅰ(３)①及び②並びに④イ)及び⑤(イ)を除く)並びに⑦から⑫まで並びに３Ⅰ(４)②イ)並びに③から⑥までは、閲覧に供する方法によるものとする。

３Ⅰ(２)①及び④並びに⑥イ)並びに⑦及び３Ⅰ(３)③並びに⑤イ)並びに⑥及び３Ⅰ(４)①は、「入札情報サービス(ＰＰⅠ)」を利用してインターネットにより公表するとともに、閲覧に供する方法によるものとする。

３Ⅰ(２)⑤ロ)、３Ⅰ(３)④ロ)及び３Ⅰ(４)②ロ)は、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

Ⅱ 各地方整備局(港湾空港関係事務に関することに限る。)においては、次に掲げる方法で公表するものとする。

(１) 通則的事項

３Ⅱ(１)については、原則として閲覧に供する方法(閲覧所を設け、又はインターネットにより閲覧に供することをいう。インターネットにより閲覧に供する場合には、パソコン等を活用して閲覧所等において閲覧させること。以下同じ。)によるものとする。

３Ⅱ(１)⑦及び⑩については、当該閲覧に供する方法に加え、日刊新聞紙へ記事投げ込みを行うものとする。

(２) 一般競争及び指名競争に付した場合並びに随意契約によることとした場合について

３Ⅱ(２)②及び③並びに⑤イ)並びに⑥(イ)を除く)並びに⑧から⑬まで並びに３Ⅱ(３)①及び②並びに④イ)並びに⑤(イ)を除く)並びに⑦から⑫まで並びに３Ⅱ(４)②イ)並びに③から⑥までは、閲覧に供する方法によるものとする。

３Ⅱ(２)①及び④並びに⑥イ)並びに⑦及び３Ⅱ(３)③並びに⑤イ)並びに⑥及び３Ⅱ(４)①は、「入札情報サービス(ＰＡＳ)」を利用してインターネットにより公表するとともに、

(削る)

閲覧に供する方法によるものとする。

3Ⅱ(2)⑤ロ)、3Ⅱ(3)④ロ)及び3Ⅱ(4)②ロ)は、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

6 公表の場所

I 各地方整備局（港湾空港関係事務に関するものを除く。）においては、上記5の公表の方法のうち、閲覧に供する方法による場合には、次に掲げる場所の閲覧所において公表するものとするただし、やむをえない場合には別に指定する場所を閲覧所とすることができる。

(1) 通則的事項

イ) 3Ⅰ(1)①から⑤まで並びに⑧、⑨、⑪及び⑫については、地方整備局の本局総務部契約課又は企画部技術管理課又は営繕部技術・評価課及び各事務所の担当課。

ロ) 3Ⅰ(1)⑥及び⑦は、本局総務部契約課。

ハ) 3Ⅰ(1)⑩については、当該指名停止措置の根拠となった事案の発生した本局総務部契約課。

(2) 一般競争及び指名競争に付した場合並びに随意契約によることとした場合

イ) 3Ⅰ(2)①から⑪まで、(3)①から⑩まで及び(4)①から④までは、支出負担行為担当官（以下「本官」という。）の発注する工事については、本局総務部契約課、また分任支出負担行為担当官（以下「分任官」という。）の発注する工事については、各事務所の契約担当課。ただし、3Ⅰ(2)⑨（一般競争拡大通達に基づく一般競争に付した場合に限る。）、(3)⑧及び(4)③の再苦情処理に係るものについては、本局総務部契約課。

ロ) 3Ⅰ(2)⑫及び⑬、(3)⑪及び⑫並びに(4)⑤及び⑥は、本官の発注する工事については、本局企画部技術管理課又は営繕部技術・評価課、また、分任官の発注する工事については、各事務所の担当課。

II 各地方整備局（港湾空港関係事務に関するこ

(削る)

とに限る。)においては、上記5の公表の方法のうち、閲覧に供する方法による場合には、次に掲げる場所の閲覧所において公表するものとする。ただし、やむをえない場合には別に指定する場所を閲覧所とすることができる。

(1) 通則的事項

イ) 3Ⅱ(1)①から⑤まで並びに⑧、⑨及び⑩については、地方整備局の本局総務部経理調達課又は港湾空港部事業課及び各工事事務所の担当課。

ロ) 3Ⅱ(1)⑥及び⑦は、本局総務部経理調達課。

ハ) 3Ⅱ(1)⑩については、当該指名停止措置の根拠となった事案の発生した本局総務部経理調達課等。

(2) 一般競争及び指名競争に付した場合並びに随意契約によることとした場合

イ) 3Ⅱ(2)①から⑩まで、(3)①から⑩まで及び(4)①から④までは、本官の発注する工事については、本局総務部経理調達課、また、分任官の発注する工事については、各事務所の契約担当課。

ただし、3Ⅱ(2)⑨(一般競争拡大通達に基づく一般競争に付した場合に限る。)、(3)⑧及び(4)③の再苦情処理に係るものについては、本局総務部経理調達課。

ロ) 3Ⅱ(2)⑫及び⑬、(3)⑪及び⑫並びに(4)⑤及び⑥は、本官の発注する工事については、本局港湾事業課、また、分任官の発注する工事については、各事務所の担当課。

7 公表の期間

I 各地方整備局(港湾空港関係事務に関するものを除く。)においては、次に掲げる期間において公表するものとする。

(1) 通則的事項

3Ⅰ(1)①及び②については、当該資格及び名簿等が有効である期間中、当該事項を公表するものとする。

3 I (1)③から⑥まで並びに⑧、⑨及び⑩については、常時公表するものとする。

3 I (1)⑦については、当該入札監視委員会の審議が行われた日の属する年度及びその翌年度において、当該事項を公表するものとする。

3 I (1)⑩については、当該措置を行った日の属する年度からその翌々年度まで、当該事項を公表するものとする。

(2) 一般競争及び指名競争に付した場合並びに随意契約によることとした場合

3 I (2)から I (4)までは、一般競争に付した場合は公告をした日、指名競争に付した場合は指名通知をした日、随意契約によることとした場合は当該契約を締結した日の属する年度及びその翌年度において、当該事項を公表するものとする。

II 各地方整備局（港湾空港関係事務に限る。）においては、次に掲げる期間において公表するものとする。

(1) 通則的事項

3 II (1)①及び②については、当該資格及び名簿が有効である期間中、当該事項を公表するものとする。

3 II (1)③から⑥まで並びに⑧、⑨及び⑩については、常時公表するものとする。

3 II (1)⑦については、当該入札監視委員会の審議が行われた日の属する年度及びその翌年度において、当該事項を公表するものとする。

3 II (1)⑩については、当該措置を行った日の属する年度からその翌々年度まで、当該公表事項を公表するものとする。

(2) 一般競争及び指名競争に付した場合並びに随意契約によることとした場合

3 II (2)から II (4)までについては、一般競争に付した場合は公告をした日、指名競争に付した場合は指名通知をした日、随意契約によ

ることとした場合は当該契約を締結した日の
属する年度及びその翌年度において、当該事
項を公表するものとする。

様式 1－1

(略)	順 位 企 業 規 模	法 人 番 号	(略)

様式 1－1

(略)	順 位 企 業 規 模	(略)

様式 1－2

商号又は名称 代 表 者 名	(略)	受変電設備工事	橋梁補修工事
住 所			
法 人 番 号	(略)	等級順位 総合経 営技術	等級順位 総合経 営技術

様式 1－2

商号又は名称 代 表 者 名	(略)	受変電設備工事	
住 所			
	(略)	等級順位 総合経 営技術	

[標準様式例 1]技術審査基準

指名競争入札における指名業者審査基準
(略)

[標準様式例 1]技術審査基準

〇〇型指名競争入札における指名業者審査基準
(略)

[標準様式例 2－1]

〇〇地方整備局 入札監視委員会 審議概要

開 催 日 及 び 場 所	〇〇年〇月〇日 (〇) 〇〇地方整備局 会議室
(略)	(略)

[標準様式例 2－1]

〇〇地方整備局 入札監視委員会 審議概要

開 催 日 及 び 場 所	平成〇〇年〇月〇日 (〇) 〇〇地方整 備局会議室
(略)	(略)

審 議 対 象 期 間	<u>〇〇年〇月〇日</u> ～ <u>〇〇年〇月〇日</u>	
(略)	(略)	(備考)
<u>工事希望型指名競争</u>	〇件	
(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)

[標準様式例 2－2]

〇〇地方整備局 入札監視委員会苦情処理会議 審
議概要

開催日及び 場所	〇〇年〇月〇日 (〇) 〇〇地方 整備局会議室				
(略)	(略)				
審議対象期 間	〇〇年〇月〇日～〇〇年〇月〇日				
(略)	(略)			(備考)	
<u>工事希望型</u> <u>指名競争</u>	〇件				
(略)	(略)				
再苦情申立 概要		申立日	(略)	契約 方式	(略)
	(1)	<u>〇.〇.</u> 〇.〇	(略)	<u>一般</u> <u>競争</u>	(略)
	(2)	<u>〇.〇.</u> 〇.〇	(略)	<u>指名</u> <u>競争</u>	(略)
	(3)	<u>〇.〇.</u> 〇.〇	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)		(略)		

[標準様式例 3]

指名停止措置の概要	
(略)	
2. 指名停止措置期間： <u>〇〇年〇月〇日</u> ～ <u>〇〇年〇月〇日</u> (〇ヶ月間)	
(略)	

審 議 対 象 期 間	<u>平成〇〇年〇月〇日</u> ～ <u>平成〇〇年〇月〇日</u>	
(略)	(略)	(備考)
<u>公募型及び工事希望型 指名競争</u>	〇件	
(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)

[標準様式例 2－2]

〇〇地方整備局 入札監視委員会苦情処理会議 審
議概要

開催日及び 場所	<u>平成〇〇年〇月〇日</u> （〇） 〇〇 地方整備局会議室				
（略）	（略）				
審議対象期 間	<u>平成〇〇年〇月〇日</u> ～ <u>平成〇〇年</u> 〇月〇日				
（略）	（略）			（備考）	
<u>公募型及び</u> <u>工事希望型</u> <u>指名競争</u>	〇件				
（略）	（略）				
再苦情申立 概要		申立日	（略 ）	契約 方式	（略 ）
	(1)	<u>H.〇.</u> 〇.〇	（略 ）	<u>公募</u> <u>型</u>	（略 ）
	(2)	<u>H.〇.</u> 〇.〇	（略 ）	<u>通常</u> <u>指名</u>	（略 ）
	(3)	<u>H.〇.</u> 〇.〇	（略 ）	（略 ）	（略 ）
（略）	（略）		（略）		

[標準様式例 3]

指名停止措置の概要	
(略)	
2. 指名停止措置期間： <u>平成〇〇年〇月〇日</u> ～ <u>平成〇〇年〇月〇日</u> (〇ヶ月間)	
(略)	

[標準様式例 5]

入札調書（総合評価落札方式）

1. ・ 2. （略）

3. 入札日時 〇〇年〇月〇〇日 〇〇時〇〇分

（略）

[標準様式例 6－1]

契約の内容

契約年月日	<u>〇〇年</u> 〇月〇日
（略）	（略）
工期（自）	<u>〇〇年</u> 〇月〇日
工期（至）	<u>〇〇年</u> 〇月〇日
（略）	（略）

[標準様式例 6－2]

（第〇回、最終）契約変更の内容 ※1

契約変更年月日	<u>〇〇年</u> 〇月〇日
（略）	（略）
工期（自）	<u>〇〇年</u> 〇月〇日
工期（至）	<u>〇〇年</u> 〇月〇日
（略）	（略）
変更理由 ※2	例 1～例 4 （略） <u>例 5</u> 工事請負契約書第26条第 5 項に基づく請負代金額の変更のため。 （単品スライドによる変更） 材料名：生コンクリート

※1 （第〇回、最終）は、途中変更契約の場合は「第〇回」に〇印をつけ変更の回数を記入する。最終変更の場合は「最終」に〇印を付ける。

※2 工事請負契約書第26条（スライド条項）に基づく契約変更の場合は、変更理由の欄に、適用した同条第 1 項（全体スライド）、第 5 項（単品スライド）又は第 6 項（インフレス

[標準様式例 5]

入札調書（総合評価落札方式）

1. ・ 2. （略）

3. 入札日時 平成〇〇年〇月〇〇日 〇〇時〇〇分

（略）

[標準様式例 6－1]

契約の内容

契約年月日	<u>平成〇〇年</u> 〇月〇日
（略）	（略）
工期（自）	<u>平成〇〇年</u> 〇月〇日
工期（至）	<u>平成〇〇年</u> 〇月〇日
（略）	（略）

[標準様式例 6－2]

（第〇回、最終）契約変更の内容 ※

契約変更年月日	<u>平成〇〇年</u> 〇月〇日
（略）	（略）
工期（自）	<u>平成〇〇年</u> 〇月〇日
工期（至）	<u>平成〇〇年</u> 〇月〇日
（略）	（略）
変更理由	例 1～例 4 （略） （新設）

※ （第〇回、最終）は、途中変更契約の場合は「第〇回」に〇印をつけ変更の回数を記入する。最終変更の場合は「最終」に〇印を付ける。

（新設）

ライド)の別及び同条第5項(単品スライド)を適用した場合にあっては対象となった材料名を記載すること。

[標準様式例6-3]

随意契約結果及び契約の内容

(略)	(略)
契約年月日	〇〇年〇月〇日
(略)	(略)
工期(自)	〇〇年〇月〇日
工期(至)	〇〇年〇月〇日
(略)	(略)

[標準様式例7]

(削る)

[標準様式例6-3]

随意契約結果及び契約の内容

(略)	(略)
契約年月日	平成〇〇年〇月〇日
(略)	(略)
工期(自)	平成〇〇年〇月〇日
工期(至)	平成〇〇年〇月〇日
(略)	(略)

[標準様式例7]

3. 公募型指名競争入札

①～④ (略)

附則の次に別表として次の別表Ⅰ-(1)から別表Ⅰ-(4)まで及び別表Ⅱ-(1)から別表Ⅱ-(4)までを加える。

別表Ⅰ-(1) 各地方整備局(港湾空港関係事務に関するものを除く。) 通則的事項

番号			公表内容	公表時期	公表方法	公表期間
(1)	①		競争参加資格	それを定め又は作成した後速やかに 変更した場合にあっては、変更後速やかに	原則としてホームページ上に公表	資格及び名簿等が有効である期間中
	②		有資格業者名簿（様式１－１）			
	有資格業者索引名簿（様式１－２）					
	「工事請負業者の資格を定める場合の総合点数の算定要領」（昭和41年12月23日付け建設省厚第79号）					
	③	選定要領第16（指名基準）	常時			
	「入札・契約手続のより一層の透明性・競争性の確保について」（平成５年５月31日建設省厚発第177号）中別紙（指名基準の運用基準）					
	各地方整備局ごとに定めている技術審査基準（標準様式例１）					
			指名停止措置要領			

		「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の運用基準について」（平成3年5月18日付け建設省厚発第172号）			
		各地方整備局ごとに定めている工事事故に係る指名停止措置期間運用基準			
	④	「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いに関する事務手続について」（平成16年6月10日付け国官会第368号。以下「低入札事務手続通達」という。）			
		「低入札価格調査制度対象工事に係る重点調査の試行について」（平成12年12月12日付け建設省会発第773号、建設省厚契発第44号、建設省技調発第193号、建設省営計発第159号）別添（低入札価格調査マニュアル（重点調査用））			
	⑤	苦情処理通達			
	⑥	入札監視委員会通達			
		「入札監視委員会の運用上の留意点について」（平成13年3月30日付け国官地第30号、国官技第81号、国営計第67号）			
	⑦	入札監視委員会における委員の氏名及び職業（標準様式例2-1、標準様式例2-2）	毎年度当初の委員会開催後速やかに 委員の変更のあった場合には、その直近の委員会の開催後速やかに	原則としてホームページ上に公表 ※日刊新聞紙への投げ込みも行う	入札監視委員会の審議が行われた日の属する年度の翌年度まで
		入札監視委員会における審議の概要及びその他の必要な資料（標準様式例2-1、標準様式例2-2）	当該審議のあった入札監視委員会の開催後速やかに		

⑧		「地方整備局請負工事監督検査事務処理要領」（昭和42年3月30日付け建設省厚第21号）	それを定めた後速やかに 変更した場合にあっては、変更後速やかに	原則としてホームページ上に公表	常時
		「地方整備局工事技術検査要領について」（昭和42年3月30日付け建設省官技第13号）			
		「土木工事監督技術基準（案）」（平成15年3月31日付け国官技発第345号）			
		「地方整備局営繕工事監督技術基準（案）」（平成29年3月28日付け国営整第241号）			
		「地方整備局土木工事検査技術基準（案）」（平成30年4月2日付け国官技第325号）			
		「地方整備局土木工事技術検査基準（案）」（平成18年3月31日付け国官技第283号）			
		「地方整備局営繕工事検査基準（案）」（平成18年5月9日付け国営設第9号）			
		「地方整備局営繕工事技術検査基準（案）」（平成18年5月9日付け国営設第10号）			
		「監督技術マニュアル（案）」（平成18年1月18日付け事務連絡）			
		「検査技術マニュアル（案）」（平成15年4月2日付け事務連絡）			
		「工事現場における施工体制の点検要領の運用について」（平成13年3月30日付け国官地第23号、国官技第69号、国営計第80号）			
		「低入札価格調査制度調査対象工事に係る監督体制等の強化について」（平成6年3月30日付け建設省厚発第126号、建設省技調発第72号、建設省営監発第13号）			

	⑨	「請負工事成績評定要領の制定について」（平成13年3月30日付け国官技第92号）			
		「請負工事成績評定要領の運用について」（平成13年3月30日付け国官技第93号）			
		「営繕工事に係る請負工事成績評定要領の運用について」（平成13年3月30日付け国官技第32号）			
	⑩	指名停止措置の対象となった業者名（標準様式例3）	当該措置を行った後速やかに	原則としてホームページ上に公表 ※日刊新聞紙への投げ込みも行う	当該措置を行った日の属する年度の翌々年度まで
		指名停止措置期間（標準様式例3）			
		指名停止措置理由等（標準様式例3）			
	⑪	「談合情報対応マニュアル等の改正について」（平成22年9月30日付け国地契第31号）別添2（談合情報対応マニュアル）	それを定めた後速やかに 変更した場合に	原則としてホームページ上に公表	常時
	⑫	「直轄工事における共同企業体の取扱いについて」（昭和63年6月1日付け建設省厚発第176号）	あつては、変更後速やかに		
		「直轄工事における特定建設工事共同企業体の運用について」（平成15年5月26日付け国地契第30号、国官技第57号、国営計第45号）			
		「直轄工事における経常建設共同企業体の運用について」（平成9年9月19日付け建設省厚契発第39号、建設省技調発第160号、建設省営計発第83号）			
		「直轄工事における地域維持型建設共同企業体の取扱いについて」（平成24年6月27日付け国地契第18号、国官技第76号、国営計第38号、国港総第131号、国港技第31号、国北予第16号）			
		「直轄工事における地域維持型建設共同企業体の運用について」（平成24年			

		6月27日付け国地契第19号、国官技第77号、国営計第39号、国港総第132号、国港技第32号、国北予第17号)			
		「直轄工事における復旧・復興建設工事共同企業体の取扱いについて」（令和5年3月29日付け国会公契第46号、国官技第385号、国営管第652号、国営計第185号、国港総第746号、国港技第137号、国北予第51号)			
		「異工種建設工事共同企業体の取扱いについて」（平成13年11月30日付け国地契第40号、国官技第259号、国営計第155号)			
		「大手企業連携型建設共同企業体の取扱いについて」（平成14年7月1日付け国地契第27号、国官技第77号、国営計第46号)			

別表Ⅰ—(2)各地方整備局（港湾空港関係事務に関するものを除く。） 一般競争に付した場合

番号		公表内容	公表時期	公表方法	公表期間
(2)	①	一般競争参加資格	入札公告時	入札情報サービス（P P I）上に公表	少なくとも、契約を締結した日の属する年度の翌年度まで
	②	競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を提出した業者名	落札者決定後速やかに	原則としてホームページ上又は入札情報サービス（P P I）上に公表	
	③	一般競争手続通達記 9 の規定により、一般競争参加資格がないと認めた業者名及びその理由（様式 2）			
	④	予定価格（税抜き）			
	⑤	イ) 予定価格（税抜き）の積算内訳			
ロ) 工事設計書	契約締結後速やか	ホームページ			

				に ※総価契約単価合 意方式を適用する 工事については、 単価合意後速やか に	ジ上又は入 札情報サー ビス（P P I）上に公 表	
⑥	イ)	調査基準価格（税抜き）		落札者決定後速や かに	入札情報サ ービス（P P I）上に 公表	
	ロ)	低入札事務手続通達第4に規定する調 査の結果の概要（低入札価格調査を実 施した業者名を含む。以下同じ。）（ 標準様式例4）	契約締結後速やか に		原則として ホームページ上又は入 札情報サー ビス（P P I）上に公 表	
	ハ)	低入札事務手続通達第7に規定する契 約担当官等の調査の結果及び意見を記 載した書面				
	ニ)	低入札事務手続通達第8に規定する契 約審査委員の意見を記載した書面				
	ホ)	予決令第 89 条に規定する理由及び契 約担当官等の意見を記載した書面 ※次順位者を落札者とした場合に限る 。				
	ヘ)	予決令第 89 条の規定による国土交通 大臣の承認があった場合の当該承認を 示す文書 ※次順位者を落札者とした場合に限る 。				
⑦		入札者名及び入札者の各回の入札金額 並びに落札者名及び落札金額（この場 合においては、入札調書等の写しを使用 するものとする。）	落札者決定後速や かに	入札情報サ ービス（P P I）上に 公表		
		予決令第99条の2又は第99条の3の規 定により随意契約によることとした場 合において、契約の相手方	契約の相手方の決 定後速やかに			
		予決令第99条の2又は第99条の3の規 定により随意契約によることとした場	契約金額の決定後 速やかに			

			合において、契約金額（消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。以下同じ。）				
⑧			総合評価落札方式を実施した場合における落札者決定基準	入札公告時	原則としてホームページ上又は入札情報サービス（PPI）上に公表		
			総合評価落札方式を実施した場合における落札理由（標準様式例５）	落札者決定後速やかに			
⑨			WTO対象工事において、競争参加資格がないと認められた者からその説明を求められた場合の書面及びそれに対する回答の書面	回答書面の発信後速やかに			
			WTO対象工事以外の工事において、苦情処理申立て書面及び苦情処理回答書面				
⑩	イ）		契約の相手方の商号又は名称（標準様式例６－１）	契約締結後速やかに			
			契約の相手方の住所（標準様式例６－１）				
	ロ）		工事の名称（標準様式例６－１）				
			工事の場所（標準様式例６－１）				
			工事の種別（標準様式例６－１）				
			工事の概要（標準様式例６－１）				
			工期（標準様式例６－１）				
			契約金額（標準様式例６－１）				
	⑪				契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の工事の名称（標準様式例６－２）	契約の変更後速やかに	少なくとも、契約を変更した日の属する年度の翌年度まで
					契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の工事の場所（標準様式例６－２）		
			契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の工事の種別（標準様式例６－２）				
			契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の工事の概要（標準様式例６－２）				
			契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の工期（標準様式例６－２）				

			契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の契約金額（標準様式例 6－2）		
			契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の契約変更の理由（標準様式例 6－2）		
		⑫	工事成績評定点通知書	工事成績評定点通知後速やかに	
		⑬	工事成績評定点通知書に関し、通知を受けた者からその説明を求められた場合の書面及びそれに対する回答の書面	回答書面の発信後速やかに	

別表Ⅰ－(3)各地方整備局（港湾空港関係事務に関するものを除く。） 指名競争に付した場合

番号			公表内容	公表時期	公表方法	公表期間
(3)	①		工事の名称	指名通知後速やかに	原則として ホームページ上又は入札情報サービス（P P I）上に公表	少なくとも、契約を締結した日の属する年度の翌年度まで
			工事の種別			
			工事の入札予定年月日			
			工事の等級区分			
	②		指名業者名	落札者決定後速やかに	入札情報サービス（P P I）上に公表	
			指名業者の選定過程（標準様式例 7）			
	③		予定価格（税抜き）			
	④	イ)	予定価格（税抜き）の積算内訳	契約の締結後速やかに ※総価契約単価合意方式を適用する工事については単価合意後速やかに	原則として ホームページ上又は入札情報サービス（P P I）上に公表	
		ロ)	工事設計書			
⑤	イ)	調査基準価格（税抜き）	落札者決定後速やかに	入札情報サービス（P		

				P I) 上に公表
	ロ)	低入札事務手続通達第 4 に規定する調査の結果の概要（標準様式例 4）	契約の締結後速やかに	原則としてホームページ上又は入札情報サービス（P P I）上に公表
	ハ)	低入札事務手続通達第 7 に規定する契約担当官等の調査の結果及び意見を記載した書面		
	ニ)	低入札事務手続通達第 8 に規定する契約審査委員の意見を記載した書面		
	ホ)	予決令第 89 条に規定する理由及び契約担当官等の意見を記載した書面 ※次順位者を落札者とした場合に限る。		
	ヘ)	予決令第 89 条の規定による国土交通大臣の承認があった場合の当該承認を示す文書 ※次順位者を落札者とした場合に限る。		
⑥		入札者名及び入札者の各回の入札金額並びに落札者名及び落札金額（この場合においては、入札調書等の写しを使用する。）	落札者決定後速やかに	入札情報サービス（P P I）上に公表
		予決令第99条の 2 又は第99条の 3 の規定により随意契約によることとした場合において、契約の相手方	契約の相手方の決定後速やかに	
		予決令第99条の 2 又は第99条の 3 の規定により随意契約によることとした場合において、契約金額。	契約金額の決定後速やかに	
⑦		総合評価落札方式を実施した場合における落札者決定基準	落札者決定後速やかに	原則としてホームページ上又は入札情報サービス（P P I）上に公表
		総合評価落札方式を実施した場合における落札理由（標準様式例 5）		
⑧		苦情処理申立て書面	回答書面の発信後速やかに	
		苦情処理回答書面		
⑨	イ)	契約の相手方の商号又は名称（標準様式例 6－1）	契約の締結後速やかに	
		契約の相手方の住所（標準様式例 6－1）		

		ロ)	工事の名称（標準様式例 6－1）			
			工事の場所（標準様式例 6－1）			
			工事の種別（標準様式例 6－1）			
			工事の概要（標準様式例 6－1）			
			工期（標準様式例 6－1）			
			契約金額（標準様式例 6－1）			
	⑩		契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の工事の名称（標準様式例 6－2）	契約の変更後速やかに		少なくとも、契約を変更した日の属する年度の翌年度まで
			契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の工事の場所（標準様式例 6－2）			
			契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の工事の種別（標準様式例 6－2）			
			契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の工事の概要（標準様式例 6－2）			
			契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の工期（標準様式例 6－2）			
			契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の契約金額（標準様式例 6－2）			
			契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の契約変更の理由（標準様式例 6－2）			
	⑪		工事成績評定点通知書	工事成績評定点通知後速やかに		少なくとも、工事成績評定点を通知した日の属する年度の翌年度まで
	⑫		工事成績評定点通知書に関し、通知を受けた者からその説明を求められた場合の書面及びそれに対する回答の書面	回答書面の発信後速やかに		

別表Ⅰ－(4)各地方整備局（港湾空港関係事務に関するものを除く。） 随意契約による場合

番号	公表内容	公表時期	公表方法	公表期間
(4) ① イ)	工事の名称（標準様式例 6－3）	契約の締結後速や	入札情報サ	少なくとも

			工事概要（標準様式例 6－3）	かに	ービス（PPI）上に公表	、契約を締結した日の属する年度の翌年度まで
		ロ)	契約担当官等の氏名（標準様式例 6－3）			
			契約担当官の所属する部局の名称（標準様式例 6－3）			
			契約担当官の所属する部局の所在地（標準様式例 6－3）			
		ハ)	契約を締結した日（標準様式例 6－3）			
		ニ)	契約の相手方の商号又は名称（標準様式例 6－3）			
			契約の相手方の住所（標準様式例 6－3）			
		ホ)	契約金額（標準様式例 6－3）			
		ヘ)	予定価格（標準様式例 6－3）			
		ト)	随意契約によることとした理由（標準様式例 6－3）			
		チ)	工事の場所（標準様式例 6－3）			
			工事の種別（標準様式例 6－3）			
			工期（標準様式例 6－3）			
	②	イ)	予定価格（税抜き）の積算内訳	契約の締結後速やかに	原則としてホームページ上又は入札情報サービス（PPI）上に公表	
		ロ)	工事設計書			
	③		苦情処理申立て書面	回答書面の発信後速やかに		
			苦情処理回答書面			
	④		契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の工事の名称（標準様式例 6－2）	契約の変更後速やかに		少なくとも、契約を変更した日の属する年度の翌年度まで
			契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の工事概要（標準様式例 6－2）			
			契約金額の変更を伴う契約の変更をし			

		た場合の契約金額（標準様式例 6－2） 契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の工事の場所（標準様式例 6－2） 契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の工事の種別（標準様式例 6－2） 契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の工期（標準様式例 6－2） 契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の契約変更の理由（標準様式例 6－2）			
	⑤	工事成績評定点通知書	工事成績評定点通知後速やかに		少なくとも、工事成績評定点を通知した日の属する年度の翌年度まで
	⑥	工事成績評定点通知書に関し通知を受けた者からその説明を求められた場合の書面及びそれに対する回答の書面	回答書面の発信後速やかに		

別表Ⅱ－(1) 各地方整備局（港湾空港関係事務に限る。） 通則的事項

番号		公表内容	公表時期	公表方法	公表期間
(1)	①	競争参加資格	それを定め又は作成した後速やかに 変更した場合にあっては、変更後速やかに	原則としてホームページ上に公表	資格及び名簿等が有効である期間中
	②	有資格業者名簿（様式 1－1）			
		有資格業者索引名簿（様式 1－3）			
		「数値の算定及び等級の格付け要領」（昭和55年12月 1 日付け港管第3722号）			
		「「数値の算定及び等級の格付け要領」及び「港湾建設局施工直轄工事における共同企業体の取扱いについて」の一部改正に伴う取扱いについて」（平成 9 年 9 月 1 日付け港管第2138号）			
	③	取扱要領第 17 条（工事の指名基準）			常時

		「運輸省が発注する工事請負契約に係る事務の適正化について」（平成5年6月21日付け港管第1500号）中別紙（指名基準の運用）			
		各地方整備局ごとに定めている技術審査基準（標準様式例1）			
		指名停止措置要領			
	④	低入札事務手続通達			
		「低入札価格調査制度対象工事に係る重点調査の実施について」（平成18年5月1日付け国港総第111－2号、国港建第35－2号）別添（低入札価格調査マニュアル（重点調査用））			
	⑤	苦情処理通達			
	⑥	入札監視委員会通達			
		「入札監視委員会の運営上の留意点について」（平成13年3月30日付け国港管第559号、国港建第115号）			
	⑦	入札監視委員会における委員の氏名及び職業（標準様式例2－1、標準様式例2－2）	毎年度当初の委員会開催後速やかに 委員の変更のあった場合には、その直近の委員会の開催後速やかに	原則として ホームページ上に公表 ※日刊新聞紙への投げ込みも行う	入札監視委員会の審議が行われた日の属する年度の翌年度まで
		入札監視委員会における審議の概要及びその他の必要な資料（標準様式例2－1、標準様式例2－2）	当該審議のあった入札監視委員会の開催後速やかに		
	⑧	「請負工事監督・検査事務処理要領の制定について」（平成8年4月1日付け港管第872号）	それを定めた後速やかに	原則として ホームページ上に公表	常時
		「工事現場における施工体制の点検要領」（平成13年3月30日付け国官地第22号、国官技第68号、国営計第79号）	変更した場合にあっては、変更後速やかに		
	⑨	「請負工事成績評定要領」（平成13年3月30日付け国港建第110号）			

⑩	指名停止措置の対象となった業者名（標準様式例3）	当該措置を行った速やかに	原則としてホームページ上に公表 ※日刊新聞紙への投げ込みも行う	当該措置を行った日の属する年度の翌々年度まで
	指名停止措置期間（標準様式例3）			
	指名停止措置理由等（標準様式例3）			
⑪	「談合情報対応マニュアル等の改正について」（平成22年9月30日付け国港管第425号）別添2（談合情報対応マニュアル）	それを定めた後速やかに 変更した場合にあっては、変更後速やかに	原則としてホームページ上に公表	常時
⑫	「港湾建設局施行直轄工事における共同企業体の取扱いについて」（昭和63年12月27日付け港管第4087号）			
	「直轄工事における特定建設工事共同企業体の運用について」（平成15年9月16日付け国港管第559号、国港建第105号）			
	「直轄工事における経常建設共同企業体の取扱いについて」（平成9年10月1日付け港管第2253号、港建第825号）			
	「直轄工事における地域維持型建設共同企業体の取扱いについて」（平成24年6月27日付け国地契第18号、国官技第76号、国営計第38号、国港総第131号、国港技第31号、国北予第16号）			
	「直轄工事における地域維持型建設共同企業体の運用について」（平成24年6月27日付け国地契第19号、国官技第77号、国営計第39号、国港総第132号、国港技第32号、国北予第17号）			
	「直轄工事における復旧・復興建設工事共同企業体の取扱いについて」（令和5年3月29日付け国会公契第46号、国官技第385号、国営管第652号、国営計第185号、国港総第746号、国港技第137号、国北予第51号）			

別表Ⅱ－(2)各地方整備局（港湾空港関係事務に限る。） 一般競争に付した場合

番号		公表内容	公表時期	公表方法	公表期間	
(2)	①	一般競争参加資格	入札公告時	「入札情報サービス（PAS）」上に公表	少なくとも、契約を締結した日の属する年度の翌年度まで	
	②	競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を提出した業者名	落札者決定後速やかに	原則としてホームページ上又は「入札情報サービス（PAS）」に公表		
	③	一般競争手続通達記9の規定により、一般競争参加資格がないと認めた業者名及びその理由（様式2）				
	④	予定価格（税抜き）				「入札情報サービス（PAS）」上に公表
	⑤	イ）	予定価格（税抜き）の積算内訳	契約締結後速やかに	※総価契約単価合意方式を適用する工事については、単価合意後速やかに	原則としてホームページ上又は「入札情報サービス（PAS）」上に公表
		ロ）	工事設計書			
	⑥	イ）	調査基準価格（税抜き）	落札者決定後速やかに	「入札情報サービス（PAS）」上に公表	
		ロ）	低入札事務手続通達第4に規定する調査の結果の概要（標準様式例4）	契約締結後速やかに	原則としてホームページ上又は「入札情報サービス（PAS）」上に公表	
		ハ）	低入札事務手続通達第7に規定する契約担当官等の調査の結果及び意見を記載した書面			
		ニ）	低入札事務手続通達第8に規定する契約審査委員の意見を記載した書面			

		ホ) 予決令第 89 条に規定する理由及び契約担当官等の意見を記載した書面 ※次順位者を落札者とした場合に限る。			
		ヘ) 予決令第 89 条の規定による国土交通大臣の承認があった場合の当該承認を示す文書 ※次順位者を落札者とした場合に限る。			
⑦		入札者名及び入札者の各回の入札金額並びに落札者名及び落札金額（この場合においては、入札調書等の写しを使用するものとする。）	落札者決定後速やかに	「入札情報サービス（PAS）」上に公表	
		予決令第99条の2又は第99条の3の規定により随意契約によることとした場合においては契約の相手方	契約の相手方の決定後速やかに		
		予決令第99条の2又は第99条の3の規定により随意契約によることとした場合において、契約金額	契約金額の決定後速やかに		
⑧		総合評価落札方式を実施した場合における落札者決定基準	入札公告時	原則としてホームページ上又は「入札情報サービス（PAS）」上に公表	
		総合評価落札方式を実施した場合における落札理由（標準様式例5）	落札者決定後速やかに		
⑨		WTO対象工事において、競争参加資格がないと認められた者からその説明を求められた場合の書面及びそれに対する回答の書面	回答書面の発信後速やかに		
		WTO対象工事以外の工事において、苦情処理申立て書面及び苦情処理回答書面			
⑩	イ)	契約の相手方の商号又は名称（標準様式例6－1）	契約締結後速やかに		
		契約の相手方の住所（標準様式例6－1）			
	ロ)	工事の名称（標準様式例6－1）			
		工事の場所（標準様式例6－1）			
		工事の種別（標準様式例6－1）			
		工事の概要（標準様式例6－1）			

			工期（標準様式例 6－1）			
			契約金額（標準様式例 6－1）			
			⑪ 契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の工事の名称（標準様式例 6－2）			
			契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の工事の場所（標準様式例 6－2）			
			契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の工事の種別（標準様式例 6－2）			
			契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の工事の概要（標準様式例 6－2）			
			契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の工期（標準様式例 6－2）			
			契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の契約金額（標準様式例 6－2）			
			契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の契約変更の理由（標準様式例 6－2）			
			⑫ 工事成績評定点通知書	工事成績評定点通知後速やかに		少なくとも、工事成績評定点を通知した日の属する年度の翌年度まで
			⑬ 工事成績評定点通知書に関し、通知を受けた者からその説明を求められた場合の書面及びそれに対する回答の書面	回答書面の発信後速やかに		

別表Ⅱ－(3)各地方整備局（港湾空港関係事務に限る。） 指名競争に付した場合

番号		公表内容	公表時期	公表方法	公表期間
(3)	①	工事の名称	指名通知後速やかに	原則としてホームページ上又は入札情報サービス（P A	少なくとも、契約を締結した日の属する年度の翌年度まで
		工事の種別			
		工事の入札予定年月日			
		工事の等級区分			
	②	指名業者名	落札者決定後速や		

		指名業者の選定過程（標準様式例 7）	かに	S）上に公表	で
③		予定価格（税抜き）		入札情報サービス（PAS）上に公表	
④	イ）	予定価格（税抜き）の積算内訳		契約の締結後速やかに ※総価契約単価合意方式を適用する工事については単価合意後速やかに	
	ロ）	工事設計書	ホームページ上又は入札情報サービス（PAS）上に公表		
⑤	イ）	調査基準価格（税抜き）	落札者決定後速やかに	入札情報サービス（PAS）上に公表	
	ロ）	低入札事務手続通達第 4 に規定する調査の結果の概要（標準様式例 4）	契約の締結後速やかに	原則としてホームページ上又は入札情報サービス（PAS）上に公表	
	ハ）	低入札事務手続通達第 7 に規定する契約担当官等の調査の結果及び意見を記載した書面			
	ニ）	低入札事務手続通達第 8 に規定する契約審査委員の意見を記載した書面			
	ホ）	予決令第 89 条に規定する理由及び契約担当官等の意見を記載した書面 ※次順位者を落札者とした場合に限る。			
	ヘ）	予決令第 89 条の規定による国土交通大臣の承認があった場合の当該承認を示す文書 ※次順位者を落札者とした場合に限る。			
⑥		入札者名及び入札者の各回の入札金額並びに落札者名及び落札金額（この場合においては、入札調書等の写しを使用する。）	落札者決定後速やかに	入札情報サービス（PAS）上に公表	

		予決令第99条の2又は第99条の3の規定により随意契約によることとした場合において、契約の相手方。	契約の相手方の決定後速やかに		
		予決令第99条の2又は第99条の3の規定により随意契約によることとした場合において、契約金額。	契約金額の決定後速やかに		
⑦		総合評価落札方式を実施した場合における落札者決定基準	落札者決定後速やかに	原則としてホームページ上又は入札情報サービス（PAS）上に公表	
		総合評価落札方式を実施した場合における落札理由（標準様式例5）			
⑧		苦情処理申立て書面	回答書面の発信後速やかに		
		苦情処理回答書面			
⑨	イ）	契約の相手方の商号又は名称（標準様式例6－1）	契約の締結後速やかに		
		契約の相手方の住所（標準様式例6－1）			
	ロ）	工事の名称（標準様式例6－1）			
		工事の場所（標準様式例6－1）			
		工事の種別（標準様式例6－1）			
		工事の概要（標準様式例6－1）			
		工期（標準様式例6－1）			
		契約金額（標準様式例6－1）			
⑩		契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の工事の名称（標準様式例6－2）	契約の変更後速やかに		
		契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の工事の場所（標準様式例6－2）			
		契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の工事の種別（標準様式例6－2）			
		契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の工事の概要（標準様式例6－2）			
		契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の工期（標準様式例6－2）			
		契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の契約金額（標準様式例6－2			

			)			
			契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の契約変更の理由（標準様式例 6－2）			
	⑪		工事成績評定点通知書	工事成績評定点通知後速やかに		少なくとも、工事成績評定点を通知した日の属する年度の翌年度まで
	⑫		工事成績評定点通知書に関し、通知を受けた者からその説明を求められた場合の書面及びそれに対する回答の書面	回答書面の発信後速やかに		

別表Ⅱ－(4)各地方整備局（港湾空港関係事務に関することに限る。） 随意契約による場合

番号		公表内容		公表時期	公表方法	公表期間
(4)	①	イ)	工事の名称（標準様式例 6－3）	契約の締結後速やかに	入札情報サービス（PAS）上に公表	少なくとも、契約を締結した日の属する年度の翌年度まで
			工事概要（標準様式例 6－3）			
		ロ)	契約担当官等の氏名（標準様式例 6－3）			
			契約担当官の所属する部局の名称（標準様式例 6－3）			
			契約担当官の所属する部局の所在地（標準様式例 6－3）			
		ハ)	契約を締結した日（標準様式例 6－3）			
		ニ)	契約の相手方の商号又は名称（標準様式例 6－3）			
			契約の相手方の住所（標準様式例 6－3）			
		ホ)	契約金額（標準様式例 6－3）			
		ヘ)	予定価格（標準様式例 6－3）			
		ト)	随意契約によることとした理由（標準様式例 6－3）			
		チ)	工事の場所（標準様式例 6－3）			
			工事の種別（標準様式例 6－3）			
			工期（標準様式例 6－3）			
	②	イ)	予定価格（税抜き）の積算内訳	契約の締結後速やかに	原則として	
		ロ)	工事設計書		ホームページ	

				かに ※総価契約単価合 意方式を適用する 工事については、 単価合意後速やか に	ジ上又は入 札情報サー ビス（P A S）上に公 表	
	③		苦情処理申立て書面	回答書面の発信後		
			苦情処理回答書面	速やかに		
	④		契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の工事の名称（標準様式例 6－2）	契約の変更後速やかに		少なくとも 、契約を変更した日の 属する年度の 翌年度まで
			契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の工事概要（標準様式例 6－2）			
			契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の契約金額（標準様式例 6－2）			
			契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の工事の場所（標準様式例 6－2）			
			契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の工事の種別（標準様式例 6－2）			
			契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の工期（標準様式例 6－2）			
			契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の契約変更の理由（標準様式例 6－2）			
	⑤		工事成績評定点通知書	工事成績評定点通知後速やかに		少なくとも 、工事成績 評定点を通知した日の 属する年度の 翌年度まで
	⑥		工事成績評定点通知書に関し、通知を受けた者からその説明を求められた場合の書面及びそれに対する回答の書面	回答書面の発信後速やかに		

（工事等における入札・契約の過程に係る苦情処理の手続についての一部改正）

18 「工事等における入札・契約の過程に係る苦情処理の手続について」（平成13年3月30日付け国官会第1430号、国官地第28号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
3 苦情の申立ての方法 苦情の申立ては、以下に掲げる期間内に、書面により、地方整備局長等に対して行うことができるものとする。書面には、申立者の氏名及び住所、申立の対象となる工事、不服のある事項及び不服の根拠となる事項について記載すること。（様式自由）ただし、記第2のうち<u>2(1)、(2)イ及びハ並びに(3)</u>に掲げる苦情の申立ては、原則として電子入札システムにより、地方整備局長等に対して行うことができるものとする。 (1)～(5) (略) 6 苦情申立てについての教示 苦情申立てができる旨の教示を次のとおり行うものとする。ただし、本通達における対象工事及び対象建設コンサルタント業務等に係るものに限る。 (1)・(2) (略) (3) 工事希望型競争入札方式、標準プロポーザル方式及び通常指名競争入札方式にあつては、記第2のうち2(2)ロ、2(3)ロ及び2(4)に掲げる苦情申立てができる旨を<u>ホームページ等</u>により教示すること。 (4) 随意契約方式にあつては、記第2のうち2(5)に掲げる苦情申立てができる旨を<u>ホームページ等</u>により教示すること。 7 苦情処理手続に係る明示 記第2のうち1から4までに係る手続については、次のとおり明示するものとする。ただし、本通達により対象となる工事に限るものとする。 (1) (略) (2) 記第2のうち2(2)ロ、2(3)ロ、2(4)及び2(5)に係る手続については、<u>ホームページ等への掲</u>	3 苦情の申立ての方法 苦情の申立ては、以下に掲げる期間内に、書面により、地方整備局長等に対して行うことができるものとする。書面には、申立者の氏名及び住所、申立の対象となる工事、不服のある事項及び不服の根拠となる事項について記載すること。（様式自由）ただし、記第2のうち<u>2(1)イ及びロ、2(2)イ及びハ並びに2(3)</u>に掲げる苦情の申立ては、原則として電子入札システムにより、地方整備局長等に対して行うことができるものとする。 (1)～(5) (略) 6 苦情申立てについての教示 苦情申立てができる旨の教示を次のとおり行うものとする。ただし、本通達における対象工事及び対象建設コンサルタント業務等に係るものに限る。 (1)・(2) (略) (3) 工事希望型競争入札方式、標準プロポーザル方式及び通常指名競争入札方式にあつては、記第2のうち2(2)ロ、2(3)ロ及び2(4)に掲げる苦情申立てができる旨を<u>掲示すること等</u>により教示すること。 (4) 随意契約方式にあつては、記第2のうち2(5)に掲げる苦情申立てができる旨を<u>掲示すること等</u>により教示すること。 7 苦情処理手続に係る明示 記第2のうち1から4までに係る手続については、次のとおり明示するものとする。ただし、本通達により対象となる工事に限るものとする。 (1) (略) (2) 記第2のうち2(2)ロ、2(3)ロ、2(4)及び2(5)に係る手続については、<u>地方整備局及び事務所</u>

<u>載により明示すること。</u> 8 苦情処理結果の公表 地方整備局長等は、申立者に回答を行ったときには、申立者の提出した書面（電子入札システムにより提出されたものを含む。）及び回答書を<u>速やかに公表するものとする。</u>	<u>において掲示すること。</u> 8 苦情処理結果の公表 地方整備局長等は、申立者に回答を行ったときには、申立者の提出した書面（電子入札システムにより提出されたものを含む。）及び回答書を、<u>閲覧による方法により速やかに公表するものとする。</u>
---	--

（異工種建設工事共同企業体の取扱いについての一部改正）

19 「異工種建設工事共同企業体の取扱いについて」（平成13年11月30日付け国地契第40号、国官技第259号、国営計第155号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
3 資格審査等 (1) 部局長は、異工種建設工事共同企業体により競争を行わせようとするときは、あらかじめ、その旨及び次の各号に掲げる事項を公示し、これにより資格認定の申請を行わせるものとする。 一～三 （略） 四 資格審査申請書の受付期間及び<u>方法</u> 五～七 （略） (2) （略） (3) 一般競争入札対象工事の場合は、「<u>一般競争入札方式の手続について</u>」（令和5年12月27日付け国会公契第22号、国官技第272号、国営計第130号）記3(1)③の規定中「特定建設共同企業体」を「異工種建設工事共同企業体」と読み替えて準用するものとする。 (4) （略） (5) 競争参加資格審査申請書に添付し提出を求め	3 資格審査等 (1) 部局長は、異工種建設工事共同企業体により競争を行わせようとするときは、あらかじめ、その旨及び次の各号に掲げる事項を公示し、これにより資格認定の申請を行わせるものとする。 一～三 （略） 四 資格審査申請書の受付期間及び<u>受付場所</u> 五～七 （略） (2) （略） (3) 一般競争入札対象工事の場合は、「<u>一般競争入札方式において競争参加資格とする経営事項評価点数について</u>」（平成7年建設省厚契発第14号、建設省技調発第60号、建設省営計発第20号）及び「<u>一般競争入札方式において競争参加資格とする経営事項評価点数についての運用について</u>」（平成12年4月28日付け建設省厚契発第12号、建設省技調発第79号、建設省営計発第61号）の規定中「特定建設共同企業体」を「異工種建設工事共同企業体」と読み替えて準用するものとする。 (4) （略） (5) 競争参加資格審査申請書に添付し提出を求め

る異工種建設工事共同企業体協定書（乙）については、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月1日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）（昭和53年11月1日付け建設省茨計振発第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（乙）」を準用する旨を<u>競争参加資格の公示</u>において明記するものとする。 (6) (略) 5 本省への協議について 異工種建設工事共同企業体対象工事を発注するときは、<u>本省会計課公共工事契約指導室</u>、技術調査課及び<u>官庁営繕部計画課</u>に対して事前に時間的余裕を持って協議するものとする。	る異工種建設工事共同企業体協定書（乙）については、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月1日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）（昭和53年11月1日付け建設省茨計振発第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（乙）」を準用する旨を<u>競争参加資格の公示又は技術資料収集に係る掲示</u>において明記するものとする。 (6) (略) 5 本省への協議について 異工種建設工事共同企業体対象工事を発注するときは、<u>本省地方課</u>、技術調査課及び<u>営繕計画課</u>に対して事前に時間的余裕を持って協議するものとする。
--	---

（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行に伴う契約事務手続についての一部改正）

- 20 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行に伴う契約事務手続について」（平成14年5月29日付け国地契第10号、国官技第43号、国営計第26号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
1 対象工事である旨明示 建設リサイクル法対象工事については、工事の発注に際して以下の事項を明示するものとする。 (1) 入札公告、<u>送付資料に記載する事項</u> この工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。 (2) (略) (別紙1) 説 明 書	1 対象工事である旨明示 建設リサイクル法対象工事については、工事の発注に際して以下の事項を明示するものとする。 (1) 入札公告、<u>技術資料の収集に係る掲示、送付資料に記載する事項</u> この工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。 (2) (略) (別紙1) 説 明 書

年 月 日 (略)	平成 年 月 日 (略)
--------------	-----------------

(大手企業連携型建設共同企業体の取扱いについての一部改正)

- 21 「大手企業連携型建設共同企業体の取扱いについて」(平成14年7月1日付け国地契第27号、国官技第77号、国営計第46号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
2. 大手企業連携型建設共同企業体の内容 (1)・(2) (略) (3) 構成員の技術的要件等 構成員が、次の各号の要件を満たすものとする。 一 同種工事の施工実績について イ (略) ロ <u>工事希望型指名競争</u>について (略) 二 (略) (4)・(5) (略)	2. 大手企業連携型建設共同企業体の内容 (1)・(2) (略) (3) 構成員の技術的要件等 構成員が、次の各号の要件を満たすものとする。 一 同種工事の施工実績について イ (略) ロ <u>公募型指名競争又は工事希望型指名競争</u>について (略) 二 (略) (4)・(5) (略)

(建設コンサルタント業務等における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に係る情報の公表についての一部改正)

- 22 「建設コンサルタント業務等における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に係る情報の公表について」(平成14年9月5日付け国官会第1211号、国地契第34号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この項において「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
3 公表の内容、時期、方法及び期間 <u>I</u> 各地方整備局（港湾空港関係事務に関するものを除く。）においては、別表Ⅰ－(1)に掲げる事項及び別表Ⅰ－(2)、別表Ⅰ－(3)、別表Ⅰ－(4)又は別表Ⅰ－(5)に掲げる事項について、それぞれ当該別表に掲げる時期、方法及び期間において公表するものとする。	3 公表の内容 <u>I</u> 各地方整備局（港湾空港関係事務に関するものを除く。）においては、次に掲げる事項について公表するものとする。 (1) 通則的事項 ① 競争参加資格 ② 有資格業者名簿（様式１－１）、有資格業者索引名簿（様式１－２）及び「建設コンサルタント業務等請負業者の資格を定める場合の総合点数の算定要領」（平成６年１１月１４日付け建設省厚契発第１６号） ③ 選定要領第１５（指名基準）、「建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名基準の運用基準について」（平成６年１２月２１日付け建設省厚契発第２５号、建設省技調発第２６６号）、各地方整備局ごとに定めている技術審査基準（標準様式例１）、指名停止措置要領、「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成１０年８月５日付け建設省厚契発第３３号）及び各地方整備局ごとに定めている工事事故に係る指名停止措置期間運用基準 ④ 「予算決算及び会計令第８５条の基準の取扱いに関する事務手続について」（平成１６年６月１０日付け国官会第３６８号。以下「低入札事務手続通達」という。） ⑤ 苦情処理通達 ⑥ 入札監視委員会通達、「入札監視委員会の運用上の留意点について」（平成１３年３月３０日付け国官地第３０号、国官技第８１号、国営計第６７号） ⑦ 入札監視委員会における委員の氏名及び職業、審議の概要及びその他の必要な資料（標準様式例２－１、標準様式例２－２） ⑧ 「地方整備局請負測量作業監督技術基準（案）について」（昭和５６年３月１８日付

け建設省技調発第 118 号)、「地方整備局
請負測量作業検査技術基準(案)について」

(昭和 56 年 3 月 18 日付け建設省技調発第
119 号)、「地方整備局委託業務等成績評定
要領の改正について」(平成 14 年 9 月 5 日
付け国官技発第 142 号)、「地方整備局委
託業務等成績評定要領の運用について」(平
成 14 年 9 月 5 日付け国官技発第 143 号)、
「地方整備局等建築設計委託業務成績評定
要領の制定について」(平成 14 年 6 月 28
日付け国営建第 49 号)及び「地方整備局等
建築設計委託業務成績評定要領の運用」(平
成 17 年 2 月 14 日付け国営整第 152 号)

⑨ 指名停止措置の対象となった業者名、指
名停止措置期間、指名停止措置理由等(標
準様式例 3)

⑩ 「公正入札調査委員会設置要領準則」(平
成 15 年 3 月 30 日付け国地契第 92 号)別添
2(談合情報対応マニュアル)

⑪ 「建設コンサルタント業務における共同
設計方式の取扱いについて」(平成 10 年 12
月 10 日付け建設省厚契発第 54 号、建設省
技調発第 236 号、建設省営建発第 65 号)

(2) 指名競争に付した場合

① 業務の名称、業種区分及び入札予定年月
日

② 指名業者名及び指名の理由(標準様式例
4-1、4-2 又は 5-1)

③ 公募型競争入札及び簡易公募型競争入札
に付した場合における次に掲げる事項(様
式 2)

イ) 参加表明書を提出した業者名

ロ) 指名の有無

ハ) 指名されなかった理由

④ 予定価格(税抜き)

⑤イ) 予定価格(税抜き)の積算内訳

ロ) 業務設計書

⑥イ) 調査基準価格

	ロ) 低入札事務手続通達第 4 に規定する調査の結果の概要（標準様式例 6） ハ) 低入札事務手続通達第 7 に規定する契約担当官等の調査の結果及び意見を記載した書面 ニ) 低入札事務手続通達第 8 に規定する契約審査委員の意見を記載した書面 ホ) 予決令第 89 条に規定する理由及び契約担当官等の意見を記載した書面（次順位者を落札者とした場合に限る。） ヘ) 同令第 89 条の規定による国土交通大臣の承認があった場合の当該承認を示す文書（次順位者を落札者とした場合に限る。） ⑦ 入札者名及び各入札者の各回の入札金額並びに落札者名及び落札金額（この場合においては、入札調書等の写しを使用するものとする。）並びに予決令第 99 条の 2 及び第 99 条の 3 の規定により随意契約によることとした場合においては契約の相手方及び契約金額（消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。以下同じ。）。) ⑧ 苦情処理申立て書面及び苦情処理回答書面 ⑨ 次に掲げる契約の内容（標準様式例 7－1） イ) 契約の相手方の商号又は名称及び住所 ロ) 業務の名称、業務場所、業種区分、概要、履行期間及び契約金額 ⑩ 契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の上記⑨ロ) 及び契約変更の理由（標準様式例 7－2） ⑪ 成績評定点通知書 ⑫ 成績評定点通知書に関し、通知を受けた者からその説明を求められた場合の書面及びそれに対する回答の書面 (3) プロポーザルに付した場合 ① 業務の名称及び業種区分
--	---

	② 選定業者名及び選定理由（標準様式例 4－1、4－2、5－1 又は 5－2） ③ 公募型プロポーザル及び簡易公募型プロポーザルにおける選定手続に係る次に掲げる事項（様式 3） イ）参加表明書を提出した業者名 ロ）選定の有無 ハ）選定されなかった理由 ④ 特定業者名及び特定理由（標準様式例 8－1、8－2、8－3 又は 8－4） ⑤ 特定手続に係る次に掲げる事項（様式 4） イ）技術提案書を提出した業者名 ロ）特定の有無 ハ）特定されなかった理由 ⑥ 次に掲げる随意契約の結果及び契約の内容（標準様式例 7－3） イ）業務の名称及び業務概要 ロ）契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 ハ）契約を締結した日 ニ）契約の相手方の商号又は名称及び住所 ホ）契約金額 ヘ）予定価格 ト）随意契約によることとした理由 チ）業務の場所、業種区分及び履行期間 ⑦イ）予定価格（税抜き）の積算内訳 ロ）業務設計書 ⑧ 苦情処理申立て書面及び苦情処理回答書面 ⑨ 契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の上記⑥イ）、ホ）及びチ）並びに契約変更の理由（標準様式例 7－2） ⑩ 成績評定点通知書 ⑪ 成績評定点通知書に関し、通知を受けた者からその説明を求められた場合の書面及びそれに対する回答の書面 (4) 随意契約によることとした場合（プロポーザルに付した場合を除く）
--	--

II 各地方整備局（港湾空港関係事務に関する
ことに限る。）においては、別表Ⅱ－(1)に掲げる
事項及び別表Ⅱ－(2)、別表Ⅱ－(3)、別表Ⅱ－(4)
又は別表Ⅱ－(5)に掲げる事項について、それぞ
れ当該別表に掲げる時期、方法及び期間におい
て公表するものとする。

- ① 次に掲げる随意契約の結果及び契約の内
容（標準様式例 7－3）
 - イ）業務の名称及び業務概要
 - ロ）契約担当官等の氏名並びにその所属す
る部局の名称及び所在地
 - ハ）契約を締結した日
 - ニ）契約の相手方の商号又は名称及び住所
 - ホ）契約金額
 - ヘ）予定価格
 - ト）随意契約によることとした理由
 - チ）業務の場所、業種区分及び履行期間
- ②イ）予定価格（税抜き）の積算内訳
 - ロ）業務設計書
- ③ 苦情処理申立て書面及び苦情処理回答書
面
 - ④ 契約金額の変更を伴う契約の変更をした
場合の上記①イ）、ホ）及びチ）並びに契約
変更の理由（標準様式例 7－2）
 - ⑤ 成績評定点通知書
 - ⑥ 成績評定点通知書に関し、通知を受けた
者からその説明を求められた場合の書面及
びそれに対する回答の書面

II 各地方整備局（港湾空港関係事務に関するこ
とに限る。）においては、次に掲げる事項につ
いて公表するものとする。

(1) 通則的事項

- ① 競争参加資格
- ② 有資格者名簿（様式 1－3）、「数値の算
定及び等級の格付け要領」（昭和 55 年 12
月 1 日付け港管第 3722 号）
- ③ 取扱要領第 18 条（建設コンサルタント等
の指名基準）、各地方整備局ごとに定めて
いる技術審査基準（標準様式例 1）、指名停
止措置要領及び各地方整備局ごとに定めて
いる工事事故に係る指名停止措置期間運用
基準
- ④ 「予算決算及び会計令第 85 条の基準の取
扱いに関する事務手続について」（平成 16

年 6 月 10 日付け国官会第 368 号。以下「低
入札事務手続通達」という。)

⑤ 苦情処理通達

⑥ 入札監視委員会通達、「入札監視委員会
の運用上の留意点について」(平成 13 年 3
月 30 日付け国港管第 559 号、国港建第 115
号)

⑦ 入札監視委員会における委員の氏名及び
職業、審議の概要及びその他の必要な資料
(標準様式例 2-1、標準様式例 2-2)

⑧ 「設計・測量・調査等業務監督・検査事務処
理要領の制定について」(平成 8 年 4 月 1
日付け港管第 873 号)、「請負業務成績評
定要領の制定について」(平成 14 年 3 月 29
日付け国港建第 318 号)及び「「請負業務
成績評定基準」の制定について」(平成 14
年 3 月 29 日付け国港建第 319 号)

⑨ 指名停止措置の対象となった業者名、指
名停止措置期間、指名停止措置理由等(標
準様式例 3)

⑩ 「公正入札調査委員会の設置等について」
(平成 15 年 3 月 28 日付け国港管第 1199
号)別添 2 (談合情報対応マニュアル)

⑪ 「建設コンサルタント業務における共同
設計方式の取扱いについて」(平成 11 年 2 月
5 日付け港管第 195 号)

(2) 指名競争に付した場合

① 業務の名称、業種区分及び入札予定年月
日

② 指名業者名及び指名の理由(標準様式例
4-1 又は 4-2)

③ 公募型競争入札及び簡易公募型競争入札
に付した場合における次に掲げる事項(様
式 2)

イ) 参加表明書を提出した業者名

ロ) 指名の有無

ハ) 指名されなかった理由

④ 予定価格(税抜き)

	⑤イ) 予定価格（税抜き）の積算内訳 ロ) 業務設計書 ⑥イ) 調査基準価格 ロ) 低入札事務手続通達第 4 に規定する調査の結果の概要（標準様式例 6） ハ) 低入札事務手続通達第 7 に規定する契約担当官等の調査の結果及び意見を記載した書面 ニ) 低入札事務手続通達第 8 に規定する契約審査委員の意見を記載した書面 ホ) 予決令第 89 条に規定する理由及び契約担当官等の意見を記載した書面（次順位者を落札者とした場合に限る。） ヘ) 同令第 89 条の規定による国土交通大臣の承認があった場合の当該承認を示す文書（次順位者を落札者とした場合に限る。） ⑦ 入札者名及び各入札者の各回の入札金額並びに落札者名及び落札金額（この場合においては、入札調書等の写しを使用するものとする。）並びに予決令第 99 条の 2 及び第 99 条の 3 の規定により随意契約によることとした場合においては契約の相手方及び契約金額（消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。以下同じ。）。 ⑧ 苦情処理申立て書面及び苦情処理回答書面 ⑨ 次に掲げる契約の内容（標準様式例 7－1） イ) 契約の相手方の商号又は名称及び住所 ロ) 業務の名称、業務場所、業種区分、概要、履行期間及び契約金額 ⑩ 契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の上記⑨ロ) 及び契約変更の理由（標準様式例 7－2） ⑪ 成績評定点通知書 ⑫ 成績評定点通知書に関し、通知を受けた者からその説明を求められた場合の書面及
--	---

	びそれに対する回答の書面 (3) プロポーザルに付した場合 ① 業務の名称及び業種区分 ② 選定業者名及び選定理由（標準様式例 4－1、標準様式例 4－2、標準様式例 5－1 又は 5－2） ③ 公募型プロポーザル及び簡易公募型プロポーザルにおける選定手続に係る次に掲げる事項（様式 3） イ) 参加表明書を提出した業者名 ロ) 選定の有無 ハ) 選定されなかった理由 ④ 特定業者名及び特定理由（標準様式例 8－1、8－2、8－3、8－4） ⑤ 特定手続に係る次に掲げる事項（様式 4） イ) 技術提案書を提出した業者名 ロ) 特定の有無 ハ) 特定されなかった理由 ⑥ 次に掲げる随意契約の結果及び契約の内容（標準様式例 7－3） イ) 業務の名称及び業務概要 ロ) 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 ハ) 契約を締結した日 ニ) 契約の相手方の商号又は名称及び住所 ホ) 契約金額 ヘ) 予定価格 ト) 随意契約によることとした理由 チ) 業務の場所、業種区分及び履行期間 ⑦イ) 予定価格（税抜き）の積算内訳 ロ) 業務設計書 ⑧ 苦情処理申立て書面及び苦情処理回答書面 ⑨ 契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の上記⑥イ）、ホ）及びチ）並びに契約変更の理由（標準様式例 7－2） ⑩ 成績評定点通知書 ⑪ 成績評定点通知書に関し、通知を受けた
--	--

(削る)

者からその説明を求められた場合の書面及びそれに対する回答の書面

(4) 随意契約によることとした場合（プロポーザルに付した場合を除く。）

① 次に掲げる随意契約の結果及び契約の内容（標準様式例 7－3）

イ) 業務の名称及び業務概要

ロ) 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地

ハ) 契約を締結した日

ニ) 契約の相手方の商号又は名称及び住所

ホ) 契約金額

ヘ) 予定価格

ト) 随意契約によることとした理由

チ) 業務の場所、業種区分及び履行期間

②イ) 予定価格（税抜き）の積算内訳

ロ) 業務設計書

③ 苦情処理申立て書面及び苦情処理回答書面

④ 契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の上記①イ)、ホ) 及びチ) 並びに契約変更の理由（標準様式例 7－2）

⑤ 成績評定点通知書

⑥ 成績評定点通知書に関し、通知を受けた者からその説明を求められた場合の書面及びそれに対する回答の書面

4 公表の時期

I 各地方整備局（港湾空港関係事務に関するものを除く。）においては、次に掲げる時期に公表するものとする。

(1) 通則的事項

上記 3 I (1)の①から⑥まで並びに⑧、⑩及び⑪は、それを定め又は作成した後速やかに当該事項を公表するものとする。ただし、すでに定めてある場合にあつては、本通達の施行の日以降速やかに公表するものとする。また当該事項を変更した場合にあつては、変更後速やかに公表するものとする。

3 I (1)⑦のうち委員の氏名及び職業等は、毎年度当初の委員会開催後速やかに、また委員の変更のあった場合には、その直近の委員会の開催後速やかに公表するものとする。また、審議の概要等については、当該審議のあった入札監視委員会の開催後速やかに公表するものとする。

3 I (1)⑨は、当該措置を行った後速やかに公表するものとする。

(2) 指名競争に付した場合

3 I (2)①は、指名通知後（公募型競争入札及び簡易公募型競争入札に付した場合においてはそれを定めた後）速やかに公表するものとする。

3 I (2)②から⑤イ) まで、⑥イ) 及び⑦は、落札者決定後又は契約の相手方及び契約金額の決定後速やかに公表するものとする。

3 I (2)⑤ロ)、⑥(イ)を除く。) 及び⑨は、契約の締結後速やかに公表するものとする。

3 I (2)⑧及び⑫は、回答書面の発信後速やかに公表するものとする。

3 I (2)⑩は、契約の変更後速やかに公表するものとする。

3 I (2)⑪は、成績評定点通知後速やかに公表するものとする。

(3) プロポーザルに付した場合

3 I (3)①は、それを定めた後（標準プロポーザルに付した場合においては選定通知後）速やかに公表するものとする。

3 I (3)②から⑤までは、特定通知後速やかに公表するものとする。

3 I (3)⑥及び⑦は、契約の締結後速やかに公表するものとする。

3 I (3)⑧及び⑪は、回答書面の発信後速やかに公表するものとする。

3 I (3)⑨は、契約の変更後速やかに公表するものとする。

3 I (3)⑩は、成績評定点通知後速やかに公

表するものとする。

(4) 随意契約によることとした場合

3 I (4)①及び②は、契約の締結後速やかに公表するものとする。

3 I (4)③及び⑥は、回答書面の発信後速やかに公表するものとする。

3 I (4)④は、契約の変更後速やかに公表するものとする。

3 I (4)⑤は、成績評定点通知後速やかに公表するものとする。

II 各地方整備局（港湾空港関係事務に関することに限る。）においては、次に掲げる 時期に公表するものとする。

(1) 通則的事項

上記 3 II (1)の①から⑥まで並びに⑧、⑩及び⑪は、それを定め又は作成した後速やかに当該事項を公表するものとする。ただし、すでに定めてある場合にあっては、本通達の施行の日以降速やかに公表するものとする。また当該事項を変更した場合にあっては、変更後速やかに公表するものとする。

3 II (1)⑦のうち委員の氏名及び職業等は、毎年度当初の委員会開催後速やかに、また委員の変更のあった場合には、その直近の委員会の開催後速やかに公表するものとする。また、審議の概要等については、当該審議のあった入札監視委員会の開催後速やかに公表するものとする。

3 II (1)⑨は、当該措置を行った後速やかに公表するものとする。

(2) 指名競争に付した場合

3 II (2)①は、指名通知後（公募型競争入札及び簡易公募型競争入札に付した場合においてはそれを定めた後）速やかに公表するものとする。

3 II (2)②から⑤イ) まで、⑥イ) 及び⑦は、落札者決定後又は契約の相手方及び契約金額の決定後速やかに公表するものとする。

(削る)

3Ⅱ(2)⑤ロ)、⑥(イ)を除く。)及び⑨は、契約の締結後速やかに公表するものとする。

3Ⅱ(2)⑧及び⑫は、回答書面の発信後速やかに公表するものとする。

3Ⅱ(2)⑩は、契約の変更後速やかに公表するものとする。

3Ⅱ(2)⑪は、成績評定点通知後速やかに公表するものとする。

(3) プロポーザルに付した場合

3Ⅱ(3)①は、それを定めた後(標準プロポーザルに付した場合においては選定通知後)速やかに公表するものとする。

3Ⅱ(3)②から⑤までは、特定通知後速やかに公表するものとする。

3Ⅱ(3)⑥及び⑦は、契約の締結後速やかに公表するものとする。

3Ⅱ(3)⑧及び⑪は、回答書面の発信後速やかに公表するものとする。

3Ⅱ(3)⑨は、契約の変更後速やかに公表するものとする。

3Ⅱ(3)⑩は、成績評定点通知後速やかに公表するものとする。

(4) 随意契約によることとした場合

3Ⅱ(4)①及び②は、契約の締結後速やかに公表するものとする。

3Ⅱ(4)③及び⑥は、回答書面の発信後速やかに公表するものとする。

3Ⅱ(4)④は、契約の変更後速やかに公表するものとする。

3Ⅱ(4)⑤は、成績評定点通知後速やかに公表するものとする。

5 公表の方法

I 各地方整備局(港湾空港関係事務に関するものを除く。)においては、次に掲げる方法で公表するものとする。

(1) 通則的事項

3Ⅰ(1)については、原則として閲覧に供する方法(閲覧所を設け、又はインターネット

により閲覧に供することをいう。インターネットにより閲覧に供する場合には、パソコン等を活用して閲覧所等において閲覧させること。以下同じ。) によるものとする。

3 I (1)⑦及び⑨については、当該閲覧に供する方法に加え、日刊新聞紙へ記事投げ込みを行うものとする。

(2) 指名競争に付した場合及びプロポーザルに付した場合並びに随意契約によることとした場合

3 I (2)①から③まで、⑤イ)、⑥(イ)を除く。) 及び⑧から⑫まで、3 I (3)①から⑤まで及び⑦イ) 及び⑧から⑪まで並びに3 I (4)②イ) 及び③から⑥までは、閲覧に供する方法によるものとする。

3 I (2)①(公募型競争入札及び簡易公募型競争入札に付した場合に限る。) ④、⑥イ) 及び⑦、3 I (3)①(標準プロポーザルに付した場合を除く。) 及び⑥イ) 並びに3 I (4)①は、「入札情報サービス(P P I)」を利用してインターネットにより公表するとともに、閲覧に供する方法によるものとする。

3 I (2)⑤ロ)、3 I (3)⑦ロ) 及び3 I (4)②ロ) は、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

II 各地方整備局(港湾空港関係事務に関することに限る。) においては、次に掲げる方法で公表するものとする。

(1) 通則的事項

3 II (1)については、原則として閲覧に供する方法(閲覧所を設け、又はインターネットにより閲覧に供することをいう。インターネットにより閲覧に供する場合には、パソコン等を活用して閲覧所等において閲覧させること。以下同じ。) によるものとする。

3 II (1)⑦及び⑨については、当該閲覧に供する方法に加え、日刊新聞紙へ記事投げ込みを行うものとする。

(削る)

(2) 指名競争に付した場合及びプロポーザルに付した場合並びに随意契約によることとした場合

3Ⅱ(2)①から③まで、⑤イ)、⑥(イ)を除く。)及び⑧から⑫まで、3Ⅱ(3)①から⑤まで及び⑦イ)及び⑧から⑪まで、3Ⅱ(4)②イ)及び③から⑥までは、閲覧に供する方法によるものとする。

3Ⅱ(2)①(公募型競争入札及び簡易公募型競争入札に付した場合に限る。)④及び⑦、3Ⅱ(3)①(標準プロポーザルに付した場合を除く。)及び⑥イ)並びに3Ⅱ(4)①は、「入札情報サービス(PAS)」を利用してインターネットにより公表するとともに、閲覧に供する方法によるものとする。

3Ⅱ(2)⑤ロ)、3Ⅱ(3)⑦ロ)及び3Ⅱ(4)②ロ)は、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

6 公表の場所

I 各地方整備局(港湾空港関係事務に関することを除く。)においては、上記5の公表の方法のうち、閲覧に供する方法による場合には、次に掲げる場所の閲覧所において公表するものとする。ただし、やむをえない場合には別に指定する場所を閲覧所とすることができる。

(1) 通則的事項

イ) 3Ⅰ(1)①から⑤まで並びに⑧、⑩及び⑪は、地方整備局の本局総務部契約課又は企画部技術管理課又は営繕部技術・評価課、及び各事務所の担当課又は係。

ロ) 3Ⅰ(1)⑥及び⑦は、本局総務部契約課。

ハ) 3Ⅰ(1)⑨は、当該指名停止措置の根拠となった事案の発生した本局総務部契約課。

(2) 指名競争に付した場合及びプロポーザルに付した場合並びに随意契約によることとした場合

イ) 3Ⅰ(2)①から⑩まで、3Ⅰ(3)①から⑨まで及び3Ⅰ(4)①から⑤までは、支出負担行

為担当官（以下「本官」という。）の発注する業務については、本局総務部契約課、また分任支出負担行為担当官（以下「分任官」という。）の発注する業務については各事務所の担当課又は係。ただし、3 I (2)⑧、3 I (3)⑧及び3 I (4)③の再苦情処理に係るものについては、本局総務部契約課。

ロ) 3 I (2)⑪及び12、3 I (3)⑩及び⑪並びに3 I (4)⑤及び⑥は、本官の発注する業務については、本局企画部技術管理課又は営繕部技術・評価課、また、分任官の発注する業務については、各事務所の担当課又は係。

II 各地方整備局（港湾空港関係事務に限ることに限る。）においては、上記5の公表の方法のうち、閲覧に供する方法による場合には、次に掲げる場所の閲覧所において公表するものとする。ただし、やむをえない場合には別に指定する場所を閲覧所とすることができる。

(1) 通則的事項

イ) 3 II (1)①から⑤まで並びに⑧、⑩及び⑪は、地方整備局の本局総務部経理調達課又は港湾空港部港湾事業課及び各事務所の担当課。

ロ) 3 II (1)⑥及び⑦は、本局総務部経理調達課。

ハ) 3 II (1)⑨は、当該指名停止措置の根拠となった事案の発生した本局経理調達課。

(2) 指名競争に付した場合及びプロポーザルに付した場合並びに随意契約によることとした場合

イ) 3 II (2)①から⑩まで、3 II (3)①から⑨まで及び3 II (4)①から④までは、本官の発注する業務については、本局総務部経理調達課、また分任官の発注する業務については各事務所の契約担当課。

ロ) 3 II (2)⑪及び⑫、3 II (3)⑩及び⑪並びに3 II (4)⑤及び⑥は、本官の発注する業務については、本局港湾空港部港湾事業課、ま

(削る)

た、分任官の発注する業務については、各事務所の担当課。

7 公表の期間

I 各地方整備局（港湾空港関係事務に関するものを除く。）においては、次に掲げる期間において公表するものとする。

(1) 通則的事項

3 I (1)①及び②については、当該資格及び名簿等が有効である期間中、当該事項を公表するものとする。

3 I (1)③から⑥まで並びに⑧、⑩及び⑪については、常時公表するものとする。

3 I (1)⑦については、当該入札監視委員会の審議が行われた日の属する年度及びその翌年度において、当該事項を公表するものとする。

3 I (1)⑨については、当該措置を行った日の属する年度及びその翌年度において、当該事項を公表するものとする。

(2) 指名競争に付した場合及びプロポーザルに付した場合並びに随意契約によることとした場合

3 I (2)から(4)までは、指名競争に付した場合は指名通知をした日、プロポーザルに付した場合は選定通知をした日、随意契約によることとした場合は当該契約を締結した日の属する年度及びその翌年度において、当該事項を公表するものとする。

II 各地方整備局（港湾空港関係事務に関することに限る。）においては、次に掲げる期間において公表するものとする。

(1) 通則的事項

3 II (1)①及び②については、当該資格及び名簿が有効である期間中、当該事項を公表するものとする。

3 II (1)③から⑥まで並びに⑧、⑩及び⑪については、常時公表するものとする。

3 II (1)⑦については、当該入札監視委員会

の審議が行われた日の属する年度及びその翌年度において、当該事項を公表するものとする。

3Ⅱ(1)⑨については、当該措置を行った日の属する年度及びその翌年度において、当該事項を公表するものとする。

(2) 指名競争に付した場合及びプロポーザルに付した場合並びに随意契約によることとした場合

3Ⅱ(2)から(4)までは、指名競争に付した場合は指名通知をした日、プロポーザルに付した場合は選定通知をした日、随意契約によることとした場合は当該契約を締結した日の属する年度及びその翌年度において、当該事項を公表するものとする。

様式 1－1

(略)	順 位	法 人 番 号	(略)
	企業規模		

様式 2

競争参加資格確認結果通知書

- 1 業務名
- 2 所属事務所
- 3 入札公告日
- 4 競争参加資格確認結果通知期限日

資格確認申請者	資格の有無	資格がないと認めた理由

様式 1－1

(略)	順 位	(略)
	企業規模	

(新設)

- (備考) 1 「資格の有無」の欄には、資格があると認めた場合には「有」と記載し、資格がないと認めた場合には「無」と記載すること。
- 2 「資格がないと認めた理由」の欄には、入札公告において示した「競争に参加する者に必要な資格に関する事項」のどの事項を満たさなかったのかを記載すること。

様式 3 ～ 様式 5

[標準様式例 2－1]

〇〇地方整備局 入札監視委員会 審議概要

(略)		(略)	
工 事	(略)	(略)	(備考)
	工事希望型指名競争	〇件	
	(略)	(略)	
	(略)	(略)	
(略)		(略)	(略)

[標準様式例 2－2]

〇〇地方整備局 入札監視委員会苦情処理会議 審議概要

(略)		(略)	
工 事	(略)	(略)	(備考)
	工事希望型指名競争	〇件	
	(略)	(略)	
	(略)	(略)	
(略)		(略)	(略)

様式 2 ～ 様式 4

[標準様式例 2－1]

〇〇地方整備局 入札監視委員会 審議概要

(略)		(略)	
工 事	(略)	(略)	(備考)
	公募型及び工事希望型指名競争	〇件	
	(略)	(略)	
	(略)	(略)	
(略)		(略)	(略)

[標準様式例 2－2]

〇〇地方整備局 入札監視委員会苦情処理会議 審議概要

(略)		(略)	
工 事	(略)	(略)	(備考)
	公募型及び工事希望型指名競争	〇件	
	(略)	(略)	
	(略)	(略)	
(略)		(略)	(略)

<u>〔標準様式例 7〕</u>	(新設)
--	--

附則の次に別表として次の別表Ⅰ－(1)から別表Ⅰ－(5)まで及び別表Ⅱ－(1)から別表Ⅱ－(5)までを加える。

別表Ⅰ－(1) 各地方整備局（港湾空港関係事務に関するものを除く。） 通則的事項

番号		公表内容	公表時期	公表方法	公表期間
(1)	①	競争参加資格	それを定め又は作成した後速やかに 変更した場合にあっては、変更後速やかに	原則としてホームページ上に公表	資格及び名簿等が有効である期間中
	②	有資格業者名簿（様式 1－1）			
		有資格業者索引名簿（様式 1－2）			
		「建設コンサルタント業務等請負業者の資格を定める場合の総合点数の算定要領」（平成 6 年 11 月 14 日付け建設省厚契第 16 号）			
	③	選定要領第 15（指名基準）			常時
		「建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名基準の運用基準について」（平成 6 年 12 月 21 日付け建設省厚契発第 25 号、建設省技調発第 266 号）			
		各地方整備局ごとに定めている技術審査基準（標準様式例 1）			
		指名停止措置要領			
		「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成 10 年 8 月 5 日付け建設省厚契発第 33 号）			
		各地方整備局ごとに定めている工事事故に係る指名停止措置期間運用基準			
		「予算決算及び会計令第 85 条の基準の取扱いに関する事務手続について」（平成 16 年 6 月 10 日付け国官会第 368 号。以下「低入札事務手続通達」という。）			
	④				

	⑤	苦情処理通達			
	⑥	入札監視委員会通達			
		「入札監視委員会の運用上の留意点について」（平成13年3月30日付け国官地第30号、国官技第81号、国営計第67号）			
	⑦	入札監視委員会における委員の氏名及び職業（標準様式例2-1、標準様式例2-2）	毎年度当初の委員会開催後速やかに 委員の変更があった場合には、その直近の委員会の開催後速やかに	原則としてホームページ上に公表 ※日刊新聞紙への投げ込みも行う	入札監視委員会の審議が行われた日の属する年度の翌年度まで
		入札監視委員会における審議の概要及びその他の必要な資料（標準様式例2-1、標準様式例2-2）	当該審議のあった入札監視委員会の開催後速やかに		
	⑧	「地方整備局請負測量作業監督技術基準（案）について」（昭和56年3月18日付け建設省技調発第118号）	それを定めた後速やかに	原則としてホームページ上に公表	常時
		「地方整備局請負測量作業検査技術基準（案）について」（昭和56年3月18日付け建設省技調発第119号）	変更した場合にあっては、変更後速やかに		
		「地方整備局委託業務等成績評定要領の改正について」（平成14年9月5日付け国官技発第142号）			
		「地方整備局委託業務等成績評定要領の運用について」（平成14年9月5日付け国官技発第143号）			
		「地方整備局等建築設計委託業務成績評定要領の制定について」（平成14年6月28日付け国営建第49号）			
		「地方整備局等建築設計委託業務成績評定要領の運用」（平成17年2月14日付け国営整第152号）			
	⑨	指名停止措置の対象となった業者名（標準様式例3）	当該措置を行った後速やかに	原則としてホームページ	当該措置を行った日の属す

		指名停止措置期間（標準様式例３）		ジ上に公表	る年度の翌々年度まで
		指名停止措置理由等（標準様式例３）		※日刊新聞紙への投げ込みも行う。	
	⑩	「談合情報対応マニュアル等の改正について」（平成22年9月30日付け国地契第31号）別添２（談合情報対応マニュアル）	それを定めた後速やかに 変更した場合にあっては、変更後速やかに	原則としてホームページ上に公表	常時
	⑪	「建設コンサルタント業務における共同設計方式の取扱いについて」（平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号）			

別表Ⅰ－(2)各地方整備局（港湾空港関係事務に関するものを除く。） 一般競争に付した場合

番号	公表内容	公表時期	公表方法	公表期間
(2) ①	一般競争参加資格	入札公告時	入札情報サービス（PPI）上に公表	少なくとも、契約を締結した日の属する年度の翌年度まで
②	競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を提出した業者名	落札者決定後速やかに	原則としてホームページ上又は入札情報サービス（PPI）上に公表	
③	一般競争参加資格がないと認めた業者名及びその理由（様式２）			
④	予定価格（税抜き）		入札情報サービス（PPI）上に公表	
⑤ イ)	予定価格（税抜き）の積算内訳	契約締結後速やかに	原則として	
ロ)	業務設計書		ホームページ上又は入札情報サー	

					ビス（P P I）上に公表	
⑥	イ）	調査基準価格（税抜き）	落札者決定後速やかに	入札情報サービス（P P I）上に公表		
	ロ）	低入札事務手続通達第4に規定する調査の結果の概要（低入札価格調査を実施した業者名を含む。以下同じ。）（標準様式例6）	契約締結後速やかに	原則としてホームページ上又は入札情報サービス（P P I）上に公表		
	ハ）	低入札事務手続通達第7に規定する契約担当官等の調査の結果及び意見を記載した書面				
	ニ）	低入札事務手続通達第8に規定する契約審査委員の意見を記載した書面				
	ホ）	予決令第 89 条に規定する理由及び契約担当官等の意見を記載した書面 ※次順位者を落札者とした場合に限る。				
	ヘ）	予決令第 89 条の規定による国土交通大臣の承認があつた場合の当該承認を示す文書 ※次順位者を落札者とした場合に限る。				
⑦		入札者名及び入札者の各回の入札金額並びに落札者名及び落札金額（この場合においては、入札調書等の写しを使用するものとする。）	落札者決定後速やかに	入札情報サービス（P P I）上に公表		
		予決令第99条の2又は第99条の3の規定により随意契約によることとした場合において、契約の相手方	契約の相手方の決定後速やかに			
		予決令第99条の2又は第99条の3の規定により随意契約によることとした場合において、契約金額（消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。以下同じ。）	契約金額の決定後速やかに			
⑧		総合評価落札方式を実施した場合にお	入札公告時	原則として		

	⑨		ける落札者決定基準		ホームペー ジ上又は入 札情報サー ビス（ＰＰ Ｉ）上に公 表	
			総合評価落札方式を実施した場合にお ける落札理由（標準様式例７）	落札者決定後速や かに		
			苦情処理申立て書面	回答書面の発信後		
			苦情処理回答書面	速やかに		
	⑩	イ）	契約の相手方の商号又は名称（標準様 式例８－１）	契約締結後速やか に		
			契約の相手方の住所（標準様式例８－ １）			
		ロ）	業務の名称（標準様式例８－１）			
			業務の場所（標準様式例８－１）			
			業種区分（標準様式例８－１）			
			業務の概要（標準様式例８－１）			
			履行期間（標準様式例８－１）			
			契約金額（標準様式例８－１）			
		⑪	契約金額の変更を伴う契約の変更をし た場合の業務の名称（標準様式例８－ ２）	契約の変更後速や かに		少なくとも 、契約を変 更した日の 属する年度 の翌年度ま で
			契約金額の変更を伴う契約の変更をし た場合の業務の場所（標準様式例８－ ２）			
			契約金額の変更を伴う契約の変更をし た場合の業種区分（標準様式例８ －２）			
			契約金額の変更を伴う契約の変更をし た場合の業務の概要（標準様式例８－ ２）			
			契約金額の変更を伴う契約の変更をし た場合の履行期間（標準様式例８－２ ）			
			契約金額の変更を伴う契約の変更をし た場合の契約金額（標準様式例８－２ ）			
			契約金額の変更を伴う契約の変更をし た場合の契約変更の理由（標準様式例 ８－２）			
	⑫		成績評定点通知書	成績評定点通知後 速やかに		少なくとも 、成績評定

	⑬		成績評定点通知書に関し、通知を受けた者からその説明を求められた場合の書面及びそれに対する回答の書面	回答書面の発信 後速やかに		点を通知した日の属する年度の翌年度まで
--	---	--	---	------------------	--	---------------------

別表Ⅰ—(3)各地方整備局（港湾空港関係事務に関するものを除く。） 指名競争に付した場合

番号			公表内容	公表時期	公表方法	公表期間
(3)	①		業務の名称	指名通知後（公募型競争入札及び簡易公募型競争入札に付した場合においてはそれを定めた後）速やかに	公募型競争入札又は簡易公募型競争入札に付した場合は入札情報サービス（P P I）上に公表 それ以外の場合は原則としてホームページ上又は入札情報サービス（P P I）上に公表	少なくとも、契約を締結した日の属する年度の翌年度まで
			業種区分			
			業務の入札予定年月日			
	②		指名業者名（標準様式例４－１）	落札者決定後速やかに	原則としてホームページ上又は入札情報サービス（P P I）上に公表	
			指名の理由（標準様式例４－２又は５－１）			
	③	イ)	公募型競争入札及び簡易公募型競争入札に付した場合における参加表明書を提出した業者名（様式３）			
		ロ)	公募型競争入札及び簡易公募型競争入札に付した場合における指名の有無（様式３）			
		ハ)	公募型競争入札及び簡易公募型競争入札に付した場合における指名されなかった理由（様式３）			

④		予定価格（税抜き）		入札情報サービス（P P I）上に公表
	⑤	イ） 予定価格（税抜き）の積算内訳 ロ） 業務設計書	契約の締結後速やかに	原則としてホームページ上又は入札情報サービス（P P I）上に公表
⑥	イ）	調査基準価格（税抜き）	落札者決定後速やかに	入札情報サービス（P P I）上に公表
	ロ）	低入札事務手続通達第4に規定する調査の結果の概要（標準様式例6）	契約の締結後速やかに	原則としてホームページ上又は入札情報サービス（P P I）上に公表
	ハ）	低入札事務手続通達第7に規定する契約担当官等の調査の結果及び意見を記載した書面		
	ニ）	低入札事務手続通達第8に規定する契約審査委員の意見を記載した書面		
	ホ）	予決令第 89 条に規定する理由及び契約担当官等の意見を記載した書面 ※次順位者を落札者とした場合に限る。		
	ヘ）	予決令第 89 条の規定による国土交通大臣の承認があった場合の当該承認を示す文書 ※次順位者を落札者とした場合に限る。		
⑦		入札者名及び入札者の各回の入札金額並びに落札者名及び落札金額（この場合においては、入札調書等の写しを使用する。） 予決令第99条の2又は第99条の3の規定により随意契約によることとした場合において、契約の相手方	落札者決定後速やかに 契約の相手方の決定後速やかに	入札情報サービス（P P I）上に公表

			予決令第99条の2又は第99条の3の規定により随意契約によることとした場合において、契約金額	契約金額の決定後速やかに		
	⑧		総合評価落札方式を実施した場合における落札者決定基準	落札者決定後（公募型競争入札及び簡易公募型競争入札に付した場合にはそれを定めた後）速やかに	原則としてホームページ上又は入札情報サービス（PPI）上に公表	
			総合評価落札方式を実施した場合における落札理由（標準様式例7）	落札者決定後速やかに		
	⑨		苦情処理申立て書面	回答書面の発信後速やかに		
			苦情処理回答書面			
	⑩	イ）	契約の相手方の商号又は名称（標準様式例8－1）	契約の締結後速やかに		
			契約の相手方の住所（標準様式例8－1）			
		ロ）	業務の名称（標準様式例8－1）			
			業務の場所（標準様式例8－1）			
			業種区分（標準様式例8－1）			
			業務の概要（標準様式例8－1）			
			履行期間（標準様式例8－1）			
			契約金額（標準様式例8－1）			
	⑪		契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の業務の名称（標準様式例8－2）	契約の変更後速やかに	少なくとも、契約を変更した日の属する年度の翌年度まで	
			契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の業務の場所（標準様式例8－2）			
			契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の業種区分（標準様式例8－2）			
			契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の業務の概要（標準様式例8－2）			
			契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の履行期間（標準様式例8－2）			

			契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の契約金額（標準様式例 8－2）		
			契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の契約変更の理由（標準様式例 8－2）		
	⑫		成績評定点通知書	成績評定点通知後速やかに	
	⑬		成績評定点通知書に関し、通知を受けた者からその説明を求められた場合の書面及びそれに対する回答の書面	回答書面の発信後速やかに	

別表Ⅰ－(4)各地方整備局（港湾空港関係事務に関するものを除く。） プロポーザルに付した場合

番号			公表内容	公表時期	公表方法	公表期間
(4)	①		業務の名称	それを定めた後（標準プロポーザルに付した場合においては選定通知後）速やかに	標準プロポーザルに付した場合以外は入札情報サービス（P P I）上に公表	少なくとも、契約を締結した日の属する年度の翌年度まで
			業種区分		標準プロポーザルに付した場合は原則としてホームページ上又は入札情報サービス（P P I）上に公表	
	②		選定業者名（標準様式例 4－1）	特定通知後速やかに	原則としてホームページ上又は入札情報サー	
			選定業者の選定理由（標準様式例 4－2、標準様式例 5－1 又は 5－2）			
	③	イ)	公募型プロポーザル及び簡易公募型プ			

			ロポーザルにおける選定手続に係る参加表明書を提出した業者名（様式４）		ビス（ＰＰＩ）上に公表	
		ロ）	公募型プロポーザル及び簡易公募型プロポーザルにおける選定手続に係る選定の有無（様式４）			
		ハ）	公募型プロポーザル及び簡易公募型プロポーザルにおける選定手続に係る選定されなかった理由（様式４）			
	④		特定業者名及び特定理由（標準様式例９－１、９－２、９－３、９－４）			
	⑤	イ）	特定手続に係る技術提案書を提出した業者名（様式５）			
		ロ）	特定手続に係る特定の有無（様式５）			
		ハ）	特定手続に係る特定されなかった理由（様式５）			
	⑥	イ）	業務の名称（標準様式例８－３）	契約の締結後速やかに	入札情報サービス（ＰＰＩ）上に公表	
			業務概要（標準様式例８－３）			
		ロ）	契約担当官等の氏名（標準様式例８－３）			
			契約担当官等の所属する部局の名称（標準様式例８－３）			
			契約担当官等の所属する部局の所在地（標準様式例８－３）			
		ハ）	契約を締結した日（標準様式例８－３）			
		ニ）	契約の相手方の商号又は名称（標準様式例８－３）			
			契約の相手方の住所（標準様式例８－３）			
		ホ）	契約金額（標準様式例８－３）			
		ヘ）	予定価格（標準様式例８－３）			
		ト）	随意契約によることとした理由（標準様式例８－３）			
		チ）	業務の場所（標準様式例８－３）			
			業種区分（標準様式例８－３）			
			履行期間（標準様式例８－３）			
	⑦	イ）	予定価格（税抜き）の積算内訳		原則として	
		ロ）	業務設計書		ホームページ	

⑧	苦情処理申立て書面	回答書面の発信後速やかに	ジ上又は入札情報サービス（P P I）上に公表	少なくとも、契約を変更した日の属する年度の翌年度まで
⑨	苦情処理回答書面	速やかに		
	契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の業務の名称（標準様式例 8－2）	契約の変更後速やかに		
	契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の業務概要（標準様式例 8－2）			
	契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の契約金額（標準様式例 8－2）			
	契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の業務の場所（標準様式例 8－2）			
	契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の業種区分（標準様式例 8－2）			
	契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の履行期間（標準様式例 8－2）			
	契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の契約変更の理由（標準様式例 8－2）			
⑩	成績評定点通知書		成績評定点通知後速やかに	少なくとも、成績評定点を通知した日の属する年度の翌年度まで
⑪	成績評定点通知書に関し、通知を受けた者からその説明を求められた場合の書面及びそれに対する回答の書面	回答書面の発信後速やかに		

別表 I－(5)各地方整備局（港湾空港関係事務に関するものを除く。） 随意契約による場合（プロポーザルに付した場合を除く。）

番号			公表内容	公表時期	公表方法	公表期間
(5)	①	イ)	業務の名称（標準様式例 8－3）	契約の締結後速やかに	入札情報サービス（P P I）上に公表	少なくとも、契約を締結した日の属する年度
			業務概要（標準様式例 8－3）			
		ロ)	契約担当官等の氏名（標準様式例 8－3）			

			契約担当官の所属する部局の名称（標準様式例 8－3）			の翌年度まで
			契約担当官の所属する部局の所在地（標準様式例 8－3）			
		ハ)	契約を締結した日（標準様式例 8－3）			
		ニ)	契約の相手方の商号又は名称（標準様式例 8－3）			
			契約の相手方の住所（標準様式例 8－3）			
		ホ)	契約金額（標準様式例 8－3）			
		ヘ)	予定価格（標準様式例 8－3）			
		ト)	随意契約によることとした理由（標準様式例 8－3）			
		チ)	業務の場所（標準様式例 8－3）			
			業種区分（標準様式例 8－3）			
			履行期間（標準様式例 8－3）			
	②	イ)	予定価格（税抜き）の積算内訳		原則としてホームページ上又は入札情報サービス（P P I）上に公表	少なくとも、契約を変更した日の属する年度の翌年度まで
		ロ)	業務設計書			
	③		苦情処理申立て書面	回答書面の発信後		
			苦情処理回答書面	速やかに		
	④		契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の業務の名称（標準様式例 8－2）	契約の変更後速やかに		
			契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の業務概要（標準様式例 8－2）			
			契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の契約金額（標準様式例 8－2）			
			契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の業務の場所（標準様式例 8－2）			
			契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の業種区分（標準様式例 8－2）			
			契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の履行期間（標準様式例 8－2			

			)			
			契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の契約変更の理由（標準様式例 8－2）			
	⑤		成績評定点通知書	成績評定点通知後速やかに		少なくとも、成績評定点を通知した日の属する年度の翌年度まで
	⑥		成績評定点通知書に関し通知を受けた者からその説明を求められた場合の書面及びそれに対する回答の書面	回答書面の発信後速やかに		

別表Ⅱ－(1) 各地方整備局（港湾空港関係事務に関することに限る。） 通則的事項

番号			公表内容	公表時期	公表方法	公表期間
(1)	①		競争参加資格	それを定め又は作成した後速やかに	原則としてホームページ上に公表	資格及び名簿等が有効である期間中
	②		有資格者名簿（様式1－3）			
			「数値の算定及び等級の格付け要領」（昭和55年12月1日付け港管第3722号）	変更した場合にあっては、変更後速やかに		
	③		取扱要領第18条（建設コンサルタント等の指名基準）			常時
			各地方整備局ごとに定めている技術審査基準（標準様式例1）			
			指名停止措置要領			
			各地方整備局ごとに定めている工事事故に係る指名停止措置期間運用基準			
	④		低入札事務手続通達			
	⑤		苦情処理通達			
	⑥		入札監視委員会通達			
「入札監視委員会の運用上の留意点について」（平成13年3月30日付け国官地第30号、国官技第81号、国営計第67号）						
⑦		入札監視委員会における委員の氏名及び職業（標準様式例2－1、標準様式	毎年度当初の委員会開催後速やかに	原則としてホームページ	入札監視委員会の審議が行	

		例 2－2)	委員の変更のあった場合には、その直近の委員会の開催後速やかに	ジ上に公表 ※日刊新聞紙への投げ込みも行う	われた日の属する年度の翌年度まで
		入札監視委員会における審議の概要及びその他の必要な資料（標準様式例 2－1、標準様式例 2－2）	当該審議のあった入札監視委員会の開催後速やかに		
⑧		「設計・測量・調査等業務監督・検査事務処理要領の制定について」（平成 8 年 4 月 1 日付け港管第873号）	それを定めた後速やかに	原則としてホームページ上に公表	常時
		「請負業務成績評定要領の制定について」（平成14年 3 月29日付け国港建第318号）	変更した場合にあっては、変更後速やかに		
		「「請負業務成績評定基準」の制定について」（平成14年 3 月29日付け国港建第319号）			
⑨		指名停止措置の対象となった業者名（標準様式例 3）	措置を行った後速やかに	原則としてホームページ上に公表 ※日刊新聞紙への投げ込みも行う。 。	当該措置を行った日の属する年度の翌々年度まで
		指名停止措置期間（標準様式例 3）			
		指名停止措置理由等（標準様式例 3）			
⑩		「談合情報対応マニュアル等の改正について」（平成22年9月30日付け国港総第425号）別添 2（談合情報対応マニュアル）	それを定めた後速やかに 変更した場合にあっては、変更後速やかに	原則としてホームページ上に公表	常時
⑪		「建設コンサルタント業務における共同設計方式の取扱について」（平成11年 2 月 5 日付け港管第195号）			

別表Ⅱ－(2)各地方整備局（港湾空港関係事務に限ることに限る。） 一般競争に付した場合

番号			公表内容	公表時期	公表方法	公表期間
(2)	①	/	一般競争参加資格	入札公告時	入札情報サービス（P	少なくとも、契約を締

					A S) 上に公表	結した日の属する年度の翌年度まで
	②	競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を提出した業者名	落札者決定後速やかに		原則としてホームページ上又は入札情報サービス (P A S) 上に公表	
	③	一般競争参加資格がないと認めた業者名及びその理由 (様式 2)			入札情報サービス (P A S) 上に公表	
	④	予定価格 (税抜き)			原則としてホームページ上又は入札情報サービス (P A S) 上に公表	
	⑤	イ) 予定価格 (税抜き) の積算内訳			原則としてホームページ上又は入札情報サービス (P A S) 上に公表	
		ロ) 業務設計書	契約締結後速やかに			
	⑥	イ) 調査基準価格 (税抜き)				
		ロ) 低入札事務手続通達第 4 に規定する調査の結果の概要 (標準様式例 6)	契約締結後速やかに		原則としてホームページ上又は入札情報サービス (P A S) 上に公表	
		ハ) 低入札事務手続通達第 7 に規定する契約担当官等の調査の結果及び意見を記載した書面				
		ニ) 低入札事務手続通達第 8 に規定する契約審査委員の意見を記載した書面				
		ホ) 予決令第 89 条に規定する理由及び契約担当官等の意見を記載した書面 ※次順位者を落札者とした場合に限る。				
		ヘ) 予決令第 89 条の規定による国土交通大臣の承認があった場合の当該承認を示す文書				

			※次順位者を落札者とした場合に限る。			
	⑦		入札者名及び入札者の各回の入札金額並びに落札者名及び落札金額（この場合においては、入札調書等の写しを使用するものとする。）	落札者決定後速やかに	入札情報サービス（PAS）上に公表	
			予決令第99条の2又は第99条の3の規定により随意契約によることとした場合において、契約の相手方	契約の相手方の決定後速やかに		
			予決令第99条の2又は第99条の3の規定により随意契約によることとした場合において、契約金額	契約金額の決定後速やかに		
	⑧		総合評価落札方式を実施した場合における落札者決定基準	入札公告時	原則としてホームページ上又は入札情報サービス（PAS）上に公表	
			総合評価落札方式を実施した場合における落札理由（標準様式例7）	落札者決定後速やかに		
	⑨		苦情処理申立て書面	回答書面の発信後		
			苦情処理回答書面	速やかに		
	⑩	イ）	契約の相手方の商号又は名称（標準様式例8－1）	契約締結後速やかに		
			契約の相手方の住所（標準様式例8－1）			
		ロ）	業務の名称（標準様式例8－1）			
			業務の場所（標準様式例8－1）			
			業種区分（標準様式例8－1）			
			業務の概要（標準様式例8－1）			
			履行期間（標準様式例8－1）			
			契約金額（標準様式例8－1）			
	⑪		契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の業務の名称（標準様式例8－2）	契約の変更後速やかに		少なくとも、契約を変更した日の属する年度の翌年度まで
			契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の業務の場所（標準様式例8－2）			
			契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の業種区分（標準様式例8－2）			
			契約金額の変更を伴う契約の変更をし			

		た場合の業務の概要（標準様式例 8－2）			
		契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の履行期間（標準様式例 8－2）			
		契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の契約金額（標準様式例 8－2）			
		契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の契約変更の理由（標準様式例 8－2）			
	⑫	成績評定点通知書	成績評定点通知後速やかに		少なくとも、成績評定点を通知した日の属する年度の翌年度まで
	⑬	成績評定点通知書に関し、通知を受けた者からその説明を求められた場合の書面及びそれに対する回答の書面	回答書面の発信後速やかに		

別表Ⅱ－(3)各地方整備局（港湾空港関係事務に関することに限る。） 指名競争に付した場合

番号		公表内容	公表時期	公表方法	公表期間
(3)	①	業務の名称	指名通知後（公募型競争入札及び簡易公募型競争入札に付した場合においてはそれを定めた後）速やかに	公募型競争入札又は簡易公募型競争入札に付した場合は入札情報サービス（PAS）上に公表 それ以外の場合は原則としてホームページ上又は入札情報サービス（PAS）	少なくとも、契約を締結した日の属する年度の翌年度まで
		業種区分			
		業務の入札予定年月日			

				上に公表	
	②		指名業者名（標準様式例 4－1 又は 4－2）	落札者決定後速やかに	原則としてホームページ上又は入札情報サービス（PAS）上に公表
			指名の理由（標準様式例 4－1 又は 4－2）		
	③	イ)	公募型競争入札及び簡易公募型競争入札に付した場合における参加表明書を提出した業者名（様式 3）		
		ロ)	公募型競争入札及び簡易公募型競争入札に付した場合における指名の有無（様式 3）		
		ハ)	公募型競争入札及び簡易公募型競争入札に付した場合における指名されなかった理由（様式 3）		
	④		予定価格（税抜き）	契約の締結後速やかに	入札情報サービス（PAS）上に公表
	⑤	イ)	予定価格（税抜き）の積算内訳		原則としてホームページ上又は入札情報サービス（PAS）上に公表
		ロ)	業務設計書		
	⑥	イ)	調査基準価格（税抜き）	落札者決定後速やかに	入札情報サービス（PAS）上に公表
		ロ)	低入札事務手続通達第 4 に規定する調査の結果の概要（標準様式例 6）	契約の締結後速やかに	原則としてホームページ上又は入札情報サービス（PAS）上に公表
		ハ)	低入札事務手続通達第 7 に規定する契約担当官等の調査の結果及び意見を記載した書面		
		ニ)	低入札事務手続通達第 8 に規定する契約審査委員の意見を記載した書面		
		ホ)	予決令第 89 条に規定する理由及び契約担当官等の意見を記載した書面		

		※次順位者を落札者とした場合に限る。 。			
	へ)	予決令第 89 条の規定による国土交通大臣の承認があった場合の当該承認を示す文書 ※次順位者を落札者とした場合に限る。 。			
⑦		入札者名及び入札者の各回の入札金額並びに落札者名及び落札金額（この場合においては、入札調書等の写しを使用する。）	落札者決定後速やかに	入札情報サービス（PAS）上に公表	
		予決令第99条の2又は第99条の3の規定により随意契約によることとした場合において、契約の相手方	契約の相手方の決定後速やかに		
		予決令第99条の2又は第99条の3の規定により随意契約によることとした場合において、契約金額	契約金額の決定後速やかに		
⑧		総合評価落札方式を実施した場合における落札者決定基準	落札者決定後（公募型競争入札及び簡易公募型競争入札に付した場合にはそれを定めた後）速やかに	原則としてホームページ上又は入札情報サービス（PAS）上に公表	
		総合評価落札方式を実施した場合における落札理由（標準様式例7）	落札者決定後速やかに		
⑨		苦情処理申立て書面 苦情処理回答書面	回答書面の発信後速やかに		
⑩	イ)	契約の相手方の商号又は名称（標準様式例8－1） 契約の相手方の住所（標準様式例8－1）	契約の締結後速やかに		
	ロ)	業務の名称（標準様式例8－1）			
		業務の場所（標準様式例8－1）			
		業種区分（標準様式例8－1）			
		業務の概要（標準様式例8－1）			
		履行期間（標準様式例8－1）			
		契約金額（標準様式例8－1）			
⑪		契約金額の変更を伴う契約の変更をし	契約の変更後速や		少なくとも

			た場合の業務の名称（標準様式例 8－2）	かに		、契約を変更した日の属する年度の翌年度まで
			契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の業務の場所（標準様式例 8－2）			
			契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の業種区分（標準様式例 8－2）			
			契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の業務の概要（標準様式例 8－2）			
			契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の履行期間（標準様式例 8－2）			
			契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の契約金額（標準様式例 8－2）			
			契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の契約変更の理由（標準様式例 8－2）			
	⑫		成績評定点通知書	成績評定点通知後速やかに		少なくとも、成績評定点を通知した日の属する年度の翌年度まで
	⑬		成績評定点通知書に関し、通知を受けた者からその説明を求められた場合の書面及びそれに対する回答の書面	回答書面の発信後速やかに		

別表Ⅱ－(4)各地方整備局（港湾空港関係事務に限る。） プロポーザルに付した場合

番号		公表内容	公表時期	公表方法	公表期間
(4)	①	業務の名称	それを定めた後（標準プロポーザルに付した場合においては選定通知後）速やかに	標準プロポーザルに付した場合以外は「入札情報サービス（PAS）」上に公表	少なくとも、契約を締結した日の属する年度の翌年度まで
		業種区分			

					標準プロポーザルに付した場合は原則としてホームページ上又は入札情報サービス（PAS）上に公表	
②		選定業者名（標準様式例４－１）	特定通知後速やかに		原則としてホームページ上又は入札情報サービス（PAS）上に公表	
		選定業者の選定理由（標準様式例４－２、標準様式例５－１又は５－２）				
③	イ）	公募型プロポーザル及び簡易公募型プロポーザルにおける選定手続に係る参加表明書を提出した業者名（様式４）				
	ロ）	公募型プロポーザル及び簡易公募型プロポーザルにおける選定手続に係る選定の有無（様式４）				
	ハ）	公募型プロポーザル及び簡易公募型プロポーザルにおける選定手続に係る選定されなかった理由（様式４）				
④		特定業者名及び特定理由（標準様式例９－１、９－２、９－３又は９－４）				
⑤	イ）	特定手続に係る技術提案書を提出した業者名（様式５）	契約の締結後速やかに		原則としてホームページ上又は入札情報サービス（PAS）上に公表	
	ロ）	特定手続に係る特定の有無（様式５）				
	ハ）	特定手続に係る特定されなかった理由（様式５）				
⑥	イ）	業務の名称（標準様式例８－３）				
		業務概要（標準様式例８－３）				
	ロ）	契約担当官等の氏名（標準様式例８－３）				
		契約担当官等の所属する部局の名称（標準様式例８－３）				
		契約担当官等の所属する部局の所在地（標準様式例８－３）				

		ハ)	契約を締結した日（標準様式例８－３）			
		ニ)	契約の相手方の商号又は名称（標準様式例８－３）			
			契約の相手方の住所（標準様式例８－３）			
		ホ)	契約金額（標準様式例８－３）			
		ヘ)	予定価格（標準様式例８－３）			
		ト)	随意契約によることとした理由（標準様式例８－３）			
		チ)	業務の場所（標準様式例８－３）			
			業種区分（標準様式例８－３）			
			履行期間（標準様式例８－３）			
	⑦	イ)	予定価格（税抜き）の積算内訳			
		ロ)	業務設計書			
	⑧		苦情処理申立て書面	回答書面の発信後速やかに		
			苦情処理回答書面			
	⑨		契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の業務の名称（標準様式例８－２）	契約の変更後速やかに		少なくとも、契約を変更した日の属する年度の翌年度まで
			契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の業務概要（標準様式例８－２）			
			契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の契約金額（標準様式例８－２）			
			契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の業務の場所（標準様式例８－２）			
			契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の業種区分（標準様式例８－２）			
			契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の履行期間（標準様式例８－２）			
			契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の契約変更の理由（標準様式例８－２）			

	⑩	成績評定点通知書	成績評定点通知後速やかに		少なくとも、成績評定点を通知した日の属する年度の翌年度まで
	⑪	成績評定点通知書に関し、通知を受けた者からその説明を求められた場合の書面及びそれに対する回答の書面	回答書面の発信後速やかに		

別表Ⅱ－(5)各地方整備局（港湾空港関係事務に限ることに限る。） 随意契約による場合（プロポーザルに付した場合を除く。）

番号		公表内容	公表時期	公表方法	公表期間
(5)	①	イ) 業務の名称（標準様式例８－３）	契約の締結後速やかに	入札情報サービス（PAS）上に公表	少なくとも、契約を締結した日の属する年度の翌年度まで
		業務概要（標準様式例８－３）			
		ロ) 契約担当官等の氏名（標準様式例８－３）			
		契約担当官の所属する部局の名称（標準様式例８－３）			
		契約担当官の所属する部局の所在地（標準様式例８－３）			
		ハ) 契約を締結した日（標準様式例８－３）			
		ニ) 契約の相手方の商号又は名称（標準様式例８－３）			
		契約の相手方の住所（標準様式例８－３）			
		ホ) 契約金額（標準様式例８－３）			
		ヘ) 予定価格（標準様式例８－３）			
		ト) 随意契約によることとした理由（標準様式例８－３）			
		チ) 業務の場所（標準様式例８－３）			
		業種区分（標準様式例８－３）			
		履行期間（標準様式例８－３）			
	②	イ) 予定価格（税抜き）の積算内訳		原則としてホームページ上又は入札情報サービス（PAS）上に公	
		ロ) 業務設計書			
	③	苦情処理申立て書面	回答書面の発信後速やかに		
		苦情処理回答書面			
	④	契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の業務の名称（標準様式例８－	契約の変更後速やかに		少なくとも、契約を変

		2)		表	更した日の 属する年度 の翌年度ま で
		契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の業務概要（標準様式例 8－2）			
		契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の契約金額（標準様式例 8－2）			
		契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の業務の場所（標準様式例 8－2）			
		契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の業種区分（標準様式例 8－2）			
		契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の履行期間（標準様式例 8－2）			
		契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の契約変更の理由（標準様式例 8－2）			
	⑤	成績評定点通知書	成績評定点通知後 速やかに		少なくとも 、成績評定 点を通知し た日の属す る年度の翌 年度まで
	⑥	成績評定点通知書に関し、通知を受けた者からその説明を求められた場合の書面及びそれに対する回答の書面	回答書面の発信後 速やかに		

（低入札価格調査制度調査対象工事における契約の保証の額についての一部改正）

23 「低入札価格調査制度調査対象工事における契約の保証の額について」（平成15年2月10日付け国地契第85号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
I. 「工事請負契約書」 <u>第4条第3項</u>中「請負代金額の10分の1以上」を「請負代金額の10分の3以上」に読み替える。 <u>第4条第6項</u>中「請負代金額の10分の1」を「	I. 「工事請負契約書」 <u>第4条第2項</u>中「請負代金額の10分の1以上」を「請負代金額の10分の3以上」に読み替える。 <u>第4条第4項</u>中「請負代金額の10分の1」を「

請負代金額の10分の3」に読み替える。 第54条第2項中「請負代金額の10分の1」を「請負代金額の10分の3」に読み替える。 Ⅲ. 入札前の周知 指名通知及び工事希望型指名競争入札にあっては技術資料の提出を求める際に送付する資料（以下「契約の申込みの誘引」という。）において、低入札価格調査を受けた者との契約については契約の保証の額を請負代金額の10分の3以上とする旨を明記するものとする。 また、「工事請負契約及び設計業務等委託契約における契約の保証に関する取扱いについて」別添3中「請負代金額の10分の1」を「請負代金額の10分の1（但し、低入札価格調査を受けた者との契約については請負代金額の10分の3）」に読み替える。	請負代金額の10分の3」に読み替える。 第46条第2項中「請負代金額の10分の1」を「請負代金額の10分の3」に読み替える。 Ⅲ. 入札前の周知 指名通知並びに公募型指名競争入札にあっては技術資料収集に係る揭示及び工事希望型指名競争入札にあっては技術資料の提出を求める際に送付する資料（以下「契約の申込みの誘引」という。）において、低入札価格調査を受けた者との契約については契約の保証の額を請負代金額の10分の3以上とする旨を明記するものとする。 また、「工事請負契約及び設計業務等委託契約における契約の保証に関する取扱いについて」別添3中「請負代金額の10分の1」を「請負代金額の10分の1（但し、低入札価格調査を受けた者との契約については請負代金額の10分の3）」に読み替える。
--	--

（「品質の確保等を図るための著しい低価格による受注への対応について」における受注者側技術者の増員についての一部改正）

24 「「品質の確保等を図るための著しい低価格による受注への対応について」における受注者側技術者の増員について」（平成15年3月14日付け国地契第109号、国官技第313号、国営計第180号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この項において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
1. 入札参加者への周知 通達記第2の1の規定に該当する場合には監理技術者とは別に専任で同等の要件を満たす技術者（以下、本通達において「技術者」という。）の配置を求める旨及び技術者について監理技術者の通知と同様に契約担当官等に通知する旨を、別紙の標準記載例に基づき、次に掲げる文書に明記することにより周知するものとする。	1. 入札参加者への周知 通達記第2の1の規定に該当する場合には監理技術者とは別に専任で同等の要件を満たす技術者（以下、本通達において「技術者」という。）の配置を求める旨及び技術者について監理技術者の通知と同様に契約担当官等に通知する旨を、別紙の標準記載例に基づき、次に掲げる文書に明記することにより周知するものとする。

イ)・ロ) (略) (削る)	イ)・ロ) (略) <u>ハ)</u> 公募型指名競争入札にあっては技術資料収集に係る揭示
<u>ハ)</u> ・ <u>ニ)</u> (略)	<u>ニ)</u> ・ <u>ホ)</u> (略)
(標準記載例) 技術資料の提出を求める際に送付する資料(工事希望型指名競争入札)の記載例	(標準記載例) 技術資料収集に係る揭示(公募型指名競争入札)及び技術資料の提出を求める際に送付する資料(工事希望型指名競争入札)の記載例
	(略)

(電子入札運用基準についての一部改正)

25 「電子入札運用基準について」(平成15年3月31日付け国地契第113号、国官技第368号、国営計第194号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改 正 後	改 正 前
7-2 入札公告登録 入札公告等を行う次に掲げる入札方式の発注案件においては、公告日の前日までに、入札情報サービス被収集用サーバ(各地方整備局が設置している入札情報サービス用に入札情報を掲載しておくサーバをいう。<u>以下同様。</u>)に登録するものとする。 工事 ・一般競争入札 (削る) 業務 ・公募型プロポーザル ・簡易公募型プロポーザル ・公募型競争入札 ・簡易公募型競争入札 8-5 ICカードの資格等確認 発注者は、<u>一般競争入札方式</u>、<u>公募型競争入札方式</u>、<u>公募型プロポーザル方式</u>において参加申請等のあった業者については、当該業者の業者名及びIC	7-2 入札公告登録 入札公告等を行う次に掲げる入札方式の発注案件においては、公告日の前日までに、入札情報サービス被収集用サーバ(各地方整備局が設置している入札情報サービス用に入札情報を掲載しておくサーバをいう。<u>以下、同様。</u>)に登録するものとする。 工事 ・一般競争入札 ・<u>公募型指名競争入札</u> 業務 ・公募型プロポーザル ・簡易公募型プロポーザル ・公募型競争入札 ・簡易公募型競争入札 8-5 ICカードの資格等確認 発注者は、<u>一般競争入札方式</u>、<u>公募型指名競争入札方式</u>、<u>公募型競争入札方式</u>、<u>公募型プロポーザル方式</u>において参加申請等のあった業者については、

カードの名義人氏名により競争参加資格の有無を確認する。 工事希望型指名競争入札方式、通常指名競争入札方式、標準プロポーザル方式、随意契約において参加申請等のあった業者については、事前に電子メール等で業者が指定したＩＣカードの企業名、名義人氏名により確認する。 以上の確認は、８－１に規定する当該業者の代表者又は受任者か否かの確認を行うものとする。確認した結果、入札又は見積の権限を有しないと判断された場合には、発注者は入札参加者に電話等でその旨を通知するものとし、この場合において、入札参加者が以下の方法によらなければ、当該案件への参加を認めないものとする。 ①・② （略）	当該業者の業者名及びＩＣカードの名義人氏名により競争参加資格の有無を確認する。 工事希望型指名競争入札方式、通常指名競争入札方式、標準プロポーザル方式、随意契約において参加申請等のあった業者については、事前に電子メール等で業者が指定したＩＣカードの企業名、名義人氏名により確認する。 以上の確認は、８－１に規定する当該業者の代表者又は受任者か否かの確認を行うものとする。確認した結果、入札又は見積の権限を有しないと判断された場合には、発注者は入札参加者に電話等でその旨を通知するものとし、この場合において、入札参加者が以下の方法によらなければ、当該案件への参加を認めないものとする。 ①・② （略）
---	---

（低入札価格調査制度調査対象工事における前金払の縮減についての一部改正）

26 「低入札価格調査制度調査対象工事における前金払の縮減について」（平成15年4月15日付け国地契第4号、国官技第14号、国営計第19号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
1. 工事請負契約書における取扱い 工事請負契約書<u>第35条第1項</u>中「10分の4」を「10分の2」に読み替える。 工事請負契約書<u>第35条第6項</u>中「10分の4」を「10分の2」に、「10分の6」を「10分の4」に読み替える。 工事請負契約書<u>第35条第7項及び第8項</u>中「10分の5」を「10分の3」に、「10分の6」を「10分の4」に読み替える。 2. 入札前の周知 入札説明書において、低入札価格調査を受けたものとの契約については別冊契約書案<u>第35条第1項</u>中「10分の4」を「10分の2」とし、<u>第6項、第7項及び第8項</u>もこれに準じて割合を変更する	1. 工事請負契約書における取扱い 工事請負契約書<u>第34条第1項</u>中「10分の4」を「10分の2」に読み替える。 工事請負契約書<u>第34条第5項</u>中「10分の4」を「10分の2」に、「10分の6」を「10分の4」に読み替える。 <u>工事請負契約書第34条第6項及び第7項</u>中「10分の5」を「10分の3」に、「10分の6」を「10分の4」に読み替える。 2. 入札前の周知 入札説明書において、低入札価格調査を受けたものとの契約については別冊契約書案<u>第34条第1項</u>中「10分の4」を「10分の2」とし、<u>第5項、第6項及び第7項</u>もこれに準じて割合を変更する

旨明記するものとする。 指名通知<u>及び</u>工事希望型指名競争入札にあっては技術資料の提出を求める際に送付する資料並びに現場説明書において、低入札価格調査を受けたものとの契約については、前金払の割合を請負代金額の10分の2以内とする旨明記するものとする。 また、現場説明書においてはあわせて工事が進捗した場合の中間前金払及び部分払の請求を妨げるものではない旨を明記するものとする。 附 則 この通達は、平成15年5月1日以降入札公告又は指名通知若しくは技術資料の提出を求める際に送付する資料の送付を行う工事に適用する。	旨明記するものとする。 指名通知<u>並びに公募型指名競争入札にあっては技術資料収集に係る揭示及び</u>工事希望型指名競争入札にあっては技術資料の提出を求める際に送付する資料並びに現場説明書において、低入札価格調査を受けたものとの契約については、前金払の割合を請負代金額の10分の2以内とする旨明記するものとする。 また、現場説明書においてはあわせて工事が進捗した場合の中間前金払及び部分払の請求を妨げるものではない旨を明記するものとする。 附 則 この通達は、平成15年5月1日以降入札公告又は指名通知若しくは技術資料収集に係る揭示若しくは技術資料の提出を求める際に送付する資料の送付を行う工事に適用する。
---	--

(工事におけるISO9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いについての一部改正)

- 27 「工事におけるISO9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いについて」(平成16年9月1日付け国地契第21号、国官技第117号、国営計第65号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
1 対象工事 この取扱いの対象工事は、一般競争入札方式に付する工事(港湾空港関係事務に関するものを除くものとし、監督業務を重点的に実施する工事を除く)。とする。 なお、当分の間、<u>工事希望型指名競争入札方式</u>に付する工事(港湾空港関係事務に関するものを除くものとし、監督業務を重点的に実施する工事を除く。)のうちから、この取扱いを適用することにより事業実施の一層の効率化が見込まれるものを基本として各地方整備局ごとにこれらの入札方式による発注予定工事件数の合計の1割以上抽	1 対象工事 この取扱いの対象工事は、一般競争入札方式に付する工事(港湾空港関係事務に関するものを除くものとし、監督業務を重点的に実施する工事を除く)。とする。 なお、当分の間、<u>公募型指名競争入札方式及び工事希望型指名競争入札方式</u>に付する工事(港湾空港関係事務に関するものを除くものとし、監督業務を重点的に実施する工事を除く。)のうちから、この取扱いを適用することにより事業実施の一層の効率化が見込まれるものを基本として各地方整備局ごとにこれらの入札方式による発注予定

出したものを対象として、この取扱いを試行するものとする。	工事件数の合計の1割以上抽出したものを対象として、この取扱いを試行するものとする。
3 入札説明書等における記載	3 入札説明書等における記載
(1) この取扱いに関し、一般競争入札にあっては入札説明書の「その他」に、 <u>工事希望型指名競争入札にあっては送付資料に、次に掲げる事項を記載するものとする。</u>	(1) この取扱いに関し、一般競争入札にあっては入札説明書の「その他」に、 <u>公募型指名競争入札にあっては技術資料作成要領に、工事希望型指名競争入札にあっては送付資料に、次に掲げる事項を記載するものとする。</u>
①～④ (略)	①～④ (略)
(2) (略)	(2) (略)
12 適用	12 適用
この取扱いは、平成16年10月1日以降に公告する一般競争入札及び同日以降に送付資料を送付する工事希望型指名競争入札から適用するものとする。	この取扱いは、平成16年10月1日以降に公告する一般競争入札、 <u>同日以降に技術資料収集に係る揭示を行う公募型指名競争入札及び同日以降に送付資料を送付する工事希望型指名競争入札から適用するものとする。</u>

(工事希望型競争入札方式の手続についての一部改正)

28 「工事希望型競争入札方式の手続について」(平成17年10月7日付け国地契第82号、国官技第138号、国営計第86号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
1 対象工事 工事希望型競争入札方式は、 <u>地形地質条件、施工条件等の施工上の技術的特性を勘案して地方整備局長等が必要と認める工事について行うものとする。</u>	1 対象工事 工事希望型競争入札方式は、 <u>「一般競争入札方式の実施について」(平成6年6月21日付け建設省厚発第260号)及び「一般競争入札方式の拡大について」(平成17年10月7日付け国地契第80号)の対象工事を除き、地形地質条件、施工条件等の施工上の技術的特性を勘案して地方整備局長等が必要と認める工事について行うものとする。</u>

(出来高部分払方式の実施についての一部改正)

29 「出来高部分払方式の実施について」(平成22年9月28日付け国地契第30号、国官技第207号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
出来高部分払方式 実施要領 4 入札・契約 1) 公告等及び<u>入札参加希望者等</u>への周知 各発注者は、次の内容を記載することにより <u>入札参加希望者等</u>に周知するものとする。 ① 公告等への記載 以下に該当するものに、〔 〕内の文を記載するものとする。 ・一般競争入札の場合：入札公告及び入札説明書 ・<u>指名競争入札の場合：入札説明書</u> ・<u>工事希望型競争入札及び随意契約の場合</u>：送付資料 (記載例) (略) ただし、「施工プロセスを通じた検査の試行について」（平成22年3月29日付け国地契第36号、国官技第338号。以下「施工プロセス検査通達」という。）記第2に掲げる試行対象工事については、以下の〔 〕内の文を記載するものとする。 (記載例) (略) また、「施工者と契約した第三者による品質証明の試行について」（平成25年2月28日付け国地契第73号、国官技第245号、国北予第46－2号。以下「第三者品質証明通達」という。）記第2に掲げる試行対象工事については、以下の〔 〕内の文を記載するものとする。 (記載例) (略) ② (略) 2) (略)	出来高部分払方式 実施要領 4 入札・契約 1) 公告等及び<u>入札参加希望者</u>への周知 各発注者は、次の内容を記載することにより <u>入札参加希望者</u>に周知するものとする。 ① 公告等への記載 以下に該当するものに、〔 〕内の文を記載するものとする。 ・一般競争入札の場合：入札公告及び入札説明書 ・<u>公募型指名競争入札の場合：揭示及び技術資料作成要領</u> ・<u>工事希望型競争入札の場合</u>：送付資料 (記載例) (略) ただし、「施工プロセスを通じた検査の試行について」（平成22年3月29日付け国地契第36号、国官技第338号。以下「施工プロセス検査通達」という。）記第2に掲げる試行対象工事については、以下の〔 〕内の文を記載するものとする。 (記載例) (略) また、「施工者と契約した第三者による品質証明の試行について」（平成25年2月28日付け国地契第73号、国官技第245号、国北予第46－2号。以下「第三者品質証明通達」という。）記第2に掲げる試行対象工事については、以下の〔 〕内の文を記載するものとする。 (記載例) (略) ② (略) 2) (略)

(入札保証金の取扱いに関する試行についての一部改正)

30 「入札保証金の取扱いに関する試行について」（平成24年3月19日付け国官会3

186－2、国地契第91号、国北予第36号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
3 手続 対象事業に係る手続については、会計法令をはじめ「<u>一般競争入札方式の手続について</u>」（令和5年12月27日付け国会公契第22号、国官技第272号、国営計第130号）、「競争入札心得」等によるほか、下記4及び別に定めるところにより行うこととする。	3 手続 対象事業に係る手続については、会計法令をはじめ「<u>一般競争入札方式の実施について</u>」（平成6年6月21日付け建設省厚発第260号）、「<u>一般競争入札方式の拡大について</u>」（平成17年10月7日付け国地契第80号）及び「競争入札心得」等によるほか、下記4及び別に定めるところにより行うこととする。
4 「<u>一般競争入札方式の手続について</u>」等の適用について 上記2の対象事業については、入札保証金及び契約保証金について、次の規定を適用する。 ①～⑨ （略） （別添1）標準入札公告例 ○ 入札手続等 （○）入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法 ○年○月○日から○年○月○日まで（利付国債の提供の場合は○年○月○日まで） 〒○○○-○○○○ ○○県○○市○○町○-○-○ ○○地方整備局総務部契約課○○係 電話○○○○-○○-○○○○ 持参、郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。 ○ その他 （略） （別添2）標準入札説明書例 ○ 入札保証金及び契約保証金 （○）① 入札保証金 納付（保管金の取扱店 ○○○）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁 ○○地方整備局、北海道開発局）又は	4 「<u>一般競争入札方式の実施について</u>」等の特例について 上記2の対象事業については、入札保証金及び契約保証金について、次の規定を適用する。 ①～⑨ （略） （別添1）標準入札公告例 ○ 入札手続等 （○）入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法 平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（利付国債の提供の場合は平成○年○月○日まで） 〒○○○-○○○○ ○○県○○市○○町○-○-○ ○○地方整備局総務部契約課○○係 電話○○○○-○○-○○○○ 持参、郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。 ○ その他 （略） （別添2）標準入札説明書例 ○ 入札保証金及び契約保証金 （○）① 入札保証金 納付（保管金の取扱店 ○○○）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁 ○○地方整備局、北海道開発局）又は

銀行等の保証（取扱官庁 ○○地方整備局、北海道開発局）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。入札保証金の金額等（国債の総額、銀行等の保証に係る保証金額及び入札保証保険に係る保険金額を含む。以下同じ。）は、見積金額の100分の5以上とし、期限までに入札保証金の納付等（入札保証金の納付に代わる担保としての国債又は銀行等の保証の提供及び入札保証金の全部が免除される入札保証保険契約の締結又は銀行等若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）（以下「金融機関等」という。）の契約保証の予約を含む。）以下同じ。）を行わない者及び入札保証金の納付等に係る書類（以下「書類」という。）を提出しない者並びに入札保証金の金額等が入札金額（税込み）（入札価格に消費税及び地方消費税相当額を加えたものをいう。以下同じ。）の100分の5に満たない者又は金融機関等の契約保証の予約に係る契約希望金額が入札金額（税込み）に満たない者若しくは保証金額が入札金額（税込み）の100分の10[政府調達に関する協定（平成7年12月8日条約第23号）の適用対象工事については、100分の30]に満たない者は、入札に関する条件に違反したものとして、その入札を無効とする。なお、利付国債の提供の場合は担保の提供が完了するまでには、振替手続き等相応の日数を要するため、予め取引先の銀行・証券会社等に相談のうえ、期限から十分余裕を持って手続きすること。

イ) 提出期間：○年○月○日（ ）から○

銀行等の保証（取扱官庁 ○○地方整備局、北海道開発局）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。入札保証金の金額等（国債の総額、銀行等の保証に係る保証金額及び入札保証保険に係る保険金額を含む。以下同じ。）は、見積金額の100分の5以上とし、期限までに入札保証金の納付等（入札保証金の納付に代わる担保としての国債又は銀行等の保証の提供及び入札保証金の全部が免除される入札保証保険契約の締結又は銀行等若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）（以下「金融機関等」という。）の契約保証の予約を含む。）以下同じ。）を行わない者及び入札保証金の納付等に係る書類（以下「書類」という。）を提出しない者並びに入札保証金の金額等が入札金額（税込み）（入札価格に消費税及び地方消費税相当額を加えたものをいう。以下同じ。）の100分の5に満たない者又は金融機関等の契約保証の予約に係る契約希望金額が入札金額（税込み）に満たない者若しくは保証金額が入札金額（税込み）の100分の10[政府調達に関する協定（平成7年12月8日条約第23号）の適用対象工事については、100分の30]に満たない者は、入札に関する条件に違反したものとして、その入札を無効とする。なお、利付国債の提供の場合は担保の提供が完了するまでには、振替手続き等相応の日数を要するため、予め取引先の銀行・証券会社等に相談のうえ、期限から十分余裕を持って手続きすること。

イ) 提出期間：平成○年○月○日（ ）か

年〇月〇日（ ）（利付国債の提供の場合は〇年〇月〇日（ ））までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前〇時から午後〇時まで。 ロ）・ハ） （略） ニ）保証期間：〇年〇月〇日（ ）まで〔落札者決定の日から7日を経過した日以降の日で契約担当官等が指定する日を記載する。〕 ホ） （略） ② （略）	ら平成〇年〇月〇日（ ）（利付国債の提供の場合は平成〇年〇月〇日（ ））までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前〇時から午後〇時まで。 ロ）・ハ） （略） ニ）保証期間：平成〇年〇月〇日（ ）まで〔落札者決定の日から7日を経過した日以降の日で契約担当官等が指定する日を記載する。〕 ホ） （略） ② （略）
--	--

（総価契約単価合意方式の実施についての一部改正）

- 31 「総価契約単価合意方式の実施について」（平成28年3月14日付け国地契79号、国官技第360号、国北予第33号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
6. 単価個別合意方式における単価合意の方法 契約書締結直後（設計・施工一括発注方式の場合は、詳細設計完了後に行う変更契約締結後）の単価合意は、契約書第3条第4項の規定に基づき実施する〔5. (1)①の契約書記載例参照〕ほか、以下の手続により実施するものとする。 (1)～(4) （略） (5) 単価合意書を作成の上合意したときは、発注者は、速やかに当該合意書を公表するものとする。<u>この場合において、公表方法及び公表期間については、</u>「工事における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に係る情報の公表について」（平成13年3月30日付け国官会第1429号、国官地第26号）又は「工事における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に係る情報の公表について」（平成13年4月1日付け北開局工管第7号）における予定価格の積算内訳の取扱いに準じて行うものとする。 (6)・(7) （略）	6. 単価個別合意方式における単価合意の方法 契約書締結直後（設計・施工一括発注方式の場合は、詳細設計完了後に行う変更契約締結後）の単価合意は、契約書第3条第4項の規定に基づき実施する〔5. (1)①の契約書記載例参照〕ほか、以下の手続により実施するものとする。 (1)～(4) （略） (5) 単価合意書を作成の上合意したときは、発注者は、速やかに当該合意書を閲覧に供する方法により公表するものとする。<u>この場合においては、</u>「工事における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に係る情報の公表について」（平成13年3月30日付け国官会第1429号、国官地第26号）又は「工事における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に係る情報の公表について」（平成13年4月1日付け北開局工管第7号）における予定価格の積算内訳の取扱いに準じて行うものとする。 (6)・(7) （略）

8. 包括的単価個別合意方式における単価合意の方法 契約書締結直後（設計・施工一括発注方式の場合は、詳細設計完了後に行う変更契約締結後）の単価合意は、契約書第3条第4項の規定に基づき実施する〔5. (1)①の契約書記載例参照〕ほか、以下の手続により実施するものとする。 (1)～(3) (略) (4) 単価合意書を作成の上合意したときは、発注者は、速やかに当該合意書を<u>公表するものとする</u>。この場合において、<u>公表方法及び公表期間については</u>、6. (5)に規定する通達における予定価格の積算内訳の取扱いに準じて行うものとする。 (5)・(6) (略)	8. 包括的単価個別合意方式における単価合意の方法 契約書締結直後（設計・施工一括発注方式の場合は、詳細設計完了後に行う変更契約締結後）の単価合意は、契約書第3条第4項の規定に基づき実施する〔5. (1)①の契約書記載例参照〕ほか、以下の手続により実施するものとする。 (1)～(3) (略) (4) 単価合意書を作成の上合意したときは、発注者は、速やかに当該合意書を<u>閲覧に供する方法により公表するものとする</u>。この場合においては、<u>公表について</u>、6. (5)に規定する通達における予定価格の積算内訳の取扱いに準じて行うものとする。 (5)・(6) (略)
--	---

附 則

(施行期日)

- この通知は、発出の日から施行する。
(会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者の一般競争参加資格の取扱いについての一部改正に伴う経過措置)
- この通知の施行の際現に交付されている第1項の規定による改正前の「会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者の一般競争参加資格の取扱いについて」（平成6年1月18日付け建設省厚発第20号）様式第2号による通知書は、第1項の規定による改正後の「会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者の一般競争参加資格の取扱いについて」（平成6年1月18日付け建設省厚発第20号）様式第2号による通知書とみなす。
(工事における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に係る情報の公表についての一部改正に伴う経過措置)
- 第17項の規定による改正後の「工事における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に係る情報の公表について」（平成13年3月30日付け国官会第1429号、国官地第26号。以下「新工事情報公表通知」という。）別表Ⅰ－(1)及び別表Ⅱ－(1)に掲げる公表方法については、令和6年3月31日までは、なお従前の例によることができる。
- 新工事情報公表通知別表Ⅰ－(2)⑤イ)、⑥ロ) からへ) まで、⑨、⑫及び⑬、別表Ⅰ－(3)④イ)、⑤ロ) からへ) まで、⑧、⑪及び⑫並びに別表Ⅰ－(4)②イ)、③、⑤及び⑥並びに別表Ⅱ－(2)⑤イ)、⑥ロ) からへ) まで、⑨、⑫及び⑬、別表Ⅱ－(3)④イ)、⑤ロ) からへ) まで、⑧、⑪及び⑫並びに別表Ⅱ－(4)②イ)

、③、⑤及び⑥の規定の適用については、当分の間、新工事情報公表通知別表Ⅰ－(2)⑤イ)、⑥ロ) からへ) まで、⑨、⑫及び⑬、別表Ⅰ－(3)④イ)、⑤ロ) からへ) まで、⑧、⑪及び⑫並びに別表Ⅰ－(4)②イ)、③、⑤及び⑥中「ホームページ上又は入札情報サービス（P P I）上」とあるのは「ホームページ上」と、新工事情報公表通知別表Ⅱ－(2)⑤イ)、⑥ロ) からへ) まで、⑨、⑫及び⑬、別表Ⅱ－(3)④イ)、⑤ロ) からへ) まで、⑧、⑪及び⑫並びに別表Ⅱ－(4)②イ)、③、⑤及び⑥中「ホームページ上又は入札情報サービス（P A S）上」とあるのは「ホームページ上」とする。

- 5 前項の規定にかかわらず、令和6年3月31日までに入札公告、落札者決定、契約締結その他の新工事情報公表通知別表に掲げる公表内容の公表事由が生じた場合における新工事情報公表通知別表Ⅰ－(2)からⅠ－(4)まで及び別表Ⅱ－(2)からⅡ－(4)までに掲げる公表方法については、なお従前の例によることができる。

（建設コンサルタント業務等における入札及び契約の過程並びに契約の内容に係る情報の公表についての一部改正に伴う経過措置）

- 6 第22項の規定による改正後の「建設コンサルタント業務等における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に係る情報の公表について」（平成14年9月5日付け国官会第1211号、国地契第34号。以下「新業務情報公表通知」という。）別表Ⅰ－(1)並びに別表Ⅱ－(1)に掲げる公表方法については、令和6年3月31日までは、なお従前の例によることができる。

- 7 新業務情報公表通知別表Ⅰ－(2)⑤イ)、⑥ロ) からへ) まで、⑨、⑫及び⑬、別表Ⅰ－(3)⑤イ)、⑥ロ) からへ) まで、⑨、⑫及び⑬、別表Ⅰ－(4)⑦イ)、⑧、⑩及び⑪並びに別表Ⅰ－(5)②イ)、③、⑤及び⑥並びに別表Ⅱ－(2)⑤イ)、⑥ロ) からへ) まで、⑨、⑫及び⑬、別表Ⅱ－(3)⑤イ)、⑥ロ) からへ) まで、⑨、⑫及び⑬、別表Ⅱ－(4)⑦イ)、⑧、⑩及び⑪並びに別表Ⅱ－(5)②イ)、③、⑤及び⑥の規定の適用については、当分の間、新業務情報公表通知別表Ⅰ－(2)⑤イ)、⑥ロ) からへ) まで、⑨、⑫及び⑬、別表Ⅰ－(3)⑤イ)、⑥ロ) からへ) まで、⑨、⑫及び⑬、別表Ⅰ－(4)⑦イ)、⑧、⑩及び⑪並びに別表Ⅰ－(5)②イ)、③、⑤及び⑥中「ホームページ上又は入札情報サービス（P P I）上」とあるのは「ホームページ上」と、新業務情報公表通知別表Ⅱ－(2)⑤イ)、⑥ロ) からへ) まで、⑨、⑫及び⑬、別表Ⅱ－(3)⑤イ)、⑥ロ) からへ) まで、⑨、⑫及び⑬、別表Ⅱ－(4)⑦イ)、⑧、⑩及び⑪並びに別表Ⅱ－(5)②イ)、③、⑤及び⑥中「ホームページ上又は入札情報サービス（P A S）上」とあるのは「ホームページ上」とする。

- 8 前項の規定にかかわらず、令和6年3月31日までに指名通知、落札者決定、契約の締結その他の新業務情報公表通知別表に掲げる公表内容の公表事由が生じた場合における新業務情報公表通知別表Ⅰ－(2)からⅠ－(5)まで及び別表Ⅱ－(2)からⅡ－(5)までに掲げる公表方法については、なお従前の例によることができる。